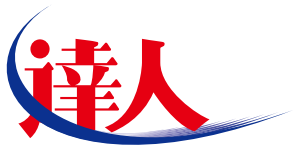




「所得税の達人」操作研修会

NTT DATA
Trusted Global Innovator



2023年1月
株式会社NTTデータ

目次

1. 税制改正と機能追加
2. 「所得税の達人」基本操作
3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込
4. 「電子申告の達人」基本操作
5. 「電子申告の達人」基本操作（電子納税）
6. 新サービス 達人Cube「データ収集・配信」のご紹介
7. 一括処理「所得税の達人」カスタマイズオプション
8. その他

※本資料で使用しているシステム画面は開発中のものです。そのため、実際の製品画面と異なる場合があります。

1. 税制改正と機能追加

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】

1. 帳票の新規追加（帳票種別は〔標準〕）

様式名称
収支内訳書 一般用（雑（業務）所得）

2. 帳票の削除

対象帳票	
申告書A	第一表、第二表
申告書（修正申告用）	第五表

3. 帳票の新様式への対応

詳細は[達人Cubeの情報コミュニティに掲載の「利用ガイド」](#)にてご確認ください。

4. 成年年齢の変更への対応

2022年4月1日より成年年齢が変更されたことに対応し、「納税額計算シート」の住民税非課税の判定に利用している、未成年者の判定の演算式を変更

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】

5. 桁数の拡張

帳票の新様式への対応に伴い、「申告書 第二表」－「特例適用条文等」の桁数を各行全角100文字に拡張し、演算式も変更

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (㉑)			
所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

○ 寄附金控除に関する事項 (㉒)	
寄附先の名称等	寄附金
-----	円

特例適用条文等

← 桁数と演算式の変更

6. 画面の変更/追加

- ① [新規作成/基本情報の登録] 画面
 - ・ [申告情報] タブに以下の項目を追加

項目
申告区分
一般用（雑（業務）所得）

- ・ [申告情報] タブの [申告種別] を削除

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】

- ・ [申告情報] タブ - [(管轄)] の内容を以下に変更 (※初期値は [住所] です。)

内容
住所、居所、事業所等

新規作成

接続先: (local)/DATABASE 参照

申告情報 個人情報 還付先金融機関情報 帳票選択 税理士情報

個人コード: 事業者一覧

フリガナ:

氏名:

申告区分: 確定 修正

青白区分: 青色 白色

青色申告決算書: 一般用(営業所得) 一般用(その他所得) 不動産所得用 農業所得用

収支内訳書: 一般用(雑(業務)所得)

計算設定(減価償却費の計算)

申告年度: 令和 04 年分

提出税務署: 税務署 税務署番号: 参照 (管轄)

整理番号: 特別農業所得者 国外転出時課税適用者

住所
居所
事業所等

利用者識別番号: 参照 ※死亡した者の準確定申告の場合は、相続人の利用者識別番号を入力してください。(e-Tax)

F1 ヘルプ
F3 参照
F5 検索
F7 計算設定
F9 複数更新
F12 漢字
Ctrl+F 確定
ESC キャンセル

← 項目の追加と削除と変更

- ・ [個人情報] タブの [住所等] を [住所] に変更

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】

- ・ [還付先金融機関情報] タブに以下の項目を追加

項目
公金受取口座登録の同意
公金受取口座の利用

※還付される税金がある場合に [公金受取口座登録の同意] にチェックを付けると、[申告書 第一表] の [公金受取口座登録の同意] 欄に丸が付きます。

※還付される税金がある場合に [公金受取口座の利用] にチェックを付けると、[申告書 第一表] の [公金受取口座の利用] 欄に丸が付きます。

※「達人Cube」にログインしている場合、[公金受取口座の利用] の下に、デジタル庁が掲載している公金受取口座登録制度のホームページへのリンクが表示されます。

← 項目の追加

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】

②申告書 第一表

- ・ [振替継続希望] をダブルクリックして表示される [振替継続希望] 画面を追加

The image shows a portion of a tax return form with a red box highlighting the '振替継続希望' (Direct Debit Continuation Hope) field. A red arrow points from this field to a dialog box titled '振替継続希望'. The dialog box contains a checkbox labeled '振替納税の継続を希望する' (I hope to continue direct debit tax payments) and buttons for 'Enter 確定' (Enter Confirm) and 'ESC キャンセル' (ESC Cancel).

- ・ [ウ] の [不動産] - [区分2] をダブルクリックして表示される [不動産区分] 画面の「1」を変更

The image shows a portion of a tax return form with a red box highlighting the '区分2' (Classification 2) field under '不動産' (Real Estate). A red arrow points from this field to a dialog box titled '不動産区分'. The dialog box contains a list of options for selecting the recording method for real estate. Option 1 is highlighted with a red box and a red arrow pointing to it from the text '文言の変更' (Change of text). The options are:

- 選択なし
- 1 電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たし、電磁的記録による保存に係る届出書（又は電磁的記録に係る承認申請書）を提出し、総勘定元帳、仕訳帳等について電磁的記録による備付け及び保存を行っている場合
- 2 会計ソフト等の電子計算機を使用して記録している場合（①に該当する場合は除きます。）
- 3 総勘定元帳、仕訳帳等を備え付け、日々を取引を正規の簿記の原則（複式簿記）に従って記録している場合（①及び②に該当する場合は除きます。）
- 4 日々を取引を正規の簿記の原則（複式簿記）以外の簡易な方法で記録している場合（②に該当する場合は除きます。）
- 5 上記のいずれにも該当しない場合（記録の仕方が分からない場合を含みます。）

- ・ [キ] の [雑] - [業務] - [区分] をダブルクリックして表示される [雑（業務）区分] 画面を追加

The image shows a portion of a tax return form with a red box highlighting the '区分' (Classification) field under '雑業務' (Miscellaneous Business). A red arrow points from this field to a dialog box titled '雑(業務)区分'. The dialog box contains a list of options for selecting the recording method for miscellaneous business. Option 1 is highlighted with a red box and a red arrow pointing to it from the text 'ダブルクリックして表示' (Double-click to display). The options are:

- 選択なし
- 1 現金主義を適用する場合

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】

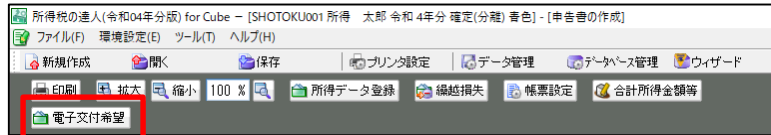
- ・ツールボタン「電子交付希望」をクリックして表示される「電子交付希望」画面において、以下のe-Taxでの通知の希望の有無をチェックボックスで選択できるよう追加

e-Taxでの通知の希望が有の場合に、1つでもチェックを付けると帳票右下にその旨を表示します。

※「国税還付金振込通知書」の電子発行は令和5年6月中旬に対応開始予定です。

項目
所得税の予定納税額等の通知書
国税還付金振込通知書

■ 画像はe-Taxでの通知を2つ希望する場合です。



クリックして表示

電子交付希望

以下の書類に係る通知等がある場合に、e-Taxによる電子通知を希望する場合はチェックを入れてください。
※代理送前より電子通知を希望して提出した場合、通知は納税者のみに送信されます。
※利用者識別番号の変更等が発生した場合、e-Taxによる通知が行われない場合があります。
※チェックを入れた場合、対応する表示様式にチェック状況が表示されます。
※国税還付金振込通知書の電子発行は、令和5年6月中旬に対応開始予定です。

書類名	表示様式
<input type="checkbox"/> 加算税の課税決定通知書	申告書[第一表]
<input checked="" type="checkbox"/> 所得税の予定納税額等の通知書	申告書[第一表]
<input checked="" type="checkbox"/> 国税還付金振込通知書	申告書[第一表]
<input type="checkbox"/> 住宅借入金等特別控除証明書	住宅借入金等の計算明細書

Ctrl+Enter 確定 ESC 特記欄

項目の追加

確定をクリック

整理欄	区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K		一冊
	異動													
	補完													

この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxによる通知を希望します。(加算税 予定納税 還付金振込)

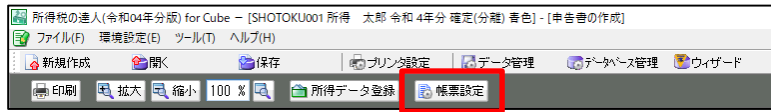
文言の表示

1. 税制改正と機能追加

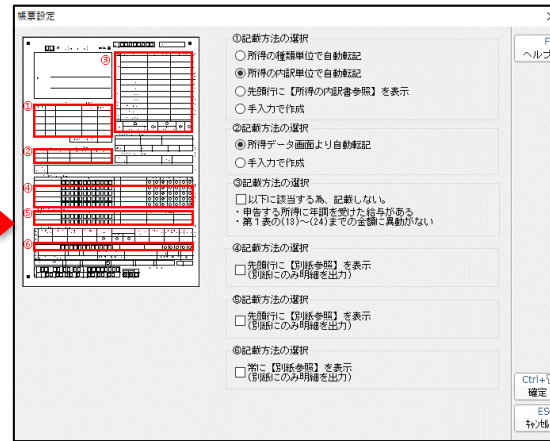
【税制改正対応】

③申告書 第二表

- ・ツールボタン [帳票設定] をクリックして表示される [帳票設定] 画面を大幅に変更

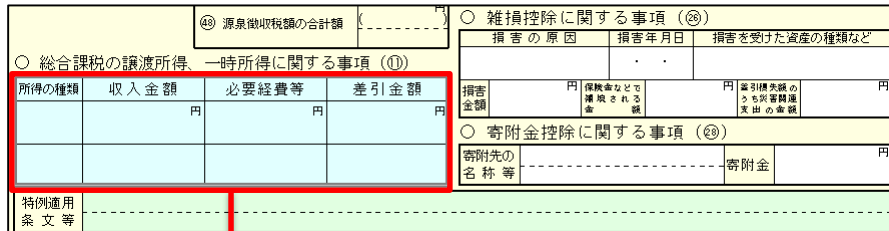


クリックして表示



画面の大幅な変更

- ・ [○総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項] をダブルクリックして表示される [総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項] 画面を追加。 [帳票設定] 画面 - [②記載方法の選択] で [手入力で作成] を選択している場合に表示できます。



ダブルクリックして表示



1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】

- ・ [13] [社会保険料控除] [14] [小規模企業共済等掛金控除] をダブルクリックして表示される [社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除] 画面を追加

【帳票設定】画面で [③記載方法の選択] にチェックを付けず、以下の帳票を作成していない場合に表示できます。

帳票	
【入力用】給与所得の源泉徴収票	
【入力用】公的年金等の源泉徴収票	
【入力用】社会保険料等に係る控除証明書等	

	保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
③ 社会保険料控除		円	円
⑤ 生命保険料控除	新生命保険料	円	円
	旧生命保険料	円	円
	新個人年金保険料	円	円
	旧個人年金保険料	円	円
	介護医療保険料	円	円
⑥ 地震保険料控除	地震保険料	円	円
	旧長期損害保険料	円	円

ダブルクリックして表示

保険料等の区分	保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】

- ・ [○配偶者や親族に関する事項] をダブルクリックして表示される [配偶者、扶養親族控除等] 画面に項目を追加

特例適用 条文等									
○ 配偶者や親族に関する事項 (②③)									
氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他		
明大 昭平		配偶者	・	特	特	同	特		
明大 昭平		特	・	特	特	同	特		
明大 昭平		特	・	特	特	同	特		
明大 昭平		特	・	特	特	同	特		
明大 昭平		特	・	特	特	同	特		

ダブルクリックして表示

配偶者、扶養親族控除等

■ 対象情報 (この画面で設定された情報は、家族情報の登録画面にも反映されます。)

本人氏名 性別 障害者区分 所得調整 配偶 ひとり親
 個人番号 生年月日 障害者区分 所得調整 ひろり親
 勤労学生 勤労学生
 年額以外かつ専従学校等

所得 太郎 男性 非該当 非該当

配偶者氏名 続柄 所得調整適用 国外居住 住民税 所得調整 送贈所得のある親族
 個人番号 生年月日 障害者区分 障害者区分 同一生計配偶者 別居 第二表(2)～(2)欄表示
 送贈所得を除く所得金額 該当 対象外 円

扶養親族氏名 続柄 所得調整適用 国外居住 住民税 所得調整 送贈所得のある親族
 個人番号 生年月日 障害者区分 障害者区分 16歳未満扶養親族 別居 第二表(2)～(2)欄表示
 送贈所得を除く所得金額 該当 対象外 円

■ 所得詳細情報

所得 ひろり親 勤労学生 障害者 配偶者 配偶者特別 扶養親族
 入力 円 入力 円 入力 円 入力 円 入力 円 入力 円

← 項目の追加

- ・ [国外] をダブルクリックして表示される [国外居住] 画面を追加

非課税所得など	所得金額	損益通算の特例適用前の 不動産所得	前年中の開始・廃止 期間(廃)業
不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額		事業用資産の減価償却など	他都道府県の事務所等
上記の配偶者・親族・事業専従者 のうち別居の者の氏名・住所		国外 所得で控除対象配偶者 ととした専従者 氏名	続柄 一連 番号

ダブルクリックして表示

国外居住

別居の者が国外居住親族に該当する

Enter 確定 ESC キャンセル

- ・ 「申告書 第一表」から表示された [税理士提出書面の選択] 画面を、「申告書 第二表」から表示するよう変更

申告書 区分	申告書 年月日	所得 種類	申告 期限	税理士提出書面 30条 30条の2	税理士署名・電話番号 法人会計事務所 税理士 税務 太郎 03 - 1234 - 1234
法	の	の	の		

ダブルクリックして表示

税理士提出書面の選択

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第30条の2の書面提出有

Enter 確定 ESC キャンセル

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】

④ [所得データの登録－【総合課税】雑（業務）] 画面

- ・ツールボタン [所得データ登録] から表示される [所得データの登録－【総合課税】雑（業務）] 画面に [収支内訳書より転記] を追加

所得データの登録－【総合課税】雑(業務)

収支内訳書より転記 所得の内訳書より転記 手入力

種目 所得の生ずる場所(支払者の名称等) 入力

参照

取入金額 必要経費 (内) 源泉徴収税額

F1 ヘルプ F3 参照 F12 漢字 Ctrl+Enter 確定 ESC キャンセル

⑤ [所得データの登録－【分離課税】退職] 画面

- ・ツールボタン [所得データ登録] から表示される [所得データの登録－【分離課税】退職] 画面に [(内) 一般分] 及び [(内) 短期分] を追加。また、[重複年数] の項目名や入力方法を変更

所得データの登録－【分離課税】退職

源泉徴収票(入力用)より転記 所得の内訳書より転記 手入力

種目 所得の生ずる場所(支払者の名称等) 入力

参照

(内) 一般分 収入金額 控除額 所得金額(適宜前)

(内) 短期分 収入金額 勤続年数 重複年数 控除額 入力 所得金額(適宜前)

全量控除期間を除く 入力

(内) 特定短期分 収入金額 勤続年数 重複年数 控除額 入力 所得金額(適宜前)

全量控除期間を除く 入力

退職所得 収入金額 勤続年数 金庫年数 控除額 入力 源泉徴収税額 所得金額(適宜前) 繰越損失 入力

所得金額(繰越後)

F1 ヘルプ F3 参照 F12 漢字 Ctrl+Enter 確定 ESC キャンセル

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】

⑥所得の内訳書

- ・ [所得の内訳の登録] 画面 – [所得種類] で [【総合課税】雑（業務）] を選択している場合、[連動設定] に [収支内訳書より転記] を追加

所得の種類	所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地、法人番号、電話番号	所得の要因となる資産の種別	収入金額 (源泉徴収額を差し引かれる前の収入金額)	源泉徴収税額	支払確定年月又は支払を受けた年月
	(電話)		円内	円	年 月
	(電話)				

ダブルクリックして表示

項目の追加

- ・ [所得の内訳の登録] 画面 – [種目] – [参照] ボタンをクリックして表示される [種目一覧] 画面について、以下の項目を変更 [所得種類] より「【分離課税】退職」を選択すると表示されます。

種目
退職金
一時恩給

項目の変更

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】

⑦ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (一面)

- ・ [2 新築又は購入した家屋等に係る事項] - [イ] [契約日・契約区分] - [区分] をダブルクリックして表示される [契約区分] 画面に、区分を追加

2 新築又は購入した家屋等に係る事項		家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	平成 令和		
契約日	平成 令和		
契約区分			
補助金等控除額の取得対価の額			
交付を受ける補助金等の額			
取得対価の額 (②-④(②-④))			
総(床)面積			
うち居住用部分の(床)面積			

ダブルクリックして表示

契約区分

選択なし

1 住宅の新築に係る契約

2 新築住宅の購入に係る契約(居住開始日が令和4年1月1日以後の場合)又は、新築住宅や中古住宅の購入に係る契約(居住開始日が令和3年12月31日以前の場合)

3 買取再販住宅の購入に係る契約(居住開始日が令和4年1月1日以後の場合)

4 中古住宅の購入に係る契約(居住開始日が令和4年1月1日以後の場合)

Enter 確定 ESC キャンセル

← 区分の追加

- ・ [9 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額] をダブルクリックして表示される [(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の選択] 画面において、選択肢の追加と変更をしました。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番号	20	金額	0000
--	----	----	----	------

ダブルクリックして表示

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の選択

次のいずれか該当する特別控除額について選択します。

選択なし

住宅借入金等特別控除額の適用を受ける場合 (8から12のいずれかを選択する場合は除きます。)

1 令和4年の(特例)特別特例取得の場合

2 上記1以外の場合

住宅借入金等特別控除額の控除額の特例を選択した場合

3 平成20年の特例制度の場合

認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合

4 認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当する場合(令和4年の(特例)特別特例取得の場合)

5 認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当する場合(上記4以外の場合)

6 ZEH水準省エネ住宅に該当する場合

7 省エネ基準適合住宅に該当する場合

特定増改築等住宅借入金等特別控除額の適用を受ける場合

8 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除額を選択した場合

9 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除額を選択した場合

10 多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除額を選択した場合

震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除額の控除額の特例を選択した場合

11 令和4年の(特例)特別特例取得の場合

12 上記11以外の場合

F1 ヘルプ Enter 確定 ESC キャンセル

← 選択肢の追加と変更

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】

⑧ [納税地区分] 画面

- 以下の帳票において、[住所] をダブルクリックして表示される [納税地区分] 画面を追加

対応帳票	
申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）（東日本大震災の被災者の方用）	
国外財産調書合計表	
財産債務調書合計表	

- 画像は「財産債務調書合計表」です。

令和 04 年 1 2 月 3 1 日分 財産債務調書合計表

住所

ダブルクリックして表示

納税地区分

入力

住所(○表示なし)

事業所

事務所

居所など

※選択した値は以下の帳票から呼び出される「納税地区分」画面で共有されます。

- ・申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)(震災用)
- ・財産債務調書合計表
- ・国外財産調書合計表

Ctrl+F 確定

ESC キャンセル

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】

⑨【入力用】給与所得の源泉徴収票

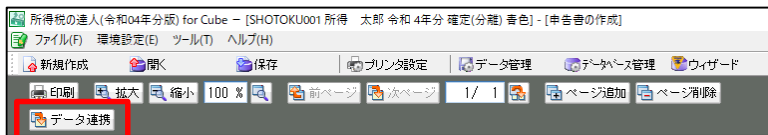
- ・ [住宅借入金等特別控除区分（1回目／2回目）] をダブルクリックして表示される [住宅借入金等特別控除区分] 画面に、区分を追加

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円
住宅借入金等特別控除適用款			居住開始年月日 (1回目)	年 月 日			住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等控除区分(1回目)	円
住宅借入金等特別控除可能額			居住開始年月日 (2回目)	年 月 日			住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等控除区分(2回目)	円

ダブルクリックして表示

区分の追加

- ・ ツールボタン [データ連携] をクリックしてデータ連携を進めていくと表示される場合がある [住宅借入金等特別控除区分] 画面の [連動先] に、区分を追加。表示される区分は、「年調・法定調書の達人（令和04年分版）」で入力している内容により異なります。



クリックしてデータ連携を進めていくと表示

区分の追加

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】

⑩ 納税額計算シート

- ・ [■ 住民税計算シート] - [退職] をダブルクリックして表示される [退職所得の登録] 画面を追加。本追加に伴い、演算式も変更

■ 住民税計算シート (政令指定都市: 非該当)			
区分	金額	区分	金額
総合課税の所得(配当以外)		社会保険料	
配当(総合課税の配当所得)		小規模企業共済掛金	
配当(住民税課税配当所得)		生命保険料	
総合課税の所得計		地震保険料	
短期譲渡(一般)		寡婦	
# (経過)		ひとり親	
長期譲渡(一般)		勤労学生	
# (特定)		障害者	
# (経過)		配偶者特別控除	
一般株式等の譲渡		扶養	
上場株式等の譲渡		基礎	
上場株式等の配当等		雑損	
先物取引		医療費	
山林		その他	
退職			

ダブルクリックして表示

退職所得の登録

源泉分離課税の対象とならない退職所得の損益通算後の金額を入力してください。

※前年からの純損失・雑損失などの繰越控除がある場合は、その適用後の退職所得の金額を[繰越控除適用後の金額]に書き入力してください。

繰越控除適用前の金額
(合計所得金額の計算用) 円

繰越控除適用後の金額
(総所得金額等の計算用) 入力 円

Ctrl+Enter 確定 ESC キャンセル

- ・ [14] [住宅借入金等特別税額控除額] をダブルクリックして表示される [住宅借入金等特別税額控除の適用] 画面において、居住開始年を令和7年までに変更

区分	課税標準額	市町村民税	都道府県民税	合計
均等割				
総合課税の所得				
短期譲渡				
長期譲渡				
株式等の譲渡				
上場株式等の配当等				
先物取引				
山林				
退職				
計(①~⑩)				
(内給与分)				
調整控除額				
配当控除額				
住宅借入金等特別税額控除額				
外国税額控除額				
免状額				
災害損失額				
差引所得割額				
配当割額控除額				
株式等譲渡所得割額控除額				
合計				

ダブルクリックして表示

住宅借入金等特別税額控除の適用

所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額を個人住民税で税額控除する場合に選択してください。

自動判定モード 手入力モード

住宅借入金等特別税額控除を適用する
(下記「控除限度額の拡充条件」のいずれかに該当する)

控除限度額の拡充条件

- ・住宅等の取得が特定取得に該当する場合
- ・震災特例を選択し、平成28年4月1日以降に居住開始した場合

適用に当たっての注意事項
適用に当たって、下記の①の②の内容を確認してください。

①上記控除を適用する場合、居住開始年が平成21年から令和7年までの各年に限ります。

②特定増改築に係る住宅借入金等特別税額控除額は、上記の控除額を計算する上で適用できません。

F1 ヘルプ Enter 確定 ESC キャンセル

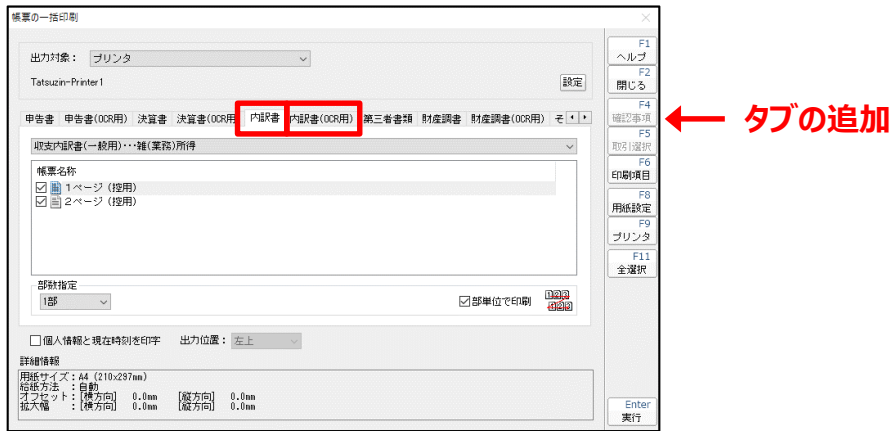
← 文言の変更

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】

⑪ [帳票の一括印刷] 画面

- ・「収支内訳書 一般用（雑（業務）所得）」を印刷するための [内訳書] タブ及び [内訳書（OCR用）] タブを追加



7. 「外国税額控除に関する明細書（居住者用）」の変更

- (2面) の [3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算] - [3] [所得総額] を入力切替項目に変更

所得税額	①	円	←
復興特別所得税額	②		←
所得総額	③		←
調整国外所得金額	④		←
所得税の控除限度額 (①×④)	⑤		→
復興特別所得税の控除限度額 (②×④)	⑥		→

← 入力切替項目に変更

1. 税制改正と機能追加

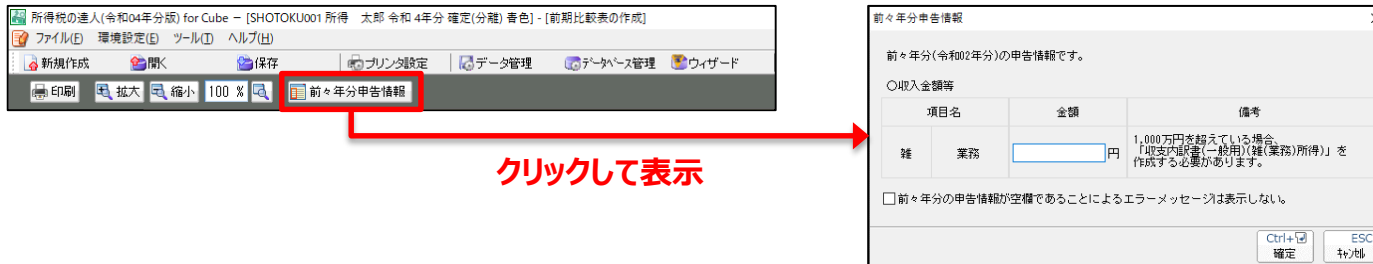
【税制改正対応】

8. 「所得税及び復興特別所得税の申告書の前期比較表」の変更

前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が1,000万円を超える場合は、当該業務に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該申告書に添付しなければならなくなったため、以下を変更

① [前々年分申告情報] 画面の追加

- ・ツールボタン [前々年分申告情報] をクリックすると表示される [前々年分申告情報] 画面を追加



クリックして表示

② エラーメッセージの追加

- ・以下のどちらかの条件に該当する場合、エラーメッセージを表示するよう変更

条件

前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が1,000万円を超えていて、添付書類が作成されていない

前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が空欄で、添付書類が作成されていない

1. 税制改正と機能追加

【機能追加】

1. 「死亡した者の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）」の変更

① ツールボタン [電子申告連動情報] の削除

- ・ ツールボタン [電子申告連動情報] を削除し、帳票欄外の注意書きも変更
- ・ [3 相続人等の代表者の指定] - [相続人等の代表者の氏名] を入力切替項目に変更

初期値は [5 相続人等に関する事項] - (2) [氏名 (署名)] の1ページ目の一番左の列に入力した名前が反映されます。

死亡した者の令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (兼相続人の代表者指定届出書)			
1 死亡した者の住所・氏名等			
住 所	氏 名	死 亡 年 月 日	
(〒 -)	フリガナ ヨシクワ 所得 太郎	年 月 日	
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金		第3期分の税額	円...A
3 相続人等の代表者の指定		相続人等の代表者の氏名	相続 太郎
4 限定承認の有無		限定承認	

← ツールボタン [電子申告連動情報] を削除し注意書きも変更

← 入力切替項目に変更

② 年齢の判定の変更

- ・ 準確定申告の場合、配偶者及び扶養親族の年齢を、「死亡した者の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）」- [死亡年月日] を考慮して判定するよう変更

1 死亡した者の住所・氏名等			
住 所	氏 名	死 亡 年 月 日	
(〒 -)	フリガナ ヨシクワ 所得 太郎	年 月 日	
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金		第3期分の税額	円...A

← 準確定申告の場合 [死亡年月日] を考慮

1. 税制改正と機能追加

【機能追加】

③氏名等の表示の変更

- 「死亡した者の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）」を作成している場合、以下の帳票の氏名又は名称の前に“被相続人”と表示するよう変更

対応帳票	項目	
申告書	第一表	氏名
	第二表	氏名
申告書（分離課税用）	第三表	氏名
添付書類台紙（表面）	氏名	
税務代理権限証書	依頼者－氏名又は名称	

■ 画像は「申告書 第一表」です。

氏名又は名称の前に“被相続人”と表示

2. 「【入力用】退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の変更

- 「申告書（分離課税用）第三表」又は「申告書（損失申告用）」を1つでも作成している時のみ、作成できるよう変更

← どちらかを作成している時のみ「【入力用】退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を作成可能

1. 税制改正と機能追加

【機能追加】

3. 「【入力用】寄附金の受領証等（1面）」の変更

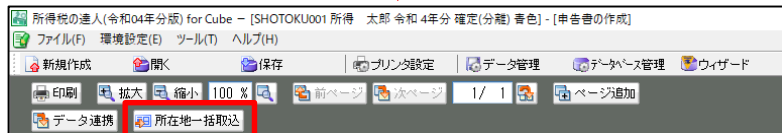
【寄附先の所在地・名称】の【名称】が都道府県・市区町村名である場合に、【寄附先の所在地・名称】の【所在地】を一括で設定できる機能を追加。ツールボタン【所在地一括取込】をクリックすると設定できます。

設定すると、【住民税区分】は【都道府県・市区町村分（ふるさと納税）】が設定されます。

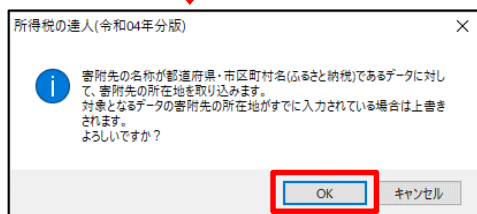
1 特定寄附金の内訳(2～5に掲げる寄附金を除く。)			
寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
年 月 日	所在地 名称 北海道		円
年 月 日	所在地 名称 千代田区		
年 月 日	所在地 名称 沖縄県		

1 特定寄附金の内訳(2～5に掲げる寄附金を除く。)			
寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
年 月 日	所在地 名称 北海道札幌市中央区北三条西6丁目1	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	円
年 月 日	所在地 名称 東京都千代田区九段南1丁目2-1	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	
年 月 日	所在地 名称 千代田区		
年 月 日	所在地 名称 沖縄県那覇市泉崎1丁目2-2	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	
年 月 日	所在地 名称 沖縄県		

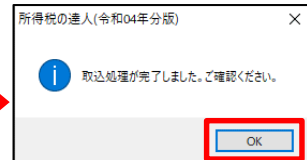
都道府県・市区町村名を入力



【所在地一括取込】をクリック



「OK」をクリック



「OK」をクリック

【所在地】と【住民税区分】が一括で設定されます。

1. 税制改正と機能追加

【機能追加】

4. 納税額管理表の変更

① 欄外の文言の変更

- 以下の帳票において、計算の基準日の記載を、申告年度の12月から翌年の1月1日に変更

対応帳票
納税額管理表
納税額管理シート

区分	金額
事業所得金額(営業等) ①	
不動産所得金額(損益通算の特例適用前)(課税) ②	
合計(①+②) ③	
所得税の事業等従事控除 ④	
所得税の青色申告特別控除 ⑤	
事業税の事業等従事控除 ⑥	
非課税所得金額等 ⑦	
差引所得金額(③+④+⑤-⑥-⑦) ⑧	
所得税の繰越控除額 ⑨	
⑧の調整額 ⑩	
事業用資産の譲渡損失控除額 ⑪	
事業主控除額 ⑫	
控除額合計(⑧+⑩+⑪+⑫) ⑬	
課税標準額(⑧-⑬) ⑭	
税率(第1種事業) 1 ⑮	5.000 %
事業税額 ⑯	

■ 画像は「納税額計算シート」です。

← 文言の変更

② 自動判定機能の追加

- 「納税額計算シート」- [14] [住宅借入金等特別税額控除額] をダブルクリックして表示される [住宅借入金等特別税額控除の適用]

画面において、自動判定する機能を追加

本追加に伴い、「【入力用】給与所得の源泉徴収票」の住宅借入金等特別控除に関する一部項目を翌期繰越するよう変更

区分	課税標準額	市町村民税	都道府県民税	合計
給与所得				
総合課税の所得				
短期譲渡				
所得				
長期譲渡				
株式等の譲渡				
上場株式等の配当等				
所得割				
山林				
遺贈				
計(①~⑧)				
(内給与分)				
課税控除額				
控除額合計				
住宅借入金等特別税額控除額				
外国税額控除額				
先払額				
実費先払				
差引所得割額				
配当割額控除額				
株式等譲渡所得割額控除額				
合計				

ダブルクリックして表示

住宅借入金等特別税額控除の適用

所得税から控除されなかった住宅借入金等特別税額控除額を(個人住民税)に繰越控除する場合は選択してください。

自動判定モード 手入力モード

住宅借入金等特別税額控除を適用する
(「下記「控除限度額の拡充条件」のいずれかに該当する。)

控除限度額の拡充条件

- 住宅等の取得が特定取得に該当する場合
- 震災特例を選択し、平成28年4月1日以降に居住開始した場合

適用に当たっての注意事項

適用に当たって、下記①、②の内容を確認してください。

①上記控除を適用する場合、居住開始年が平成1年から令和7年までの各年に限ります。

②特定増改築に係る住宅借入金等特別税額控除は、上記の控除額を計算する上で適用できません。

F1 ヘルプ Enter 確定 ESC 移動

← 自動判定する機能を追加

1. 税制改正と機能追加

【機能追加】

5. 演算式の変更

① 申告書第二表

- 「死亡した者の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）」を作成している場合、以下の項目が空欄となるよう変更

項目										
配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、都道府県・市区町村への寄附 共同募金・日赤その他の寄附、都道府県条例指定寄附、市区町村条例指定寄附										

○ 住民税・事業税に関する事項										
住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の取扱方法	都道府県、市区町村への寄附（特例除外対象）	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
		円	円	円	円	円	円	円	円	円

← 空欄となる条件を追加

② 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）（1面）

- 以下の項目が空欄となる条件を変更

項番	項目
1	上場株式等に係る譲渡所得等の金額
2	上場株式等に係る譲渡損失の金額

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場株式等」の①欄の金額）	① 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※）（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場株式等」の②欄の金額）	② 円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額（①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③ 円

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場株式等」の②欄の括弧内の金額）のみを記載します。

← 空欄となる条件を変更

1. 税制改正と機能追加

【機能追加】

③確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）（1面）

- ・ [4] [上場株式等に係る譲渡損失の金額] が空欄となる条件を変更

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	
一般株式等に係る譲渡所得等の金額（損失の金額がない場合は0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「①」の金額）	①
特定投資株式に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合は0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「②」の金額）	②
上場株式等に係る譲渡所得等の金額（損失の金額がない場合は0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「③」の金額）	③
上場株式等に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合は0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「④」の金額（※））	④

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「④」の括弧内の金額）のみを記載します。

← 空欄となる条件を変更

④青色申告決算書 不動産所得用

- ・ [22] [青色申告特別控除額] がマイナスの場合は0と表示するよう変更

差引金額 (4)-(18)	18	
専従者給与	20	
青色申告特別控除前の所得金額	21	
青色申告特別控除額 <small>（55万円又は55万円又は10万円と②のいずれか少ない方の金額）</small>	22	
所得金額 (21)-(22)	23	
土地等を取得するために要した負債の利子の額		

← マイナスの場合は0と表示

⑤【入力用】公的年金等の源泉徴収票

- ・ [法人番号] を手入力項目に変更

支払者	法人番号				
	所在地				
	名称			電話番号	- -

← 手入力項目に変更

1. 税制改正と機能追加

【機能追加】

⑥【入力用】特定口座年間取引報告書

- ・ [法人番号] を手入力項目に変更

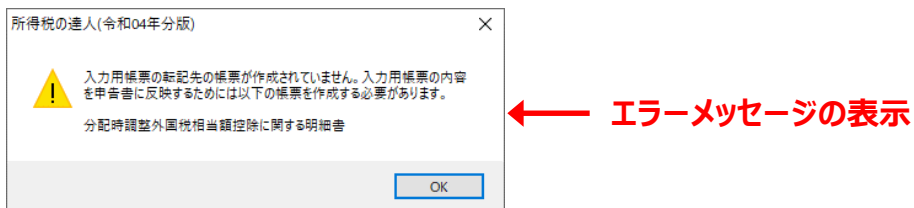
金融商品 取引業者等	所在地			
	名称	(電話)	法人番号	<input type="text"/>

← 手入力項目に変更

6. 画面の追加

以下の帳票の各項目において、1円以上の場合のみ、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」を作成していない場合のエラーメッセージが表示されるよう変更。該当顧問先データを閉じようとする则表示されます。

対応帳票	項目
【入力用】特定口座年間取引報告書	上場株式配当等控除額
【入力用】配当所得等に係る支払通知書（1面）（2面）	通知所得税相当額
	通知外国税相当額



1. 税制改正と機能追加

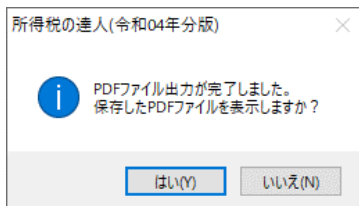
【機能追加】

7. 帳票の一括印刷の変更 (Professional Edition/Standard Edition限定)

[帳票の一括印刷] 画面 – [出力対象] において、[ファイル (PDF形式)] を選択して出力した場合、以下のとおり変更

①表示機能の追加

- PDFファイル出力完了画面において、PDFファイルの表示の有無を選択できるよう変更



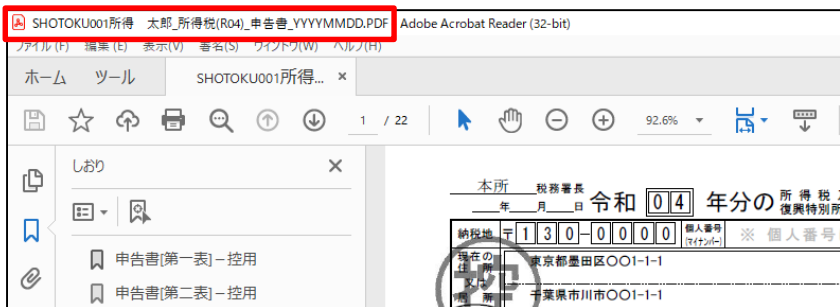
← 表示の有無を選択

②ファイル名の変更

- 出力したPDFのファイル名において、以下の項目を追加し、ファイル名を変更

項目

税目、申告年度、保存年月日



← ファイル名の変更

1. 税制改正と機能追加

【機能追加】

8. 帳票の新規追加（Professional Edition／Standard Edition限定）

「所得税及び復興特別所得税の申告書（第三表）の前期比較表」を、補助資料として対応帳票に新規追加

「申告書（分離課税用） 第三表」を作成している場合、業務メニュー [前期比較表の作成] から作成できます。

「所得税の達人（令和03年分版）」で翌期繰越をして、「所得税の達人（令和04年分版）」で旧プログラムデータのコンバートをすると、前年分の金額が反映された状態で表示されます。

本追加に伴い、既存の「所得税及び復興特別所得税の申告書の前期比較表」の帳票名を「所得税及び復興特別所得税の申告書（第一表）の前期比較表」に変更

- 画像は、「所得税の達人(令和03年分版)」で翌期繰越したデータを「所得税の達人(令和04年分版)」で旧プログラムデータのコンバートをした状態のもので、本年分の申告データを作成すると[令和04年]に自動連動します。

令和 04 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書(第三表)の前期比較表

氏名：SHOTOKU001 所得 太郎

項目		令和 03 年	令和 04 年	項目		令和 03 年	令和 04 年
収入 金額	一般分①			税金 の 計 算	㉗ 対応分②	117,700	0
	短期譲渡 軽減分②				㉘ 対応分③		
	長期譲渡 一般分③	3,000,000			㉙ 対応分④	382,500	
	特定分④				㉚ 対応分⑤	0	
	軽減課分⑤				㉛ 対応分⑥	0	
	一般株式等の譲渡⑥				㉜ 対応分⑦		
	上場株式等の譲渡⑦	1,900,000			㉝ 対応分⑧		
	上場株式等の配当等⑧	140,000			㉞ 対応分⑨		
	先物取引⑨				㉟ 対応分⑩		
	山林⑩				㊱から㊲までの合計	500,200	0
退職⑪			そ の 他	本年分の㉟、㊱から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越さ れる繰失の金額	79,000	79,000	
短期譲渡 一般分⑫				本年分の㊱から 差し引く繰越損失額			
軽減減分⑬				本年分の㊱から 差し引く繰越損失額			
長期 一般分⑭	2,550,000			本年分の㊱から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越さ れる繰失の金額			

1. 税制改正と機能追加

【機能追加】

9. 業務エラーチェックの変更（Professional Edition／Standard Edition限定）

業務エラーチェックにおいて、[未作成帳票エラーチェック]を追加

「収支内訳書 一般用（雑（業務）所得）」に対してチェックをします。

業務エラーチェック

チェック名

- 電子申告前チェック(特定項目のみ)
- 作成済帳票エラーチェック
- 未作成帳票エラーチェック**
- 同時期内訳書エラーチェック
- 入力不要エラーチェック
- 未入力エラーチェック
- 不一致エラーチェック
- あん分割合エラーチェック
- 債権回収エラーチェック
- 繰上処理エラーチェック
- 前期比較確認チェック
- 未入力確認チェック
- 入力切替確認チェック

チェック内容

申告条件に必要な帳票が作成されているかチェックを行います。

F1 ヘルプ F2 閉じる F3 チェック詳細 Enter チェック実行

← 項目の追加

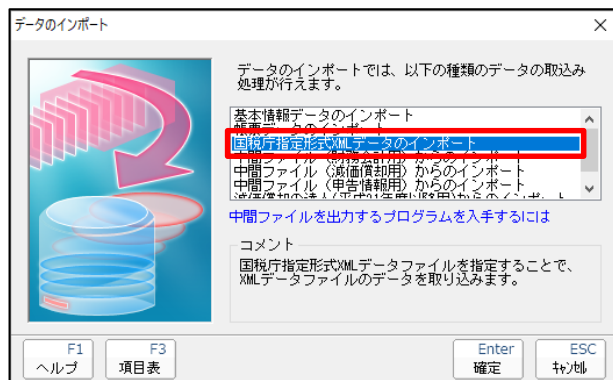
1. 税制改正と機能追加

【機能追加】

1 0. データのインポート／エクスポート機能の変更（Professional Edition／Standard Edition限定）

① 国税庁指定形式XMLデータのインポート

- ・特定事業者が発行した「寄附金控除に関する証明書」のXMLファイルを「所得税の達人」に取り込めるよう、[データのインポート] に [国税庁指定形式XMLデータのインポート] を追加



← 項目の追加

② 帳票データのインポート／エクスポート

- ・「申告書（分離課税用）第三表」－ [特例適用条文] をインポート／エクスポートできるよう変更

整理番号	00000009	一連番号	
特例適用条文			
法	条	項	号
預法	預法	預法	預法
預法	預法	預法	預法
預法	預法	預法	預法

← インポート／エクスポート項目に追加

1. 税制改正と機能追加

【機能追加】

1 1. 「申請・届出書の達人（令和元年度以降用）」からのデータ連携機能の削除（「申請・届出書の達人」ご契約の方限定）

- ・ [財産債務データ登録] 画面に表示されていた [F9/データ連携] ボタンを削除

※「申請・届出書の達人（令和元年度以降用）」で登録していたデータを連携できなくなります。

【その他】

- ・本プログラムで「消費税の達人（令和元年度以降用）」とのデータ連動を利用する場合には、連動コンポーネント（消費税の達人 from 所得税の達人（令和04年分版））をインストールしてください。（Professional Edition/Standard Edition限定）
- ・「令和04年分版」に対応した電子申告データインポート機能（国税）を同時にリリースします。
「電子申告の達人」の起動時に自動的に更新するため、達人Cube「アップデート」からインストールする必要はありません。

※詳細は達人Cubeの情報コミュニティに掲載の「利用ガイド」にてご確認ください。

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】消費税の達人（令和元年度以降用） Ver:1.5.0.5

1. 「新規作成／基本情報の登録」画面の変更

法人個人区分が個人及び課税期間の終了日が「令和4年4月1日以後」の場合、[新規作成／基本情報の登録] 画面に以下の項目を追加

タブ	項目
申告情報	振替継続希望
還付先金融機関情報	公金受取口座の利用

■ 画像は [新規作成] 画面 – [還付先金融機関情報] タブです。

新規作成

接続先: (local)/DATABASE 参照

基本情報 申告情報 還付先金融機関情報 電子申告情報 税理士情報

金融機関種別: 銀行等 郵便局等

金融機関名: ▼

本支店名: ▼

預金種類: ▼ 預金

口座番号:

郵便局名等:

ゆうちょ銀行の
貯金記号番号: -

公金受取口座の利用
[公金受取口座登録制度の概要はこちら](#)

F1 ヘルプ
F3 参照
F6 税務履歴
F7 届出履歴
F9 入力更新
F12 漢字
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

← 項目の追加

※「達人Cube」にログインしている場合、[公金受取口座の利用] の下に、デジタル庁が掲載している公金受取口座登録制度のホームページへのリンクが表示されます。

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】消費税の達人（令和元年度以降用） Ver:1.5.0.5

2. 帳票の新様式への対応

対応帳票
第一表 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）
第一表 消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）
第二表 課税標準額等の内訳書

3. 作成方法などによる帳票の切り替え

「第一表 消費税及び地方消費税の申告書（一般用／簡易課税用）」において、課税期間の終了日が「令和4年4月1日以後」の場合、以下のとおり作成方法などにより自動的に帳票が新旧切り替わるよう処理を追加

※旧様式から新様式へ切り替え後に、旧様式に戻すことはできません。

①法人個人区分が法人

・「消費税の達人（令和元年度以降用）」（Ver:1.5.0.5）で、「新規作成」「翌期繰越」により作成したデータについて新様式に切り替わります。

②法人個人区分が個人

・「消費税の達人（令和元年度以降用）」（Ver:1.5.0.5）で、「新規作成」「翌期繰越」により作成したデータについて新様式に切り替わります。

・「消費税の達人（令和元年度以降用）」（Ver:1.5.0.5）より前のプログラムで作成済みのデータ、及び「旧プログラムデータのコンバート」をしたデータについては、[新規作成／基本情報の登録]画面－[振替継続希望]又は[公金受取口座の利用]にチェックを付けている場合、新様式に切り替わります。

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】消費税の達人（令和元年度以降用）Ver:1.5.0.5

4. 第一表の変更

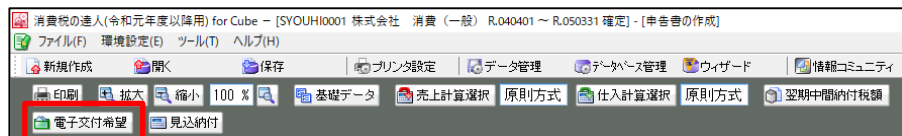
「第一表 消費税及び地方消費税の申告書（一般用／簡易課税用）」において、上記「（3）作成方法などによる帳票の切り替え」に伴い、課税期間終了日が「令和4年4月1日以後」の場合、以下のとおり変更

① [電子交付希望] 画面の変更

ツールボタン [電子交付希望] をクリックして表示される [電子交付希望] 画面において、[国税還付金振込通知書] のe-Taxでの通知の希望の有無をチェックボックスで選択できるよう追加。e-Taxでの通知の希望が有の場合に、1つでもチェックを付けると帳票上にその旨を表示します。

※ [国税還付金振込通知書] の電子発行は令和5年6月中旬に対応開始予定です。

■ 画像は [国税還付金振込通知書] のe-Taxでの通知を希望する場合です。



クリックして表示

電子交付希望

以下の書類に係る通知等がある場合に、e-Taxによる電子通知を希望する場合はチェックを入れてください。
※代理送信により電子通知を希望して提出した場合、通知書は納税者のみに送信されます。
※利用者識別番号の変更等が発生した場合、e-Taxによる通知が行われず場合があります。
※チェックを入れた場合、対応する表示様式にチェック状況が表示されます。
※国税還付金振込通知書の電子発行は、令和5年6月中旬に対応開始予定です。

書類名	表示様式
<input type="checkbox"/> 加算税の課税決定通知書	申告書[第一表]
<input checked="" type="checkbox"/> 国税還付金振込通知書	申告書[第一表]

Enter 確定 ESC 印刷

項目の追加

中間納付譲渡割額	①										00	55
納付譲渡割額	②										00	58
中間納付還付譲渡割額	③										00	57
この申告書が修正申告である場合	④											58
確定申告済	⑤											58
この申告書が修正申告である場合	⑥											58
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	⑦											60

税理士 達人会計事務所
署名 税理士 税務 太郎
(電話番号 03 - 1234 - 1234)

税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有

この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxによる通知を希望します。(加算税 還付金振込)

文言の表示

1. 税制改正と機能追加

【税制改正対応】消費税の達人（令和元年度以降用）Ver:1.5.0.5

①演算式の変更

「還付を受けようとする金融機関等」において、還付金が1円以上及び「基本情報の登録」画面－「公金受取口座の利用」にチェックを付けていない場合に表示するよう変更

通す ける を金 変 換 け よ う 関 と等	銀行データ 金融組合 株式会社 銀行 郵便	本店 出張所 本所・支所
普通 預金 口座番号	1234567	
ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-	
郵便局名等		
<input type="checkbox"/> (個人の方)公金受取口座の利用		
※税務署整理権		

4. 届出書名称の変更

業務メニュー「来期の課税方式の検討」から表示される帳票にある、ツールボタン「届出書提出履歴」をクリックして表示される「届出書提出履歴」画面において、法人個人区分が法人の場合、「第11号様式 消費税異動届出書」を「第11号様式 法人の消費税異動届出書」に変更

届出書名称	提出日	適用開始日(登録日)	税務番号	備考
第2号様式 消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書				
第2号様式 消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書				
第9号様式 消費税法別表第三に掲げる法人に係る資産の譲渡等の時期...				
第9号様式 消費税法別表第三に掲げる法人に係る資産の譲渡等の時期...				
第11(1)号様式 消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期...				
第11(2)号様式 消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期...				
第11号様式 消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の...				
第11号様式 消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の...				
第9号様式 消費税課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請書				
第9号様式 消費税課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請書				
第9号様式 消費税納税管理人届出書				
第10号様式 消費税納税管理人届出書				
第6(2)号様式 任意の中間申告書を提出する届の届出書				
第6(8)号様式 任意の中間申告書を提出することの取りやめの届出書				
第20(14)号様式 消費税申告期限延長届出書				
第20(15)号様式 消費税申告期限延長不適用届出書				
第9号様式 相続・合併・分割等があったことにより課税事業者となる場...				
第9号様式 事業廃止届出書				
第9号様式 合併による法人の消滅届出書				
第10(2)号様式 消費税の新設法人に該当する届の届出書				
第11号様式 法人の消費税異動届出書				

1. 税制改正と機能追加

【機能追加】消費税の達人（令和元年度以降用）Ver:1.5.0.5

1. 帳票の一括印刷の変更（Professional Edition／Standard Edition限定）

[帳票の一括印刷] 画面－ [出力対象] において、[ファイル（PDF形式）] を選択して出力した場合、以下のとおり変更

①表示機能の追加

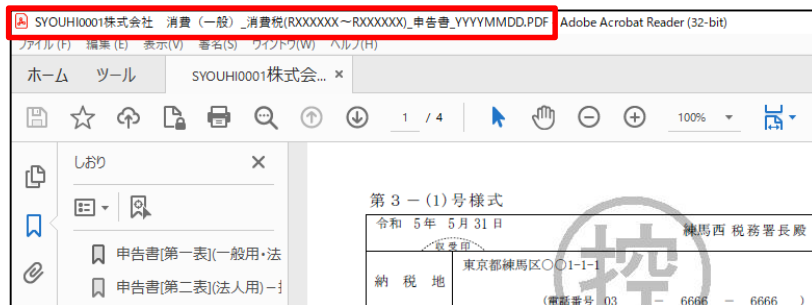
PDFファイル出力完了画面において、PDFファイルの表示の有無を選択できるよう変更

②ファイル名の変更

出力したPDFのファイル名において、以下の項目を追加し、ファイル名を変更

項目
税目
事業年度（法人個人区分が法人の場合）
申告年度（法人個人区分が個人の場合）
保存年月日

■ 画像は法人個人区分が法人の場合です。



← ファイル名の変更

【機能追加】消費税の達人（令和元年度以降用） Ver:1.5.0.5

【その他】

- ・本プログラムの公開に伴い、「電子申告の達人」（国税）も同時にリリースします。
「電子申告の達人」の起動時に自動的に更新するため、達人Cube「アップデート」からインストールする必要はありません。
- ・上記変更該当する申告データを既に「電子申告の達人」に取り込み済みの場合は、本プログラムでデータを作成し直し、取り込みし直す必要があります。

※詳細は達人Cubeの情報コミュニティに掲載の「利用ガイド」にてご確認ください。

2. 「所得税の達人」基本操作

2. 「所得税の達人」基本操作

(1) セキュリティを担保するための最低限の設定

“DB作成時「データベースセキュリティを有効にする」へのチェック”

【新規導入時のDB作成画面】

データベースの新規作成

以下の点に注意して、データベースの格納場所を指定してください。

①データベースに格納するデータ量によっては、データベースは100MB以上になる可能性があります。極力空き容量の多いドライブを指定してください。

②このデータベースにセキュリティ設定をしたい場合は、「データベースセキュリティを有効にする」をチェックしてください。
※データ操作(閲覧等)に、達人Cubeへのログインが必須になります。
※セキュリティ設定は、あなたと達人Cubeのシステム所有者のみ可能となります。
※セキュリティ設定は、「データ管理の達人」で行ってください。

場所: gram Files (x86)#NTT DATA#G2000St34#Data# 参照

データベースセキュリティを有効にする

< 戻る(B) 次へ(N) > キャンセル

【DB管理メニューのDB作成画面】

データベース新規作成

データベース名: database

場所: C:#Program Files (x86)#NTT DATA#G2000St34#Data# 参照

情報

正式名: St34_database

データファイル: St34_database.mdf

ログファイル: St34_database_log.ldf

データベースセキュリティを有効にする

チェックをすることにより、このデータベースのセキュリティ設定が可能になります。

※データ操作(閲覧等)に、達人Cubeへのログインが必須になります。
※セキュリティ設定は、あなたと達人Cubeのシステム所有者のみ可能となります。
※セキュリティ設定は、「データ管理の達人」で行ってください。

F1 ヘルプ F3 参照 Enter 確定 ESC キャンセル

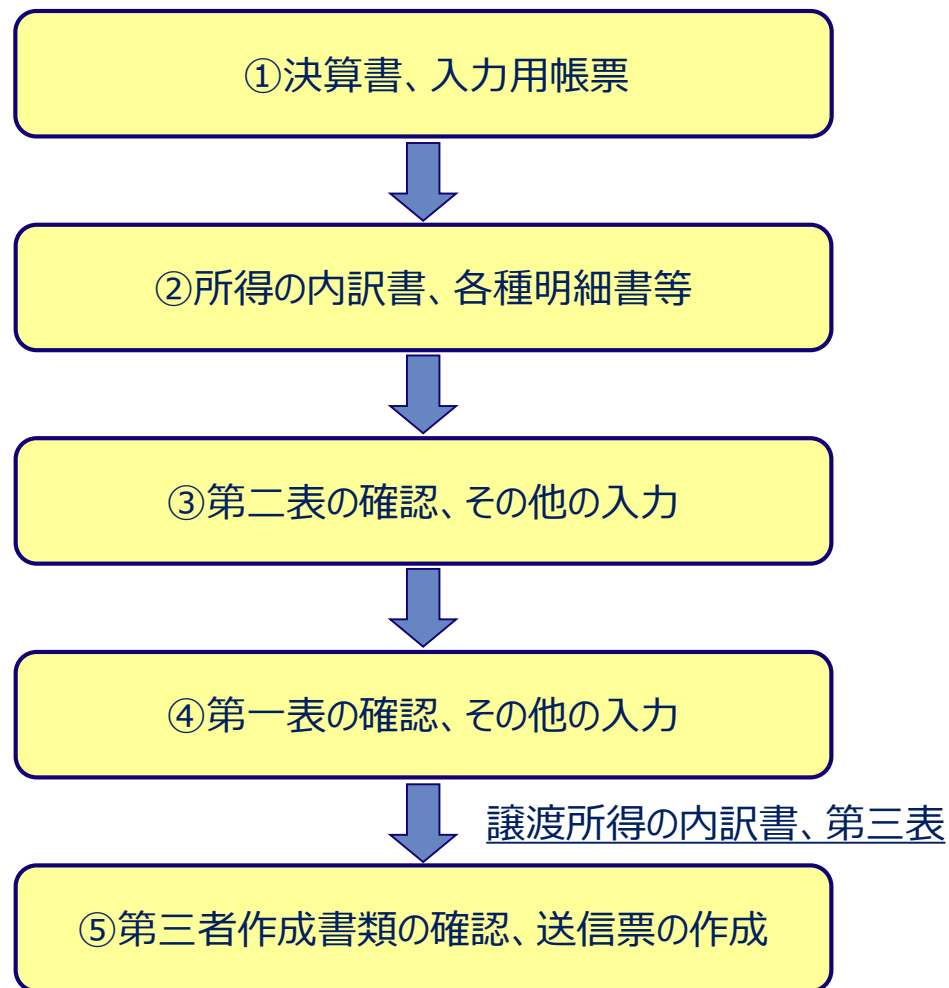
※「データベースセキュリティを有効にする」へのチェックで、技術的安全管理措置への対応ができるようになります。

※技術的安全管理措置で求められる「アクセスログの取得」と「アクセス制御」に対応するためには、達人Cubeへのログインが必須となります。

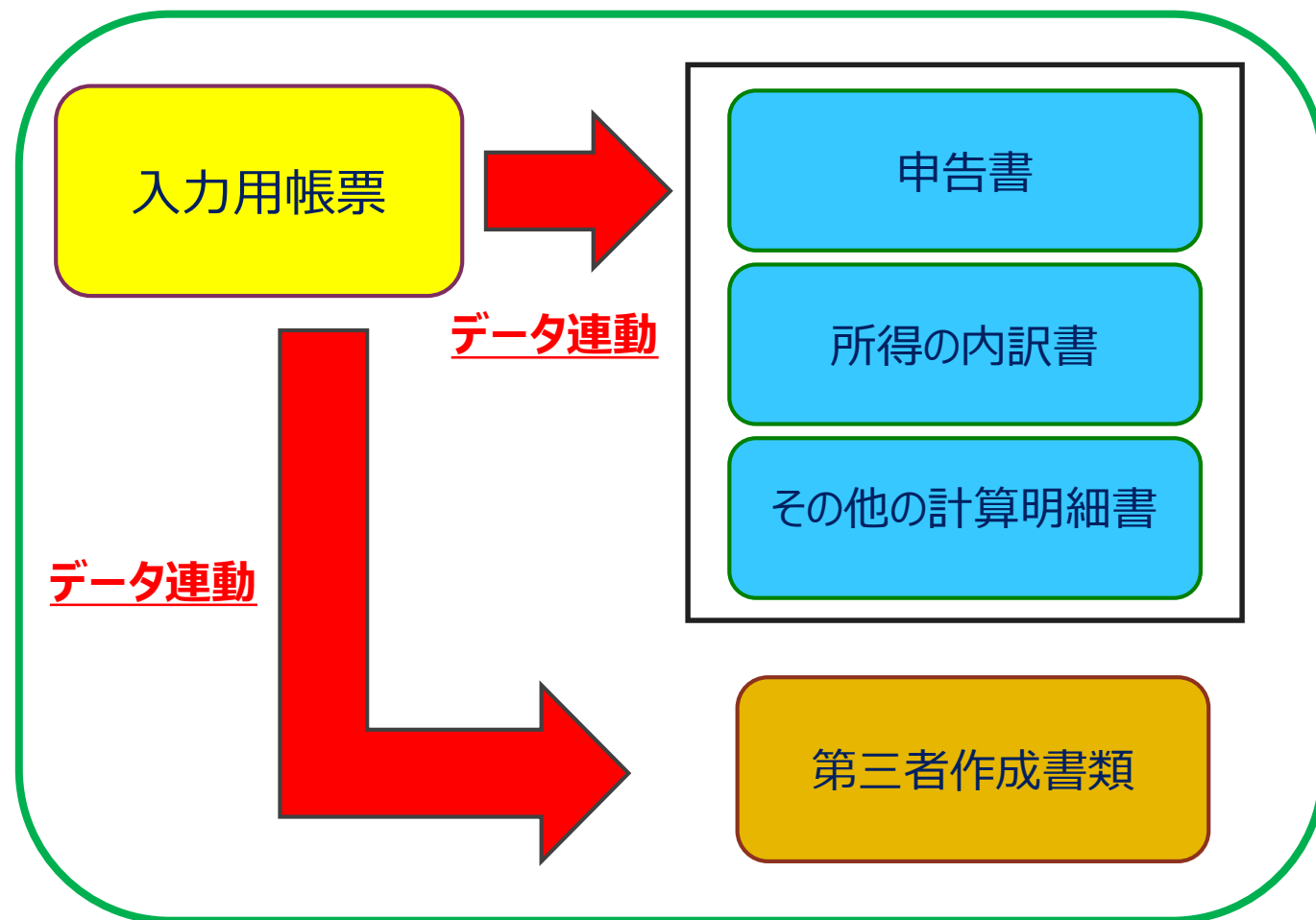
2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作（申告書作成の流れ）

【入力手順】



【申告データ連動イメージ】



2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作（基本情報の登録（申告情報））

業務メニュー

導入 基本情報の登録 税務代理 税務代理画面の作成

基本情報の登録

接続先: (local)/database 参照

申告情報 個人情報 還付先金融機関情報 帳票選択 税理士情報

個人コード: SHOTOKU0021 事業者一覧

ツカゲ: ショトク 如ク

氏名: 所得 太郎

申告区分: 確定 修正

青白区分: 青色 白色

青色申告決算書: 一般用(営業所得) 一般用(其他所得) 不動産所得用 農業所得用

収支内訳書: 一般用(雑(業務)所得)

計算設定(減価償却費の計算)

申告年度: 令和 04 年分

提出税務署: 本所 税務署 税務署番号: 00031815 参照(管轄) 事業所等

整理番号: 00000009 特別農業所得者 国外転出時課税適用者

利用者識別番号: 1011-1111-1111-1111 参照 ※死亡した者の準確定申告の場合は、相続人の利用者識別番号を入力してください。(e-Tax)

F1 ヘルプ
F3 参照
F5 検索
F7 計算設定
F9 マスク更新
F12 漢字
Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

・「データ管理の達人」の事業者DBから基本情報を取り込むことができます。

・申告区分を選択します。

・使用する決算書（収支内訳書）の種類を選択します。

・決算書（収支内訳書）において行う減価償却計算の処理方法をここで設定します。
※全ての決算書（収支内訳書）において共通です。

・「住所、居所、事業所等など」から選択
※「住所」は、個人情報タブの住所等が各帳票の住所欄に記載されます。
※「居所、事業所等」は、個人情報タブの事業所等の所在地が各帳票の住所欄に記載されます。（※第一表のみ下段に個人情報タブの住所等も記載されます。）

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作（基本情報の登録（個人情報））

基本情報の登録

接続先: (local)/database 参照

申告情報 個人情報 還付先金融機関情報 帳票選択 税理士情報

納税者情報

個人番号: ****-****-**** 参照

性別: 男性

生年月日: 昭和 47 年 08 月 01 日

メールアドレス: tarou@shotoku.com

職業: 輸入雑貨卸売

世帯主の氏名: 所得 太郎

世帯主との続柄: 本人 参照

住所

郵便番号: 272 - 0000 参照

ツカガ: 千代田区千代田

住所: 千葉県市川市〇〇1-1-1

令和 5 年 1 月 1 日の住所: 同上

入力

政令指定都市に該当する

電話番号: 自宅 047 - 123 - 1111

事業所等

ツカガ: ショップ

屋号・雅号: 所得屋

郵便番号: 130 - 0000 参照

ツカガ: トウキョウ外シタダクシ

所在地: 東京都墨田区〇〇1-1-1

電話番号: 自宅 03 - 1234 - 1111

F1 ヘルプ

F3 参照

F5 検索

F7 計算設定

F9 更新

F12 漢字

Ctrl+Enter 確定

ESC キャンセル

・直接、手入力をするか、「データ管理の達人」の個人番号収集DBから選択して取り込みます。

・令和5年1月1日の住所を入力します。
初期値は「同上」になっています。
※「入力」にチェックを入れることで、住所を直接入力することができます。

・住所が「政令指定都市に該当する」場合には、「チェック」を入れます。
※納税額管理表の住民税の所得割が指定都市における標準税率で計算されます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作（基本情報の登録（還付先金融機関情報））

基本情報の登録

接続先: (local)/database 参照

申告情報 個人情報 還付先金融機関情報 帳票選択 税理士情報

金融機関種別: 銀行等 郵便局等

金融機関名: NTTデータ 銀行 ▾

本支店名: 墨田 支店 ▾

預金種類: ※ 普通 ▾

郵便局名等:

口座番号、記号番号: 1234567

公金受取口座登録の同意
 公金受取口座の利用
[公金受取口座登録制度の概要はこちら](#)

F1 ヘルプ
F3 参照
F5 検索
F7 計算設定
F9 マスク更新
F12 漢字
Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

- 金融機関種別：「銀行等」「郵便局等」を選択
※郵便局等を選択した場合には、「郵便局名等」と「口座番号、記号番号」のみ入力します。

- 金融機関名：金融機関名を入力し、「▾」で種別を選択

- 本支店名：本支店名を入力し、「▾」で種別を選択

- 預金種類：「▾」で預金種類を選択

※該当の預金種類が無い場合には「その他」を選択し、6文字以内で直接手入力します。

- 郵便局名等：郵便局名を入力

- 口座番号、記号番号：口座番号、記号番号を入力

※郵便局等の記号番号の入力は、貯金総合通帳の記号番号のみを入力します。記号部分（5桁）と番号部分（2桁～8桁）の間には「-」を入れます。記号部分と番号部分の間に1桁の数字（通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番）がある場合には、その数字は入力しません。

入力例：記号部分12345 番号部分67890
「12345-67890」

- 公金受取口座登録の同意：登録の同意をする場合にチェックをします。

- 公金受取口座の利用：利用する場合にチェックをします。

※「申告書 第一表」の該当部分に○が表示されます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作（基本情報の登録（帳票選択））

• 申告に必要な帳票を選択します。
※[所得の内訳書]にはチェックを入れてください。

※申告書[第三表]と申告書[第四表]は同時作成できません。

• 入力用帳票を選択します。

- ① 給与所得の源泉徴収票
- ② 退職所得の源泉徴収票等
- ③ 公的年金等の源泉徴収票
- ④ 社会保険料等に係る控除証明書等
- ⑤ 医療費に係る領収書等
- ⑥ 雑損控除に係る領収書等
- ⑦ 寄附金の受領証等
- ⑧ 住宅取得資金借入金の年末残高等証明書
- ⑨ 特定口座年間取引報告書
- ⑩ 配当所得等に係る支払通知書

2. 「所得税の達人」基本操作

【参考】

所得税の達人では、国税庁の『申告書の使用区分』に基づき、第三表と第四表を同時に作成することができません。
損失申告（第四表を利用）で第三表を作成したい場合には、以下の手順に沿って作成し、第三表のみ紙で印刷をしてください。

※翌年に繰り越す損失がある→第四表を作成 翌年の繰り越す損失があるかつ譲渡所得がある→第四表を作成（譲渡所得は計算書などから第四表に転記されます）

■ 第四表のデータを複写し、複写したデータで第三表を作成し、印刷します。

データ管理

接続先: (local)/database 参照 1件/1件

個人コード	氏名	申告年度	申告区分	申告情報	青白区分	ステータス	保存年月日
SHOTOKU002	所得 太郎	令和 4年分	確定	分離	青色		R.050106 11:33:44

接続先: (local)/database 参照 1件/1件

個人コード	氏名	申告年度	申告区分	申告情報	青白区分	ステータス	保存年月日
SHOTOKU002	所得 太郎	令和 4年分	確定	分離	青色		R.050106 11:33:44
SHOTOKU003	所得 太郎	令和 4年分	確定	分離	青色		

Enter プロパティ

- データ管理で上下の接続先ともに同じデータベースを選択します。
- 第三表を作成したいデータを選択し、「F8/複写」をクリックします。
- 個人コードを変更します。

データを複写します...

同一データベース内に以下のデータの複製を作成します。
複写先となる個人コードを指定してください。

[SHOTOKU002 令和 4年分 確定]

複写元: SHOTOKU002

複写先: SHOTOKU003

このデータを複写しますか?

はい(Y) いいえ(N) キャンセル

※コピーしたデータの基本情報登録で第三表を選択し、申告書作成と印刷を行います。

- 「プロパティ」でコメントを残すことができます。

個人コード	氏名	申告年度	申告区分	申告情報	青白区分	ステータス
SHOTOKU002	所得 太郎	令和 4年分	確定	分離	青色	
SHOTOKU003	所得 太郎	令和 4年分	確定	分離	青色	

第三表作成用
データ状態: -

2. 「所得税の達人」基本操作

【参考】準確定申告書を作成するには

基本情報の登録

接続先: (local)/database

申告情報 個人情報 還付先金融機関情報 **帳票選択** 税理士情報

確定申告書

- 申告書 [第一表]
- 申告書 [第二表]
- 申告書 [第三表] ... 分割課税用
- 申告書 [第四表] ... 損失申告用
- 申告書 [第四表付表] ... 震災用

申告書添付書類

帳票名称: [検索]

帳票名称

- 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
- 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表)【総合譲渡用】
- 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例適用を受ける場合の計算書
- 死亡した者の確定申告書付表**
- 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
- 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使用)
- 確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越用)
- 確定申告書付表(特定投資株式等に係る譲渡損失の損益計算及び繰越用)
- 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書
- 申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)

入力用帳票

- 給与所得の源泉徴収票
- 退職所得の源泉徴収票等
- 公的年金等の源泉徴収票
- 社会保障料等に係る控除証明書等
- 医療費に係る領収書等
- 雑損控除に係る領収書等
- 寄附金の受領証等
- 住宅取得資金借入金の年末残高等証明書
- 特定口座年間取引報告書
- 配当所得等に係る支払通知書

Ctrl+D 確定

- ・「基本情報の登録」を選択し、「帳票選択」をクリックします。
- ・「死亡した者の確定申告書付表」を選択し、「確定」をクリックします。

・「申告書の作成」を開くと、準確定申告書と死亡した者の確定申告書付表を作成することができます。

※死亡した者の準確定申告を電子申告で行う場合には、「申告情報」タブの利用者識別番号を相続人の利用者識別番号に変更して下さい。

本所 税務署長 令和04年分の所得税及び復興特別所得税の準確定申告書 FA2202

納税地 130-0000 個人番号 347-08-01

現在の住所又は居所 東京都墨田区〇〇1-1-1 氏名 被相続人所得 太郎

住所 千葉県市川市〇〇1-1-1

基本情報の登録

個人コード: [SHOTOKU002] 事業種別: [事業種別一覧]

加付: [選択] 所得 太郎

氏名: [検索]

申告区分: 確定 修正

青色区分: 青色 白色

青色申告決算書: 一般用(営業所得) 一般用(その他所得) 不動産所得用 農業所得用

収支内訳書: 一般用(雑所得)

計算設定(減価償却費の計算)

申告年度: 令和 04 年分

提出税務署: 本所 税務署 税務番号: 0001615

整理番号: 00000003

利用者識別番号: 1011-1111-1111-1111

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (家族情報の登録)

家族情報の登録

本人氏名 個人番号	性別 生年月日	障害者区分	所得調整	退職所得のある親族 による住民税の区分
所得 太郎 *****-*****-*****	男性 昭和 47 08 01		非該当	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生 <input type="checkbox"/> 年調以外かつ専修学校等
配偶者氏名 個人番号	続柄 生年月日 妻 昭和 49 06 01 450,000 円	所得調整控除用 障害者区分	国外居住 非居住者 年調適用	住民税 同一生計配偶者 別居
所得 春子 *****-*****-*****		<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	所得調整 非該当
扶養親族氏名 個人番号	続柄 生年月日 母 参照 昭和 22 03 03	所得調整控除用 扶養区分 障害者区分 同居老親等	国外居住 非居住者 年調適用	住民税 16歳未満扶養親族 別居
所得 ハナ *****-*****-*****		<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	所得調整 非該当
所得 梅子 *****-*****-*****	長女 参照 平成 14 09 01	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	所得調整 非該当
所得 二郎 *****-*****-*****	次男 参照 平成 21 10 20	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	所得調整 非該当

退職所得のある配偶者
第二表(20)~(23)欄表示
退職所得を除く所得金額
 該当
 対象外
 円

退職所得のある親族
第二表(20)~(23)欄表示
退職所得を除く所得金額
 対象外
 対象外
 円

所得内訳

所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得	1,000,000 円	<input type="checkbox"/> 入力	450,000 円
事業所得	<input type="text"/> 円	<input type="checkbox"/> 入力	<input type="text"/> 円
雑所得	<input type="text"/> 円	<input type="checkbox"/> 入力	<input type="text"/> 円
内訳不明等	<input type="text"/> 円	<input type="checkbox"/> 入力	<input type="text"/> 円
内その他	<input type="text"/> 円	<input type="checkbox"/> 入力	<input type="text"/> 円
配当所得	<input type="text"/> 円	<input type="checkbox"/> 入力	<input type="text"/> 円
不動産所得	<input type="text"/> 円	<input type="checkbox"/> 入力	<input type="text"/> 円
退職所得	<input type="text"/> 円	<input type="checkbox"/> 入力	<input type="text"/> 円
その他所得	<input type="text"/> 円	<input type="checkbox"/> 入力	<input type="text"/> 円
配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)			450,000 円

・家族情報はデータ管理の達人から取り込むこともできます。

・個人番号は、直接、手入力をするか、「データ管理の達人」の個人番号収集DBから選択して取り込みます。

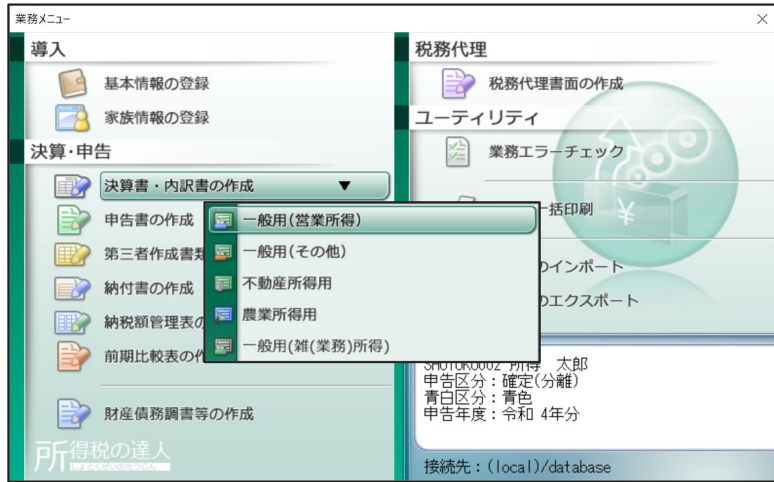
・配偶者所得は、『所得金額』を入力します。
 ※[内訳]ボタンには各種収入金額から所得金額を計算するシートが用意されています。
 ※給与所得と雑所得（公的年金等）は、収入金額等を入力することで「所得金額」を自動計算します。

・「該当」にチェックを入れ、金額を入力します。
 ・扶養親族の場合「対象外」が「対象」を選択します。
 ※申告書第2表の住民税欄に記載がされます。

・控除計算：控除計算の対象外にする場合チェックをします。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (決算書・内訳書の作成：一般用 (営業所得))



【決算書 (一般用) の入力手順】

① 2 ページ：月別売上 (収入) 金額及び仕入金額ほか各種内訳

② 3 ページ：減価償却費の計算ほか各種内訳

③ 4 ページ：製造原価の入力、貸借対照表の入力

④ 1 ページ：損益計算書、転記数値の確認・その他の残高入力

令和 04 年分
フリガナ 桐井 知太郎
氏名 桐井 知太郎
FA3025
F A 3 0 2 5
0 0 0 0 0 0 0 0 9

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	6,837,273	2,090,909
2	4,847,273	1,545,454
3	3,445,455	2,000,000
4	4,281,818	2,293,182
5	4,559,546	1,461,364
6	2,930,909	1,691,364
7	3,489,091	1,727,273
8	3,982,145	2,000,000
9	2,324,545	2,436,364
10	2,127,272	2,272,727
11	2,812,546	2,545,455
12	322,981	1,181,818
計	42,291,181	23,245,910

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	経年	給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
鈴木 達子	40	12	3,564,000		3,564,000	95,640
山田 和子	44	12	3,360,000		3,360,000	39,440
計			6,924,000		6,924,000	135,080

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	経年	給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
所附 一郎	長男	24	12	1,500,000	300,000	1,800,000	11,000
計				1,500,000	300,000	1,800,000	11,000

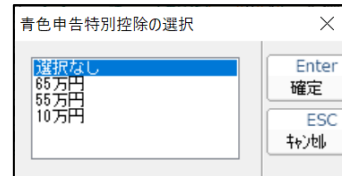
○貸倒引当金繰入額の計算

金額	金額
① 前年度繰り越した貸倒引当金	
② 本年度繰り越す貸倒引当金	
③ 本年度繰り越す貸倒引当金	50,036,500
④ 本年度繰り越す貸倒引当金	2,752,007
⑤ 本年度繰り越す貸倒引当金	2,752,007
⑥ 本年度繰り越す貸倒引当金	2,752,007

○青色申告特別控除額の計算

金額	金額
① 本年度の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	1,911,600
② 青色申告特別控除額の所得金額(10万円の標準控除額を差し引く)	4,541,176
③ 青色申告特別控除額(10万円又は55万円と低い方の金額(青色申告特別控除額を差し引いた後の金額)を適用する)	650,000
④ 青色申告特別控除額(10万円又は55万円と低い方の金額(青色申告特別控除額を差し引いた後の金額)を適用する)	0
⑤ 上記以外10万円と④のいずれか少ない方の金額(青色申告特別控除額を適用する)	
⑥ 青色申告特別控除額(10万円又は55万円と低い方の金額(青色申告特別控除額を適用する))	

・青色申告特別控除の適用額を選択します。



転記先 (1 ページ)

- 月別売上 (収入) 金額及び仕入金額 → (1)売上 (収入) 金額、(3)仕入金額
- 給料賃金の内訳 → (20)給料賃金
- 専従者給与の内訳 → (38)専従者給与
- 貸倒引当金繰入額の計算 → (39)貸倒引当金

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (決算書・内訳書の作成：一般用 (営業所得))

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (簿籍資産を含む)	面積又は数量	取得年月	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	残存価額 又は 経過措置	本年中の償却額 (⑧×⑦×⑥)	本年分の普通償却費 (⑧×⑦×⑥)	割増(特別)償却費 (⑨+⑩)	本年分の必要経費算入額 (⑧×⑦×⑥)	未償却残高 (期末残高)	損 益
A001 本道建物区分	43.00	14-07	6,000,000	5,400,000	定額	22	0.048	12月 248,400	248,400	0	248,400	907,800	
A001-02 店舗建物	1.00	03-09	600,000	600,000	定額	22	0.048	12月 27,600	27,600	100.0	27,600	563,200	
B001 開明設備	1.00	15-01	800,000	40,000				12月 8,000	8,000	100.0	8,000	8,000	増減
F001 耐火キャビネット	1.00	19-03	700,000	72,311	旧定率	15	0.142	12月 10,269	10,269	100.0	10,269	62,042	
F002 リフスター	1.00	03-07	390,000 42,120	312,000	定率	5	0.400	12月 124,800	124,800	100.0	124,800	187,200	
H001 アーケード真鍮金	1.00	31-01	250,000	250,000	均等	5		12月 50,000	50,000	100.0	50,000	50,000	
一括償却資産		03-*	180,000	180,000	一括	1/3		12月 60,000	60,000		60,000	60,000	
少額減価償却資産		03-*	980,000		少額			12月				980,000	増減
計								529,069	529,069		529,069	2,818,242	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合のみ○欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の借入金	左のうちの必要経費算入額

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうちの必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額

○地代家賃

支払先	取得年月	取得価額	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	経過措置	本年中の償却額
○町1-2							
○〇〇〇							

・減価償却資産を個別に登録します。
※「減価償却の達人」を契約している場合には、データのインポートで取り込みができます。

減価償却資産の登録

減価償却資産の名称等: A001 本道建物区分

本年中の償却期間: 入力 | 12月

面積又は数量: 43.00 m²

取得年月: 平成 14年 07月

取得価額: 6,000,000

(償却保証額) 入力

期首帳簿価額: 1,156,200

償却の基礎となる金額: 入力 | 5,400,000

償却方法: 定額法 | 旧定額

経過措置: 25%定率法を適用する

耐用年数: 22年 | 償却率: 0.048

改定償却率:

保証率:

改定取得価額: 入力

F1 ヘルプ | F12 漢字 | Ctrl+ESC 確定

貸借対照表 (資産負債調) (令和04年12月31日現在) (原簿計算を行っていない人は、記入する必要はありません)

科 目	資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
	1月1日(期首)	12月31日(期末)	1月1日(期首)	12月31日(期末)
現金	889,190	1,563,895	支払手形	
当座預金			買掛金	21,780,000
定期預金			借入金	420,000
その他の預金	27,676,454	21,017,378	未払金	5,297,300
受取手形			前受金	900,000
売掛金	49,536,500	50,036,500	預り金	176,064
有価証券			その他負債	1,000,000
棚卸資産	7,500,000	7,500,000		
前払金	170,000	170,000		
貸付金				
建物	23,297,000	21,762,500		
建物附属設備				
機械装置				
車両運搬具	1,275,002	850,002	貸倒引当金	2,400,000
工具器具備品	337,503	586,433		
土地				
その他資産				
事業主借			元入金	78,708,285
			青色申告特別控除額の所得金額	4,541,176
合 計	110,681,649	109,718,053	合 計	110,681,649

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

製造原価の計算

科 目	金 額
期首原材料棚卸高	①
原材料仕入高	②
小 計 (①+②)	③
期末原材料棚卸高	④
差引原材料費 (③-④)	⑤
労 務 費	⑥
外注工賃	⑦
電力費	⑧
水道光熱費	⑨
修繕費	⑩
減価償却費	⑪
その他	⑫
の	⑬
の	⑭
製	⑮
造	⑯
経	⑰
費	⑱
雑 費	⑲
計	⑳
総製造費 (⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)	㉑
期首半製品・仕掛品棚卸高	㉒
小 計 (㉑+㉒)	㉓
期末半製品・仕掛品棚卸高	㉔
製品製造原価 (㉓-㉔)	㉕

(注) ⑳欄の金額は、14年度の「損益計算書」の⑳欄に移記してください。

転記先 (1ページ)

- 減価償却費の計算 → (18)減価償却費
- 利子割引料の内訳 → (22)利子割引料
- 地代家賃の内訳 → (23)地代家賃

転記先 (1ページ)

- (26)製品製造原価 → (3)仕入金額に加算

2. 「所得税の達人」基本操作

【補足】電子申告桁数確認機能について

電子申告へ取り込む際の文字数制限エラーを事前に回避するため、特定の項目について、電子申告可能な桁数を超過しているかどうか確認できる機能を用意しています。

【例：青色決算申告書：一般用（3ページ）】

・「 電子申告桁数確認」をクリック

・「電子申告桁数確認」画面にエラー内容が表示されます。
※桁数エラーがない場合には、空欄で表示されます。

※ [新規作成／基本情報の登録] 画面の [申告情報] タブにある [利用者識別番号] に入力がある場合、画面遷移時にエラーメッセージを表示します。

対応帳票	
青色申告決算書	一般用（3ページ）、不動産所得用（3ページ）、農業所得用（3ページ）
収支内訳書	不動産所得用（2ページ）
医療費控除の明細書	
医療費控除の明細書（次葉）	
【入力用】医療費に係る領収書等	

2. 「所得税の達人」基本操作

【参考】減価償却の設定

■ 少額減価償却資産の登録

減価償却資産の登録

減価償却資産の名称等 少額減価償却資産 本年中の償却期間 入力 月

面積又は数量 調整前償却額 入力

取得年月 令和 03 年 月 本年分の普通償却費 入力

取得価額 280,000 割増(特別)償却費

(償却保証額) 入力 本年分の償却費合計

期首帳簿価額 事業専用(貸付)割合 %

償却の基礎となる金額 入力 本年分の必要経費算入額 入力 280,000

償却方法 その他 ▼ 少額 未償却残高 入力

経過措置 250%定率法を適用する 摘要 措法28の2
(明細は別途保管)

耐用年数 年 償却率 改定償却率 保証率

改定取得価額 入力

F1 ヘルプ F12 漢字 Ctrl+ESC 確定 キャンセル

- ① [減価償却資産の登録] 画面で、[減価償却資産の名称等] [取得年月] [取得価額] を入力します。
- ② [償却の基礎となる金額] : 空欄にします。
- ③ [償却方法] の [▼] をクリックして [その他] を選択し、右側の欄に [少額] と入力します。
- ④ [本年中の償却期間] : 空欄にします。
- ⑤ [事業専用(貸付)割合] : 空欄にします。
- ⑥ [本年分の必要経費算入額] : [入力] にチェックを付け、[取得価額] と同額を入力します。
- ⑦ [未償却残高] : [入力] にチェックを付け、空欄にします。
- ⑧ [摘要] 上段に [措法28の2] と入力します。
- ⑨ [摘要] 下段に [(明細は別途保管)] と入力します。

■ 除却資産の登録

減価償却資産の登録

減価償却資産の名称等 F001 耐火キャビネット 本年中の償却期間 入力 6 月

面積又は数量 1.00 台 調整前償却額 入力

取得年月 平成 19 年 03 月 本年分の普通償却費 入力 5,135

取得価額 700,000 割増(特別)償却費

(償却保証額) 入力 本年分の償却費合計 5,135

期首帳簿価額 72,311 事業専用(貸付)割合 100.0 %

償却の基礎となる金額 入力 72,311 本年分の必要経費算入額 入力 5,135

償却方法 定率法 ▼ 旧定率 未償却残高 入力 0

経過措置 250%定率法を適用する 摘要 除却

耐用年数 16 年 償却率 0.142 改定償却率 保証率

改定取得価額 入力

F1 ヘルプ F12 漢字 Ctrl+ESC 確定 キャンセル

- ① [減価償却資産の登録] 画面で、以下の項目を入力します。
「減価償却資産の名称等」「面積又は数量」「取得年月」「取得価額」「期首帳簿価額」「償却方法」「耐用年数」
- ② [本年中の償却期間] : [入力] にチェックを付け、月数を入力します。
- ③ [未償却残高] : [入力] にチェックを付け、“0”を入力します。
- ④ [摘要] 上段に [除却] と入力します。

※ 「減価償却の達人」からデータ連動した場合は、自動で登録されます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (決算書・内訳書の作成：一般用 (営業所得))

・所得税青色申告決算書付表 (医師及び歯科医師用) を作成するには、
[付表 (医師へ)] を選択します。

・自由診療割合の計算方法を指定します。

・青色申告特別控除の適用額を選択します。(※2ページと共通です。)

※利用者識別番号が入力されていて、青色申告特別控除額が55万円を選択している場合、1ページから他ページへの画面遷移時に注意メッセージが表示されます。

※所得が複数ある場合には、それぞれの決算書で設定してください。それにより、不動産⇒事業⇒山林の順で控除されるようになります。

・「措置法差額」は、1ページの欄外に自動表示されます。
※所得金額は、「措置法差額」控除後を計算・表示します。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (決算書の作成 (データのインポート))

■ 各社会計ソフトから決算書データをインポートできます。(例：弥生会計)

1. 業務メニュー

導入
基本情報の登録
家族情報の登録
決算・申告
決算書・内訳書の作成
申告書の作成
第三者作成書類の作成
納付書の作成
納税額管理表の作成
前期比較表の作成
財産債務調査書の作成

税務代理
税務代理画面の作成
ユーティリティ
業務エラーチェック
帳票の一括印刷
データのインポート
データのエクスポート

SHOTOKU02 所得 太郎
申告区分: 確定(分離)
青白区分: 青色
申告年度: 令和 4年分
接続先: (local)/database

2. 所得税の達人(令和03年度版)from弥生会計

このウザードで、「弥生会計 22 (やよいの青色申告 22)」の会計データから、「所得税の達人」へ転送するデータを作成します。
作成を始める前に、他のプログラムを終了してください。
作成を始めるには、「次」ボタンをクリックしてください。

3. 所得税の達人(令和03年度版)from弥生会計

データ種別の選択
「所得税の達人」へ転送する事業所データの種類を選択してください。

このコンピュータ、またはサーバ上にある事業所データから転送する(D)
 弥生ドライブにある事業所データを転送する(D)

4. 所得税の達人(令和03年度版)from弥生会計

決算書タイプの選択
出力する青色申告決算書のタイプを選択してください。

青色申告決算書(二般用X1)
 青色申告決算書(不動産所得用X2)

5. 所得税の達人(令和03年度版)from弥生会計

転送データの作成
作成するデータの名前を入力してください。

場所: C:\V_53134 [2559af f2-21d7-11d4-bdaf-00c04f80b...]
名称(N): S114TEMP3

6. 所得税の達人(令和03年度版)from弥生会計

データの選択
「所得税の達人」へ転送する事業所データを選択してください。

事業所データ	会計
サンプルデータ(個人)KD22	22
サンプルデータ(個人)KD20	20
サンプルデータ(法人)KD20	20

インポート対象設定

インポート対象欄
 損益計算書
 月別売上(収入)金額及び仕入金額
 青色申告特別控除の計算
 貸借対照表
 製造原価の計算

インポート対象項目
 [1] 売上(収入)金額(雑収入を含む)
 [3] 仕入金額(製品製造原価)
 [18] 減価償却費
 [20] 給料賃金
 [22] 利息費用
 [28] 地代家賃
 [38] 専従者給与
 [39] 貸倒引当金

・データを取込み欄を選択します。
※上記の欄に、既にデータが存在する場合は、上書きされます。

・上記の項目は、取込みを行うか否かの指定が行えます。
※上記の項目を取込みしない場合は、帳票内での演算結果がセットされます。

データのインポート

データのインポートでは、以下の種類のデータの取込み処理が行えます。

- 帳票データのインポート
- 国税庁指定形式XMLデータのインポート
- 中間ファイル(財務会計用)からのインポート
- 中間ファイル(減価償却用)からのインポート
- 中間ファイル(申告情報用)からのインポート
- 弥生会計からのXMLデータ(弥生会計専用データ用)

中間ファイルを出力するプログラムを入手するには

コメント
弥生会計データ(令和3年度決算データ用)のインポート処理を行います。損益計算書、貸借対照表等の金額データを取り込みます。

所得税の達人(令和04年版)

インポート処理が正常に終了しました。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (決算書の作成 (データのインポート))

令和04年分所得税青色申告決算書(一般用) FA3000

住所: 千葉県市川市〇〇1-1-1
 フリガナ: 鈴木 達郎
 氏名: 所得 太郎
 事務所所在地: 東京都墨田区〇〇1-1-1
 専業種別: 製造業
 業種名: 輸入販売業
 業種番号: 08-1224-1234

令和04年分 損益計算書 (自 1月1日 至 12月31日) 整理番号: 000000009

提出用	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
	売上(収入)金額	3,606,112.94	消耗品費	1,011.45	貸倒引当金	
	前払商品(製品)権	3,700.00	減価償却費	8,982.36	各種引当金	
	仕入金(製品)権	2,295.36	福利厚生費	1,108.31	その他繰戻金等	
	小計(①+②)	2,665.36	給料賃金	8,360.00	計	2,400.00
	期末商品(製品)権	3,700.00	外注工賃		専従者給与	2,400.00
	差引原価(③-②)	2,295.36	利子割引料	2,639.6	貸倒引当金	
	差引金額(①-③)	1,310.75	地代家賃	9,180.00	その他繰戻金等	
	租税公課	140.17	貸倒金		青色申告特別控除額	5,331.48
	荷造運賃	31.32	計	5,331.48	所得金額(④-⑤)	5,331.48
	水道光熱費	240.24	その他経費	7,192.82	雑費	
	旅費交通費	172.58	計	5,376.12	差引金額(①-⑥)	773.14
	通信費	650.19				
	広告宣伝費	113.02				
	接待交際費	62.76				
	損害保険料	46.52				
	修繕費	535.50				

令和04年分 提出用 整理番号: 000000009

フリガナ: 鈴木 達郎
氏名: 所得 太郎

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	3,043,723	1,643,239
2	2,480,741	1,491,568
3	2,954,525	2,389,649
4	2,504,223	1,564,711
5	3,552,419	2,768,220
6	3,100,821	1,651,408
7	2,902,817	1,619,018
8	3,798,457	2,454,841
9	2,917,541	1,505,910
10	2,455,307	1,404,059
11	2,786,005	1,874,384
12	3,584,715	2,586,689
計	3,606,112.94	2,295.36

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	経理月数	支給月数	支給額	支払額	合計	所得税及び役員特別所得税の源泉徴収額
鈴木 達郎	40	12	12	3,564,000		3,564,000	95,640
山田 和子	44	12	12	3,360,000		3,360,000	39,440
計		24	24	6,924,000		6,924,000	1,350,800

○専従者給与の内訳

氏名	経理月数	支給月数	支給額	支払額	合計	所得税及び役員特別所得税の源泉徴収額
所得 太郎	12	12	1,500,000	300,000	1,800,000	11,000

貸借対照表 (資産負債調) (令和04年12月31日現在) 整理番号: 000000009

資産の部	負債・資本の部
現金 4,407,622	支払手形
当座預金 21,994,088	買掛金 23,954,189
定期預金	借入金 880,000
その他の預金 11,100,703	未払金 20,000
受取手形	前受金
売掛金 13,403,121	預り金 34,620
有価証券	
棚卸資産 3,700,000	
前払金	
貸付金	
建物	
建物附属設備	
機械装置	
車両運搬具 2,031,894	貸倒引当金 20,000
工具器具備品 1,995,412	
土地	
	その他の負債 1,471,000
	事業主借 225,910
その他の資産 2,368,330	元入金 34,622,361
事業主貸 4,980,425	青色申告特別控除額の所得差額 5,331,486
合計 61,002,170	合計 61,002,170

製造原価の計算

科目	金額
期首原材料棚卸高	
原材料仕入高	
小計(①+②)	
期末原材料棚卸高	
差引原材料費(③-④)	
労務費	
外注工賃	
電力費	
水道光熱費	
修繕費	
減価償却費	
計	
総製造費(⑤+⑥+⑦)	
期首半製品・仕掛品棚卸高	
小計(⑧+⑨)	
期末半製品・仕掛品棚卸高	
製品製造原価(⑩-⑪)	

・決算書の1ページ目と2ページ目の一部及び4ページ目がインポートされます。
 ※決算書の3ページ目については、減価償却の達人からインポートします。

※各メーカー別連動コンポーネントのダウンロードやマニュアルは、以下のサイトに掲載されています。
 ※インポート対象項目はメーカーにより異なるため、下記サイトのマニュアルを参照願います。

http://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

① 入力用帳票「給与所得の源泉徴収票」の作成

令和 04 年分 給与所得の源泉徴収票

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	1,920,500円		480,000円	40,000円

社会保険料等の金額: 円
生命保険料の控除額: 円
地震保険料の控除額: 円
住宅借入金等特別控除の額: 円

・データを入力（入力したデータは下記の帳票に反映されます。）

① 第一表へ：種別、支払金額、源泉徴収税額、支払者

② 第二表へ：社会保険料等の金額、地震保険料の金額、生命保険料の金額の内訳、国民年金保険料等の金額、旧長期損害保険料の金額

③ 社会保険料等へ：社会保険料等の金額、生命保険料の金額の内訳、地震保険料の金額、旧長期損害保険料の金額

・「データ連携」から、年調・法定調書の達人で作成したデータの取り込みができます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

①入力用帳票「社会保険料等に係る控除証明書等」の作成

令和 04 年分 社会保険料等に係る控除証明書等

氏名 所得 太郎

○社会保険料

社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
源泉徴収分	円		
国民年金	579,330	国民健康保険	801,582
国民年金基金		その他	
国民年金基金			
国民年金基金			
国民年金基金		合計	1,380,912

○小規模企業共済等掛金

種類	支払掛金
源泉徴収分	円
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	180,000
企業型年金・個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する掛金	
合計	180,000

○生命保険料

保険会社等の名称	支払保険料	保険会社等の名称	支払保険料
源泉徴収分	円	源泉徴収分	円
〇〇〇〇	204,000	旧生命保険料	
合計	204,000	合計	円
源泉徴収分	円	源泉徴収分	円
合計	円	合計	円

○地震保険料等

地震保険料	旧長期損害保険料		
保険会社等の名称	支払保険料	保険会社等の名称	支払保険料
源泉徴収分	円	源泉徴収分	円
〇〇〇〇	25,000		
合計	25,000	合計	円

・データを入力 (入力したデータは下記の帳票に反映されます。)

・第二表へ

社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料等

・第三者作成書類 (社会保険料等に係る控除証明書等の記載事項) へ

社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料等

※青枠の「源泉徴収分」の金額は、「給与所得の源泉徴収票」や「公的年金等の源泉徴収票」より連動されます。

※社会保険料は、「国民年金及び国民年金基金」欄に入力したデータのみ第三者作成書類へ転記されます。

・社会保険の種類は、手入力のほか「F3/参照」ボタンから項目を選択することができます。

項目選択

項目名称

- 国民年金
- 国民年金基金の掛金

Enter 確定 ESC キャンセル

項目選択

項目名称

- 健康保険
- 国民健康保険
- 後期高齢者医療保険
- 介護保険
- 労働保険
- 厚生年金

Enter 確定 ESC キャンセル

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

① 入力用帳票「寄附金の受領証等 (1面)」の作成

令和 04 年分 寄附金の受領証等

氏名 所得 太郎

所得税			住民税	
特定寄附金(下記以外)	所得控除	265,000 ^円	都道府県、市区町村への寄附	120,000 ^円
政党等寄附金	所得控除		共同基金、日赤その他の寄附	110,000
認定NPO法人等寄附金	税額控除	5,000	都道府県条例指定寄附	69,000
公益社団法人等寄附金	税額控除	30,000	市区町村条例指定寄附	15,000

1 特定寄附金の内訳(2~5に掲げる寄附金を除く。)

寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
令和03年03月25日	所在地 名称 ○○県	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	80,000 ^円
令和03年03月25日	所在地 名称 ○○市	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	40,000
令和03年05月15日	所在地 名称 日本赤十字社○○支部	共同基金、日赤その他	90,000
令和03年11月04日	所在地 名称 社会福祉法人○○	条例指定：都道府県分	55,000
年月日	所在地 名称		

ESC 業務メニュー ヘルプ 閉じる F3 参照 F4 機能メニュー F5 挿入 F6 削除 F7 上へ F8 下へ F9 F10 F11 複写 F12 漢字 Ctrl+F4 補助入力

・データを入力 (入力したデータは下記の帳票に反映されます。)

・第二表へ

特定寄附金の内訳 (2~5に掲げる寄附金を除く。)

・第三者作成書類 (寄附金の受領証等の記載事項) へ

寄附年月日、寄附先の所在地・名称、金額

※青枠の「控除区分」「住民税区分」は、該当する項目を選択

・「データ連携」をクリックすると、ふるさと納税サイト (ふるさとチョイス) の寄附金情報を取り込むことができます。

・寄附先の所在地・名称欄で「F3/参照」をクリックすると、寄附先の所在地・名称の選択ができます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

① 入力用帳票「寄附金の受領証等 (2面)」の作成

2 政党等寄附金の内訳			
寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
年 月 日	所在地 名称		円
年 月 日	所在地 名称		円
年 月 日	所在地 名称		円
年 月 日	所在地 名称		円
年 月 日	所在地 名称		円
合 計			円
3 認定NPO法人等寄附金の内訳			
寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
令和03年10月16日	所在地 名称 認定NPO法人〇〇	振替指定：都道府県・市区町村分	5,000
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
合 計			5,000
4 公益社団法人等寄附金の内訳			
寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
令和03年05月19日	所在地 名称 社会福祉法人都道府県共同募金会	共同募金、日本その他	20,000
令和03年10月10日	所在地 名称 文化芸術イベント〇〇	振替指定：市区町村分	10,000
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
合 計			30,000
5 認定NPO法人等以外のNPO法人等寄附金の内訳			
寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
合 計			円

(注)上記、寄附先の所在地に代えて、電話番号(市外局番から)を入力していただいても構いません。

・データを入力 (入力したデータは下記の帳票に反映されます。)

(1) 税額控除の場合

・[政党等寄附金特別控除額の計算明細書](#)へ
政党等寄附金の内訳

・[認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書](#)へ
認定NPO法人等寄附金の内訳

・[公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書](#)へ
公益社団法人等寄附金の内訳

・[第三者作成書類 \(寄附金の受領証等の記載事項\)](#) へ
寄附年月日、寄附先の所在地・名称、金額

(2) 所得控除の場合

・[第二表](#)へ
政党等寄附金の内訳、認定NPO法人等寄附金の内訳、公益社団法人等寄附金の内訳

・[第三者作成書類 \(寄附金の受領証等の記載事項\)](#) へ
寄附年月日、寄附先の所在地・名称、金額

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

① 入力用帳票「特定口座年間取引報告書」(譲渡) の作成

令和 04 年分 特定口座年間取引報告書

上場株式等の配当の課税区分: 総合課税

※特定口座年間取引報告書の配当及び配当所得等に係る支払通知書の「1 上場株式配当等の支払通知書」の配当、「2 オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書」、「3 配当等とみなす金額に関する支払通知書」の課税区分を選択してください。

特定口座開設者	住所(居所)	フリガナ 氏名	勤定の種類 1 保管 2 信用 3 配当等	
	前回提出時の住所又は居所	生年月日	口座開設年月日	源泉徴収の選択 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)

源泉徴収税額(所得税)	0 円	株式等譲渡所得割額(住民税)	0 円	外国所得税の額	円
-------------	-----	----------------	-----	---------	---

譲渡区分	① 譲渡の対価の額(収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額(譲渡所得等の金額)(①-②)
上場分	1,900,000	2,119,000	-219,000
特定信用分			
合計	1,900,000	2,119,000	-219,000

・データを入力(入力したデータは下記の帳票に反映されます。)

※特定の発行主体(証券会社)については、マイナポータルからのデータ連携が可能です。

(1) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書を作成している場合

・所得の内訳書へ(★)

譲渡区分の「上場分」「特定信用分」、源泉徴収税額(所得税)、金融商品取引業者等

・第二表へ(★)

株式等譲渡所得割額(住民税)

・第三表へ(★)

名称、譲渡の対価の額(収入金額)、取得費及び譲渡に要した費用の額等、差引金額
源泉徴収税額(所得税)

・株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書へ

名称、譲渡の対価の額(収入金額)、取得費及び譲渡に要した費用の額等、差引金額
源泉徴収税額(所得税)

(2) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書を作成していない場合

上記(1)の★印の帳票に加え、下記の帳票にも入力したデータが反映されます。

・確定申告書付表(1面)(2面)へ

差引金額

青枠の「課税区分」「源泉徴収の選択」は、該当項目から選択

<p>課税区分</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>総合課税</p> <p>分離課税</p> </div> <p>Enter 確定</p> <p>ESC キャンセル</p>	<p>源泉徴収の選択</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>選択なし</p> <p>有</p> <p>無</p> </div> <p>Enter 確定</p> <p>ESC キャンセル</p>
---	--

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

① 入力用帳票「特定口座年間取引報告書」(配当) の作成

種 類		配 当 等 の 額	源 泉 徴 収 税 額 (所得税)	配 当 割 額 (住民税)	特別分配金の額	上場株式配当等 控除額	外国所得等の額
特定口座株式等の配当等	④株式、出資又は基金	80,000 円	12,252 円				
	⑤特定株式投資信託						
	⑥投資信託又は特定受益証券 発行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)						
	⑦オープン型証券投資信託						
	⑧国外株式又は国外投資信託等						
⑨合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	80,000	12,252					
上記以外のもの	⑩公社債	20,000	3,063				
	⑪社債的受益権						
	⑫投資信託又は特定受益証券 発行信託 (⑬及び⑭以外)						
	⑬オープン型証券投資信託						
	⑭国外公社債等又は国外投資 信託等						
⑮合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	20,000	3,063					
⑯譲渡損失の金額	219,000				(摘要)		
⑰差引金額 (⑨+⑮-⑯)	0						
⑱納付税額							
⑲還付税額 (⑨+⑮-⑱)			15,315				
金融商品 所在地	千代田区〇〇1-2-3						
取引業者等 名 称	乙証券会社 大手町支店 (電話) 03 - 7777 - 7777						
法人番号							
配当等の額の内訳					特定証券投資信託: <input type="text"/> 円 (外貨建以外) [5%] 特定証券投資信託: (外貨建) [2.5%] 配当控除対象外の配当等: [0%] 剰余金の配当等: 80,000 円 [10%] 負債の利子: <input type="text"/> 円		

・データを入力 (入力したデータは下記の帳票に反映されます。)

(1) 上場株式等の配当の課税区分が「分離課税」の場合

・所得の内訳書へ (★)

配当等の額⑨ + ⑮、源泉徴収税額 (所得税) の⑱納付税額、所在地・名称

・第三表へ

配当等の額⑨ + ⑮、源泉徴収税額 (所得税) の⑱納付税額、名称

・確定申告書付表 (1面) へ

配当等の額、名称

(2) 上場株式等の配当の課税区分が「総合課税」の場合

上記 (1) の★印の帳票に加え、下記の帳票にも入力したデータが反映されます。

・第一表へ

配当等の額⑨、源泉徴収税額 (所得税) の⑱納付税額

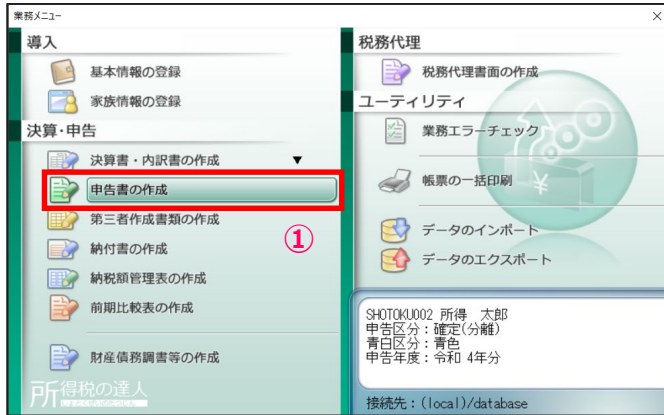
・入力された金額の一部が、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」へ連動します。

・「名称」「負債の利子」は、ダブルクリックして、該当する項目を入力

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

②「所得の内訳書」での収入の取込



①「申告書の作成」を選択

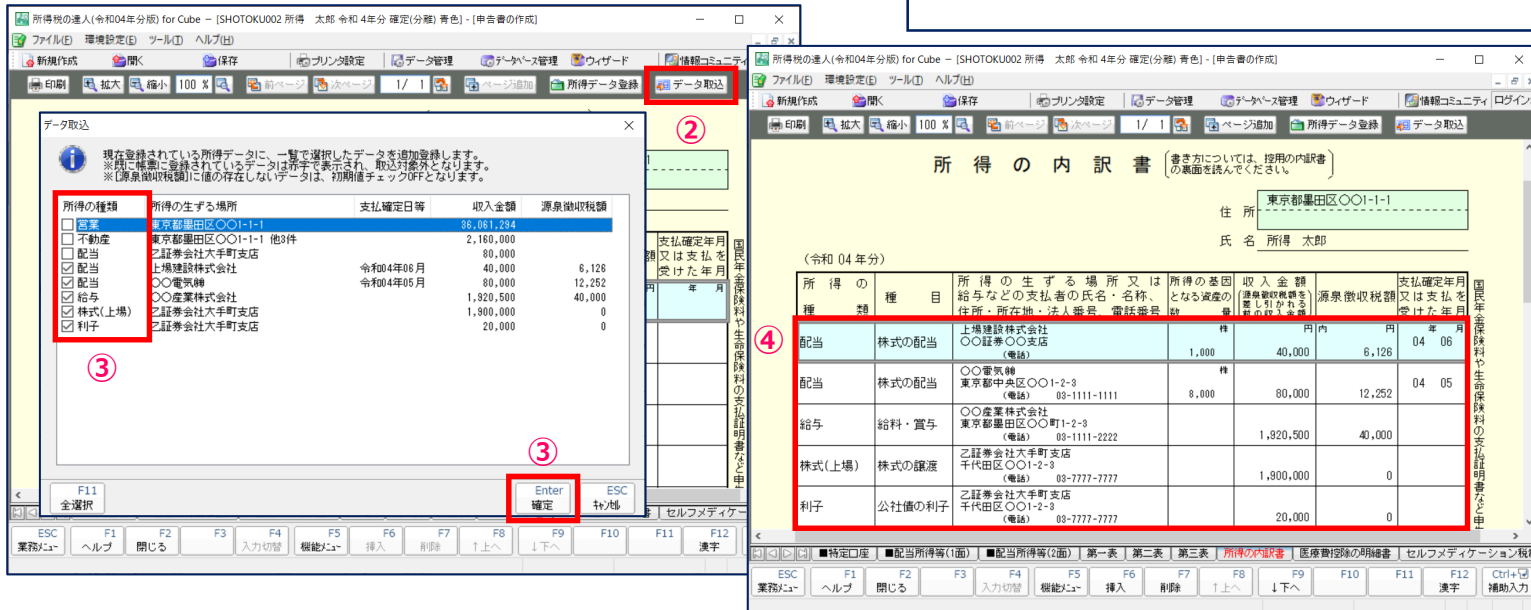
②「所得の内訳書」画面の「データ取込」をクリック

③「データ取込」画面が表示されるので、所得の内訳書に取り込みたい所得の種類にチェックを入れ、「確定」をクリック

※源泉徴収税額に金額 (0を含む) が入っている所得データには、予めチェックが入っています。

④所得の内訳書に選択した所得データが取り込まれます。

※「データ取込」後、「給与所得の源泉徴収票」等を「 ページ追加」で作成した場合には、再度、「データ取込」を実施してください。



2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

②「所得の内訳書」の作成 (一時所得、雑所得 (その他) などのデータ入力)

所得の種類	所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	所得の基となる資産の種別	収入金額	源泉徴収額
雑(その他)	株式会社 達人出版		100,000	10,210
	(電話) 03-222-2222			
	(電話)			
	(電話)			
	(電話)			

① 所得データを入力したい枠をダブルクリックで選択

② 「所得の内訳の登録」画面が表示されるので、必要なデータを入力し、「確定」をクリック

※ 必要経費が入力できます。

③ 所得の内訳書に所得データが反映されます。

所得の種類	所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	所得の基となる資産の種別	収入金額	源泉徴収額	支払確定年月又は支払を受けた年月
雑(その他)	株式会社 達人出版	(電話) 03-222-2222	100,000	10,210	04 10
	(電話)				
	(電話)				
	(電話)				
	(電話)				

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

②「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の作成

The screenshot shows the '令和04年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書' (Calculation Statement for Special Deduction for Mortgage Interest on Specified Renovation, etc. Housing Loans) for FY2022. The interface includes a top navigation bar with buttons for '電子交付希望' (Wish for electronic delivery), '付表へ' (To attachment), and '次面' (Next page). The main form is divided into several sections:

- 住所及び氏名 (Address and Name):** Includes fields for address, postal code, and name.
- 2 新築又は購入した家屋等に係る事項 (Matters related to newly built or purchased houses, etc.):** A table with columns for '家屋に関する事項' (Matters related to houses), '土地に関する事項' (Matters related to land), and '増改築等をした部分に係る事項' (Matters related to parts where renovation, etc. was done). It contains fields for acquisition date, acquisition price, and renovation costs.
- 4 あなたの共有持分 (Your share of co-ownership):** A table for recording shares in co-owned properties.
- 5 住宅借入金等特別控除額の計算 (Calculation of special deduction for mortgage interest):** A table with columns for '住宅のみ' (Only housing), '土地等のみ' (Only land, etc.), '住宅及び土地等' (Housing and land, etc.), and '増改築等' (Renovation, etc.). It includes a sub-table for '特定増改築等に係る事項' (Matters related to specified renovation, etc.).
- 6 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (Special deduction for mortgage interest on specified renovation, etc. housing loans):** A field to enter the calculated amount.

- ・「付表へ」: 付表を作成する場合に選択します。
- ・「次面」: 二面を確認する場合に選択します。
- ・「電子交付希望」: 控除証明書が納税者本人のメッセージボックスに格納されます。
※マイナンバーカードでの認証が必要です。

・必要な項目を直接、手入力します。

・「家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項」に該当する場合にダブルクリックし、選択します。

・「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄をダブルクリックし、該当する特別控除の適用条件を選択することで、⑥の欄に控除額が反映されます。

・控除証明書の交付を要しない場合に、ダブルクリックして選択します。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

③ 第二表の確認とその他の入力

所得税の達人(令和04年版) for Cube - [SHOTOKU002 所得 太郎 令和4年分 確定(分離) 青色] - [申告書の作成]

帳票設定

令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号 000000009 FA2302

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

①記載方法の選択

- 所得の種類単位で自動転記
- 所得の内訳単位で自動転記
- 先頭行に【所得の内訳書参照】を表示
- 手入力で作成

②記載方法の選択

- 所得データ画面より自動転記
- 手入力で作成

③記載方法の選択

以下に該当する為、記載しない。
・申告する所得に年調を受けた給与がある
・第1表の(13)~(24)までの金額に異動がない

④記載方法の選択

先頭行に【別紙参照】を表示
(別紙にのみ明細を出力)

⑤記載方法の選択

先頭行に【別紙参照】を表示
(別紙にのみ明細を出力)

⑥記載方法の選択

常に【別紙参照】を表示
(別紙にのみ明細を出力)

第二表 (令和四年分以降降用) 第二表は第一表と連記して作成してください。○国民年金保険料

9,380 円
1,582 円
0,000 円
4,000 円
5,000 円
特別障害者
円
円
280,000 円
円
35,000 円

Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

・「**帳票設定**」で、帳票の各種表示方法等を変更することができます。

・「所得の内訳」は、初期値では種類単位で転記されます。個々に転記したい場合は、「所得の内訳単位で自動転記」に変更します。「手入力で作成」を選択した場合、第1表には転記されませんのでご注意ください。

・「総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項」について、「所得データ画面より自動転記」、「手入力で作成」が選択できます。「手入力で作成」を選択した場合、第1表には転記されませんのでご注意ください。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

③ 第二表の確認とその他の入力

令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

住所 東京都墨田区〇〇1-1-1
 氏名 太郎 次郎

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
国民年金	579,330	579,330
国民健康保険	801,582	801,582
小規模企業共済	180,000	180,000
新生命保険料	204,000	204,000
旧生命保険料		
新個人年金保険料		
旧個人年金保険料		
介護医療保険料		
地震保険料	25,000	25,000
旧長期損害保険料		

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	収入金額	源泉徴収税額
給与所得	株式会社〇〇〇	100,000	10,210
雑所得	〇〇株式会社	40,000	6,126
雑所得	〇〇株式会社	80,000	12,252
その他	所得合計	3,840,500	40,000

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (II)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
譲渡所得	5,800,000	4,800,000	280,000

配偶者や親族に関する事項 (㉔)

氏名	種別	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
所得 春子	配偶者	49.06.01	特	国	調	調
所得 ハナ	母	22.03.03	特	国	調	調
所得 梅子	長女	14.08.01	特	国	調	調
所得 二郎	次男	21.10.20	特	国	調	調

事業専従者に関する事項 (㉕)

事業専従者の氏名	種別	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
所得 一郎	長男	09.05.10	12月・外交通商 毎日通勤従事	

- ・所得控除は、「入力用帳票」で入力したデータが自動反映されます。
- ・本人に関する事項、配偶者や親族に関する事項は、当該画面から家族情報の画面を開いて入力ができます。

- ・自動で反映される特例適用条文等は、「F1/ヘルプ」の「申告書B[第二表]の演算式」で確認ができます。
- ※自動で転記される条文は2つまで。3つ以上の場合には手入力での追加が必要です。

- ・事業専従者に関する事項は、当該画面をダブルクリック後、「F6/新規登録」を選択して入力します。

事業専従者の一覧

氏名	生年月日	続柄	従事月数・程度/仕事の内容	専従者給与(控除)額

事業専従者の新規登録

氏名: [] 生年月日: []

続柄: [] 従事月数・程度/仕事の内容: [] 専従者給与(控除)額: []

F1 ヘルプ F3 参照 F12 漢字 F6 新規登録 F7 削除 F9 取込

※「F9/取込」で、青色申告決算書に入力しているデータの取り込みができます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

④ 第一表の確認とその他の入力

所得税の達人(令和04年版) for Cube - [SHOTOKU002 所得 太郎 令和4年分 確定(分額) 青色] - [申告書の作成]

令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 東京都墨田区〇〇1-1-1

現在の住所 東京都墨田区〇〇1-1-1

氏名 所得 太郎

令和05年1月1日現在の住所 千葉県市川市〇〇1-1-1

振替継続希望 種類 国出 損失 修正 特費の表示 控除 整理番号 0000000009

区分	金額	課税(する)所得金額	控除
事業等	36061294	36061294	000
農業			203100
不動産	2160000		12000
給与	1920500		14000
公的年金等			177100
雑業	100000		3719
その他			

所得データの登録ボタン (所得データ登録)

※収入金額は、「所得データ登録」をクリックすると転記元が確認できます。

所得データの一覧

所得種類	所得の生ずる場所(支払者の名称等)	収入金額	記載方法
【総合課税】事業(営業等)	東京都墨田区〇〇1-1-1	36,061,294	決算書より転記
【総合課税】事業(農業)		2,160,000	決算書より転記
【総合課税】不動産		2,160,000	所得内訳書より転記
【総合課税】配当	上場建設株式会社〇〇証券〇〇支店 他1件	120,000	所得内訳書より転記
【総合課税】給与	〇〇産業株式会社東京都墨田区〇〇町1-2-3	1,920,500	所得内訳書より転記
【総合課税】雑(公的年金等)			所得内訳書より転記
【総合課税】雑(業務)			収支内訳書より転記
【総合課税】雑(その他)	株式会社達人出版	100,000	所得内訳書より転記
【総合課税】短期譲渡			計算書より転記
【総合課税】長期譲渡			計算書より転記
【総合課税】一時			所得内訳書より転記
【分離課税】短期譲渡(一般分)			計算書より転記
【分離課税】短期譲渡(軽減分)			計算書より転記
【分離課税】長期譲渡(一般分)			計算書より転記
【分離課税】長期譲渡(特定分)			計算書より転記
【分離課税】長期譲渡(軽減分)			計算書より転記
【分離課税】株式等の譲渡		1,900,000	計算書より転記
【分離課税】上場株式等の配当等	乙証券会社大手町支店 千代田区〇〇1-2-3	20,000	入力用帳票より転記
【分離課税】先物取引			計算書より転記
【分離課税】山林			手入力
【分離課税】退職			入力用帳票より転記

※前年以前の繰越データの場合、転記元についても前年と同様の設定になっていますのでご注意ください。

※名称横の「区分」については本年分では使用しません。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

④ 第一表の確認とその他の入力

令和04年分の確定申告書

納税地 〒130-0000 東京都墨田区

現在の所又は居所 東京都墨田区

氏名 所得 太郎

課税される所得金額	税率	税額
課税される所得金額		000
上の①に対する税額又は③表の④		203100
配当控除		12000
政党等寄附金等特別控除		14000
住宅特定改修特別税額控除		177100
認定住宅新築等特別税額控除		177100
復興特別所得税額		3719

・政党等寄附金等特別控除（税額控除）は、各寄附金の計算明細書を作成することで反映されます。

※寄附金の計算明細書は、「基本情報」-「帳票選択」タブの「申告書添付書類」で選択して作成してください。

・項目名称をダブルクリックすれば、詳細内容が表示されます。

政党等寄附金等特別控除

政党等寄附金特別控除 入力

認定NPO法人等寄附金特別控除 入力 2,000 円

公益社団法人等寄附金特別控除 入力 12,000 円

・「住宅特定改修特別税額控除」および「認定住宅新築等特別税額控除」は、項目名称をダブルクリックし、直接、控除税額を入力します。

住宅耐震改修特別控除等

住宅耐震改修特別控除 入力

住宅特定改修特別税額控除

認定住宅新築等特別税額控除

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

④ 第一表の確認とその他の入力

・本年分で控除する前期以前の繰越損失がある場合は、[繰越損失]で入力します。

・各種合計所得金額の確認ができます。

項目名	金額	備考
合計所得金額	10,157,086 円	「寄附、ひとり親控除」、「勤労学生控除」、「配偶者(特別)控除」、「基礎控除」、「住宅借入金等特別控除」に利用されます。
総所得金額等	10,157,086 円	「雑損控除」、「医療費控除」、「寄附金控除」に利用されます。
所得金額の合計額	10,157,086 円	「災害減免額」に利用されます。
課税総所得金額	5,414,000 円	「配当控除」に利用されます。

・金額の欄をダブルクリックし、「予定納税額」を直接入力することができます。
※「参照」をクリックし、e-Taxのメッセージボックスから取得することができます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

参考：「譲渡所得の内訳書【土地・建物用】」の作成

- ・画面上部の操作ボタンで、変更・削除を行います。
- ・譲渡所得の内訳書を複数作成する場合には、「新規」ボタンで追加します。

- ・「

3 譲渡 (売却) するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支払金額
	住 所 (所 在 地)	氏名 (名 称)		
仲介手数料	東京都千代田区〇〇22-1	千代田不動産	令和 04・09・25	300,000 円
収入印紙代			令和 04・07・22	5,000 円
測 量 費	T市△△町1-5	〇〇測量事務所	令和 04・09・25	95,000 円
				円
				円
			③ 譲渡費用	400,000 円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収
短期 長期	所・措・震 条の	3
短期 長期	所・措・震 条の	
短期 長期	所・措・震 条の	

- ・各ページで必要事項を入力したのち、[区分][特例適用条文]を必ず選択・入力します。

※ 申告書第三表の[特例適用条文]にも入力します。

特 例 適 用 条 文									
法	法	法	条	項	号	項	項	項	項
所法	措法	震法	3	1					
所法	措法	震法							
所法	措法	震法							

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

参考：第三表の作成

- ・分離課税の収入は金額欄をダブルクリックすると、転記元が確認できます。
- ※山林所得のみ手入力になります。

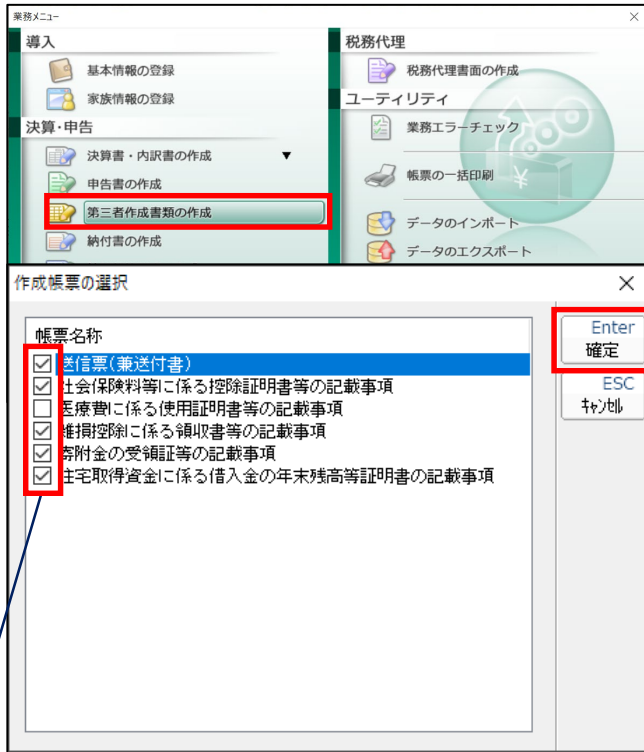
長期譲渡 (一般分)

上場株式等の配当等

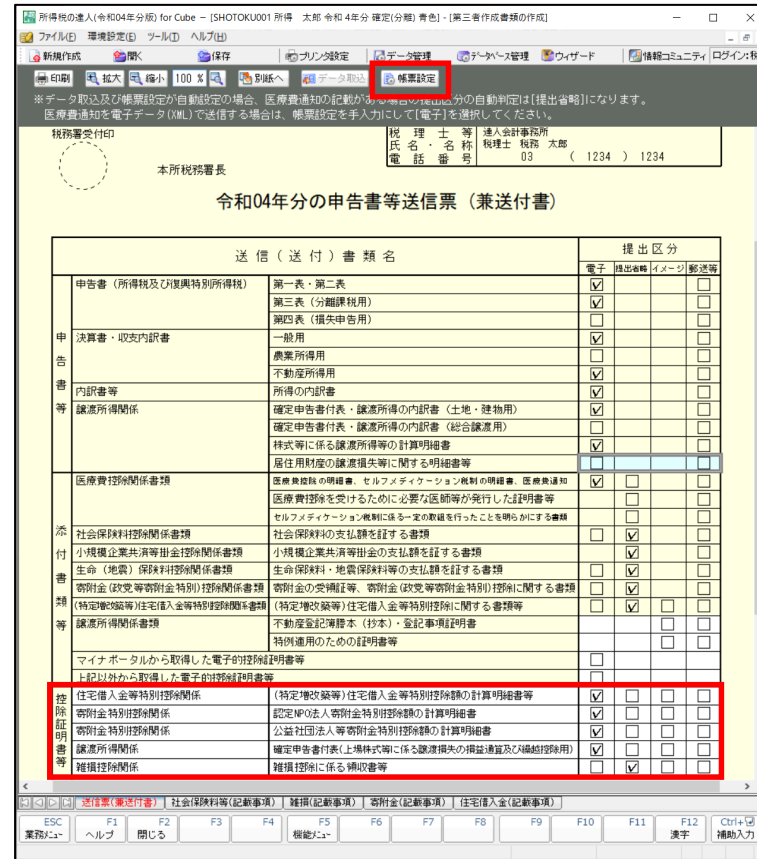
2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

⑤ 第三者作成書類の確認と送信票 (兼送付書) の作成



・入力用帳票で作成した第三者作成種類および送信票 (兼送付書) に自動でチェックが入り、帳票が作成されます。



・「第三者作成書類の作成」を選択し、「確定」をクリック
 ・送信票 (兼送付書) の「申告書等」「添付書類等」の提出区分については、帳票の作成状態により自動設定されます。
 ※送信 (送付) 書類名に名称がないものは、「控除証明書等」に追記します。

※従来どおり手動で設定する場合には、「**帳票設定**」を選択し、「帳票設定」画面から「手入力で作成する」を選択してください。



2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (納付書の作成)

業務メニュー

- 導入
 - 基本情報の登録
 - 家族情報の登録
- 決算・申告
 - 決算書・内訳書の作成
 - 申告書の作成
 - 第三者作成書類の作成
 - 納付書の作成**
- 税務代理
 - 税務代理画面の作成
- ユーティリティ
 - 業務エラーチェック
 - 帳票の一括印刷
 - データのインポート
 - データのエクスポート

所得税の達人(令和04年分版) for Cube - [SHOTOKU002 所得 太郎 令和4年分 確定(分類) 青色] - [納付書の作成]

国庫金 納付書 領収済通知書 (記入例) 01234567890

年度: 04 税目番号: 320 税務署名: 本所税務署 税務署番号: 000031815 登録番号: 000000009

申告所得税及復興特別所得税 本税 48140.00 (千円)

重加算税

納期等の区分 (自) 年 月 日 (至) 年 月 日

申告区分 該当項目に○印を付してください

住所 (所在地) 130-0000 (電話番号 03 - 1234 - 1111) 東京都墨田区〇〇1-1-1

氏名 (法人名) 所得 太郎 (フリガナ) タロウ タロウ

合計額 48140.00

納付書

・「納付書の作成」を選択すると、「(納付書) 領収済通知書」が表示されます。
※重加算税、加算税、利子税、延滞税の金額等は、手入力します。

・赤枠部分をダブルクリックして、該当するものを選択します。

・赤枠部分をダブルクリックして、該当するものを選択します。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (納税額管理表の作成)

業務メニュー

導入

- 基本情報の登録
- 家族情報の登録

決算・申告

- 決算書・内訳書の作成
- 申告書の作成
- 第三者作成書類の作成
- 納付書の作成
- 前期比較表の作成
- 財産債務調書等の作成

税務代理

- 税務代理画面の作成
- ユーティリティ
- 業務エラーチェック
- 帳票の一括印刷
- データのインポート
- データのエキスポート

所得の達人

接続先: (local)/database

※所得税予定納税額は、令和05年度税制に従い計算します。

■ 所得税計算シート

区分	金額
予定納税基準所得金額	7,977,086
所得から差し引かれる金額	4,742,792
課税される所得金額(㊸-㊹)	3,234,000
課税される所得金額に対する税額	225,900
配当、住宅借入金、住宅耐震、政党等寄附金、投資税額等の控除	226,000
差引所得税額(㊸-㊹)	0
所得税に係る外国税額控除額	0
再差引所得税額(㊸-㊹)	0
㊸の所得税に係る源泉徴収税額	57,178
再々差引所得税額(㊸-㊹)	0
復興特別所得税額(㊸×2.1%)	0
予定納税基準額(㊸+㊹)	0

■ 事業税計算シート (事業月数: 12月 期間: 1月1日 ~ 12月31日)

区分	金額
事業所得金額(営業等)	5,331,486
不動産所得金額(損益通算の特例適用前)[非課税]	0
合計(㊸+㊹)	5,331,486
所得税の事業専従者控除	0
所得税の青色申告特別控除	0
事業税の事業専従者控除	0
非課税所得金額等	0
差引所得金額(㊸+㊹+㊺-㊻-㊼)	5,331,486
所得税の繰越控除額	0
㊽の調整額	0
事業用資産の減損損失控除額	0
事業主控除額	2,900,000
控除額合計(㊽+㊾+㊿+Ⓚ)	2,900,000
課税標準額(㊽-Ⓚ)	2,431,000
税率【第1種事業】	5.000%
事業税額	121,500

※令和05年1月1日現在の地方税法に基づいて計算を行っております。

住民税

総合課税の所得割税率

総合課税の所得割 税率

市町村民税 入力 6.000%

都道府県民税 入力 4.000%

F1 ヘルプ Ctrl+Enter 確定 ESC キャンセル

※総合課税の所得割税率は、[総合課税の所得]をダブルクリックすると変更できます。
 ※均等割額は、各地域の税額を入力します。

区分	課税標準額	市町村民税	都道府県民税	合計
均等割	0	3,500	1,500	5,000
総合課税の所得	4,181,000	250,860	167,240	418,100
短期譲渡	0	0	0	0
長期譲渡	2,100,000	63,000	42,000	105,000
株式等の譲渡	0	0	0	0
上場株式等の配当等	0	0	0	0
先物取引	0	0	0	0
山林	0	0	0	0
退職	0	0	0	0
計(㊿+Ⓛ)	6,281,000	313,860	209,240	523,100
(内給与分)	0	3,500	1,500	5,000
調整控除額	0	1,500	1,000	2,500
配当控除額	0	1,320	1,440	3,360
住宅借入金等特別税額控除額	0	0	0	0
寄附金税額控除額	0	63,843	44,362	108,205
合計	6,281,000	313,860	209,240	523,100

※事業区分は、「税率」をダブルクリックすると変更できます。

事業区分選択

非課税

第1種事業

第2種事業

第3種事業

第3種事業のうち医業種

Enter 確定 ESC キャンセル

令和05年分 納税額管理表 整理番号: 00000009 所得 太郎様

所得税予定納税額の計算	金額	月区分	合計	所得税	住民税普通徴収	住民税特別徴収	事業税
予定納税基準額	0	3月	131,500	131,500			
予定納税額		4月					
第1期分		5月	131,000	131,000			
第2期分		6月	104,500		103,900	600	
		7月	400			400	
		8月	162,900		101,000	400	61,500
		9月	400			400	
		10月	101,400		101,000	400	
		11月	60,400			400	60,000
		12月	400			400	
		1月	101,400		101,000	400	
		2月	400			400	
		3月	400			400	
		4月	400			400	
		5月	400			400	
合計		合計	795,900	262,500	406,900	5,000	121,500

住民税納税額の計算	金額
徴収方法	給与以外 普通
	給与 特別
普通徴収税額	第1期分 103,900
	第2期分 101,000
	第3期分 101,000
	第4期分 101,000
特別徴収税額	第1期分 600
	第2期以降分 400

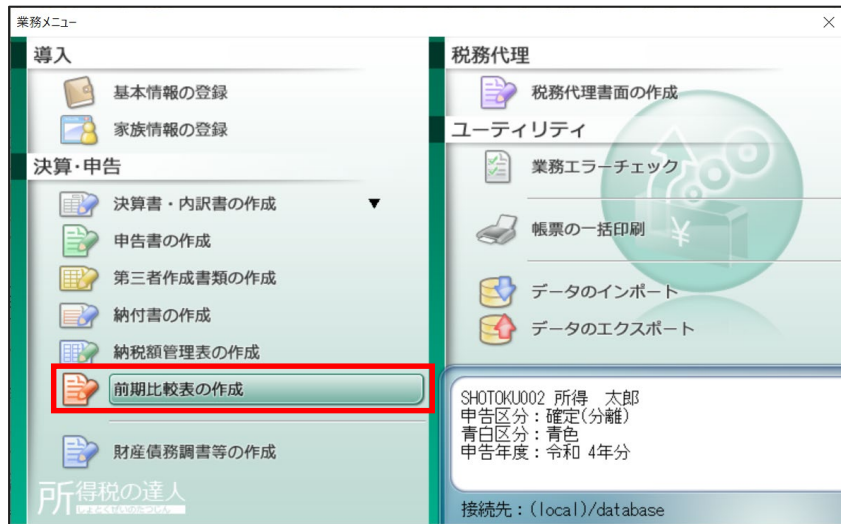
事業税納税額の計算	金額
課税標準額	2,431,000
税率	5.000%
納税額	第1期分 61,500
	第2期分 60,000

備考

※令和05年1月1日現在の地方税法に基づいて計算を行っております。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (前期比較表の作成)



・前年の申告書と当年分の申告書のデータが併記されているので、差異の確認や顧問先への説明資料として利用できます。
 ※前年度のデータを繰り越して今年度の申告データを作成している場合、令和03年の欄に前年データが自動反映されます。
 →「業務エラーチェック」と併用することで、より効率的な検算作業が可能となります。

・タブを選択することで、他の比較表を参照することができます。

令和 04 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書(第一表)の前期比較表

氏名：SHOTOKU002 所得 太郎

項目		令和 03 年	令和 04 年	項目		令和 03 年	令和 04 年
収入金額等	事業等 ①	39,280,000	36,061,294	課税される所得金額 ⑳		4,702,000	5,486,000
	農業 ②			上の所得金額に対する税額 ㉑		500,200	564,700
	不動産 ③	2,640,000	2,160,000	配当控除 ㉒		8,000	12,000
	配当 ④	80,000	120,000	投資税額等の控除 ㉓			
	給与 ⑤	1,920,500	1,920,500	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 ㉔			
	公的年金等 ⑥			政党等寄附金等特別控除 ㉕~㉖		14,000	14,000
	雑業務 ⑦			住宅耐震改修特別控除等 ㉗~㉘			
	その他 ⑧	150,000	100,000	差引所得税額 ㉙		478,200	538,700
	総合譲渡			災害減免額 ㉚			
	一時 ⑨	100,000		再差引所得税額 ㉛		478,200	538,700
所得	事業等 ①	4,109,752	5,331,466	復興特別所得税額 ㉜		10,042	11,312
	農業 ②			所得税及び復興特別所得税の額 ㉝		488,242	550,012
	不動産 ③	1,319,200	1,261,600	外国税額控除等 ㉞~㉟			
				源泉徴収税額 ㊴		73,693	68,588

申告書(第一表)前期比較表 | 申告書(第三表)前期比較表 | 決算書・内訳書(一般(営業))前期比較表 | 決算書・内訳書(不動産・農業)前期比較表

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (前期比較表の作成)

○損益計算書			○製造原価の計算		
科目	令和03年	令和04年	科目	令和03年	令和04年
売上(収入)金額(①)	39,280,000	36,061,294	期首原材料棚卸高(④)		
売上原価			原材料仕入高(⑤)		
期首商品(製品)高(②)	3,705,000	3,700,000	小計(④+⑤)(⑥)		
仕入金額(③)	27,596,000	22,953,896	期末原材料棚卸高(⑦)		
小計(②+③)(④)	31,301,000	26,653,896	差引原材料費(⑧-⑦)(⑧)		
期末商品(製品)高(⑤)	3,814,000	3,700,000	労務費(⑨)		
差引原価(④-⑤)(⑥)	27,487,000	22,953,896	外注工賃(⑩)		
差引金額(①-⑥)(⑦)	11,793,000	13,107,598	電力費(⑪)		
租税公課(⑧)	385,000	401,700	水道光熱費(⑫)		
荷造運賃(⑨)		31,320	修繕費(⑬)		
水道光熱費(⑩)	224,000	240,241	減価償却費(⑭)		
旅費交通費(⑪)	148,000	172,580	その他の製造経費(⑮)		
通信費(⑫)	167,000	65,019			
広告宣伝費(⑬)	105,000	130,200			
接待交際費(⑭)	163,000	827,613			
損害保険料(⑮)	105,000	46,520			
修繕費(⑯)	259,000	53,550			
経費(⑰)	270,000	1,011,145			

・以下の比較表が新たに追加されています。

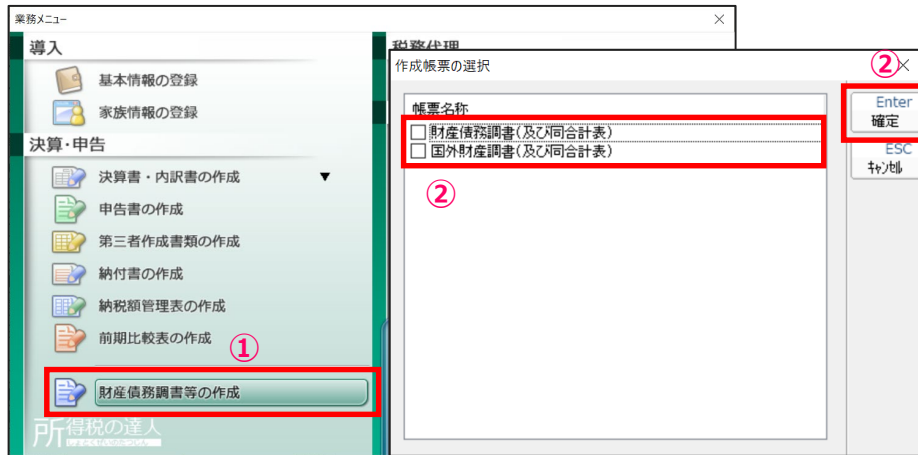
- ①所得税青色申告決算書・収支内訳書 (一般用 (営業所得))
- ②所得税青色申告決算書・収支内訳書 (一般用 (其他所得))
- ③所得税青色申告決算書・収支内訳書 (不動産所得及び農業所得用)

※前年度のデータを繰り越して今年度の決算書・収支内訳書データを作成している場合、令和03年の欄に前年データ (追加科目含む) が自動反映されます。

・上記の比較表では、「**前期入力科目情報**」をクリックすることで、前期のデータに「科目」「金額」を追加することができます。

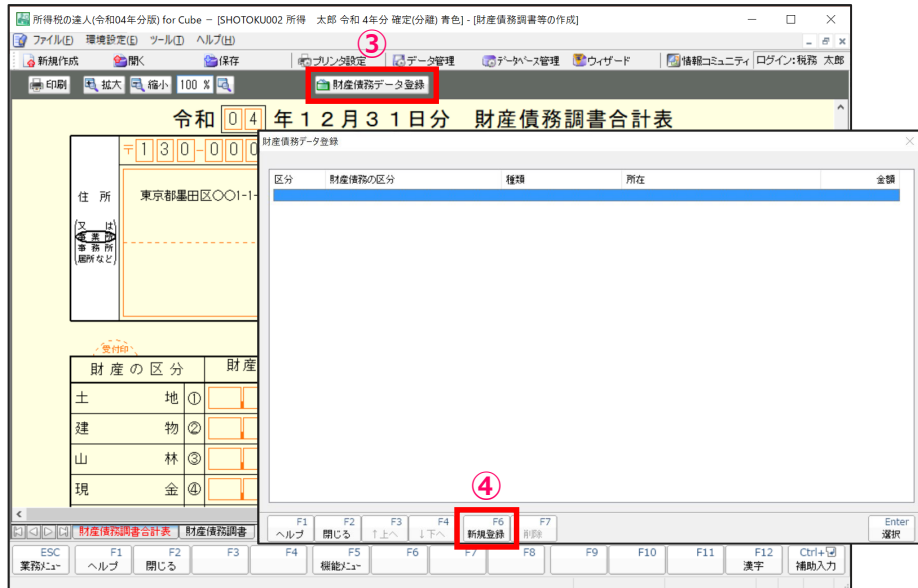
2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (財産債務調査等の作成)



①「財産債務調査等の作成」を選択

②作成帳票の選択画面で作成する帳票にチェックを入れ、「確定」をクリック



③「財産債務データ登録」をクリック

④「財産債務データ登録」画面で、「F6/新規登録」をクリック

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (財産債務調査等の作成)

財産債務データ登録

区分	財産債務の区分	種類	所在	金額
財産	土地		東京都千代田区〇〇町1-1-1	400,000,000

件数: 1件

財産債務の登録

区分: 財産 (国外) 債務

財産債務の区分: 土地 地所又は戸数等: 300m²

種類: 数量: 1

用途: 事業用 有価証券等の取得価額:

所在(国名): 財産の価額又は債務の金額: 400,000,000

所在: 東京都千代田区〇〇町1-1-1 備考:

F12 漢字 **5** Ctrl+確定 ESC 半角/全角

6 F1 ヘルプ **7** F2 閉じる F3 ↑上へ F4 ↓下へ F6 新規登録 F7 削除 Enter 選択

⑤「財産債務の登録」画面で財産債務を入力し、「確定」をクリック

- ・区分：該当の区分を選択（国外財産の場合「国外」にチェック）
- ・財産債務の区分：「▼」をクリックして選択
- ・種類：預貯金であれば預金種類を入力
- ・用途：「▼」をクリックして選択
- ・所在（国名）：国外の財産の場合に入力
- ・所在
- ・地所又は戸数等
- ・数量
- ・有価証券等の取得価格
- ・財産の価額又は債務の金額
- ・備考

⑥「F2/閉じる」をクリック

⑦「財産債務調査合計表」「財産債務調査」にデータが反映されます。

※財産債務調査等のデータは、業務メニューの [データのインポート/エクスポート] - [帳票データのインポート/エクスポート] で、「ExcelやCSV」形式での出力・取込ができます。

令和 04 年 1 2 月 3 1 日分 財産債務調査合計表

提出

住所 東京都千代田区〇〇1-1-1

令和 04 年 1 2 月 3 1 日分 財産債務調査

提出

住所 東京都千代田区〇〇1-1-1

氏名 所得 太郎

個人番号 *****

電話番号 03 -1234-1111

財産債務の区分	種類	用途	所在	数量	備考
土地		事業用	東京都千代田区〇〇町1-1-1	300m ² 1	400,000,000円

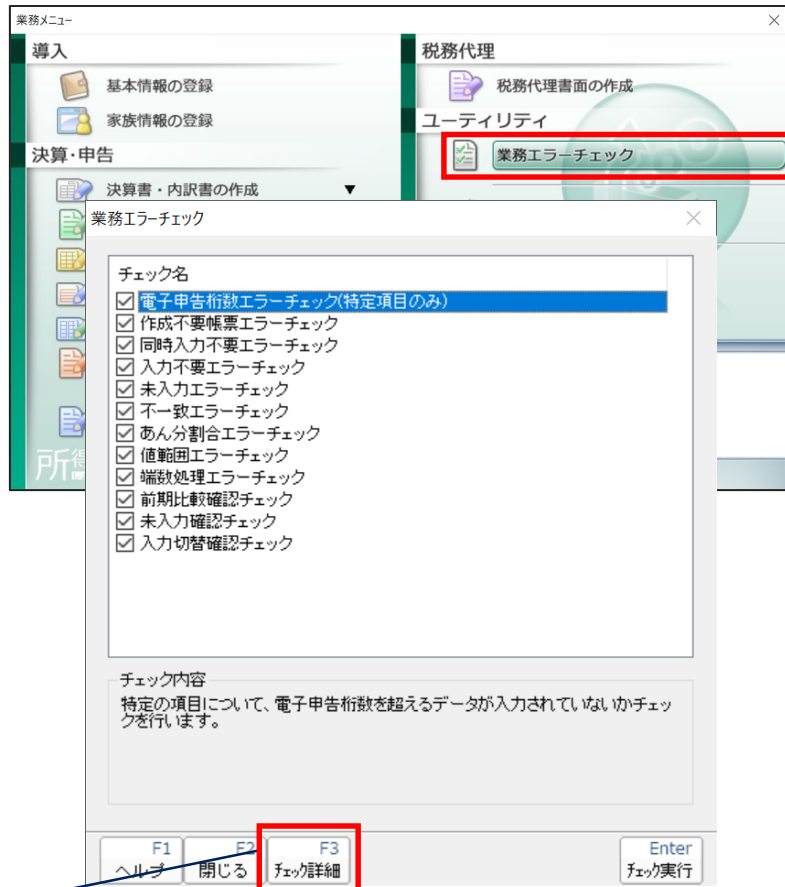
7

平成二十八年十二月三十一日分以降

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (業務エラーチェック)

■ 業務エラーチェックでは、作成した帳票に不備や誤りがないかをチェックし、結果をPDFファイルに出力できます。



・「F3/チェック詳細」では、どのような内容に基づいてエラーチェックがされているかを詳細に確認できます。

作成日時:

チェック内容一覧

個人コード	氏名	確認 目付	チェック②	チェック①	担当
SHOTOKU002	所得 太郎				
税目	申告区分	申告年度	印		
所得税	確定	令和 3年分			

○チェック項目詳細リストとの照合の結果、以下の通りのエラー及び確認項目が存在します。

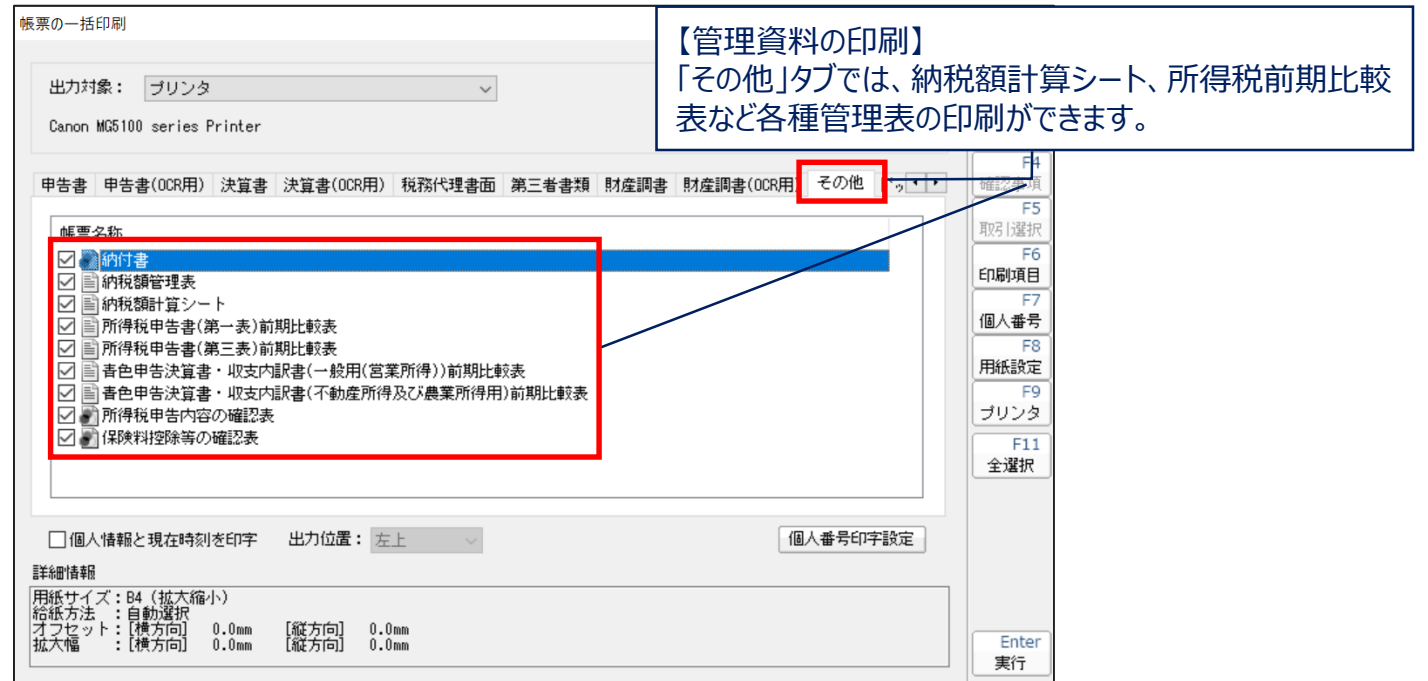
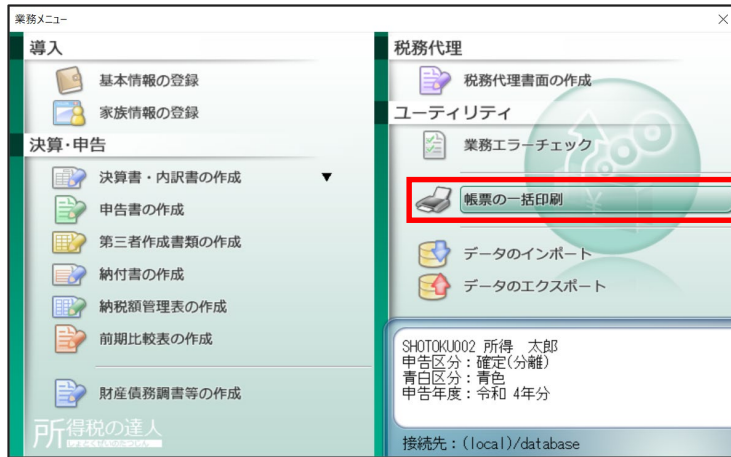
チェック名	チェック内容	確認種
電子申告桁数エラー	青色申告決算書(一般用)3ページに、電子申告桁数を越えるデータが入力されています。 ※詳細な項目は、該当帳票の[電子申告桁数確認]ボタンから確認してください。	
前期比較確認	帳票名: 申告書前期比較表 本年分の[雑損控除]に値が入力されています。 前年分の[雑損控除]には値が入力されていないため、本年分の内容について確認してください。	
前期比較確認	帳票名: 申告書前期比較表 本年分の[政党等寄附金特別控除]に値が入力されています。 前年分の[政党等寄附金特別控除]には値が入力されていないため、本年分の内容について確認してください。	
前期比較確認	帳票名: 申告書前期比較表 本年分の[予定納税額]に値が入力されています。 前年分の[予定納税額]には値が入力されていないため、本年分の内容について確認してください。	
前期比較確認	帳票名: 申告書前期比較表 本年分と前年分の申告種類が異なります。 本年分の内容について確認してください。	
入力切替確認	帳票名: 青色申告決算書(一般用)1ページ [(22)経費 利子割引料]の値が上書き入力されています。 上書き入力された値: 128,000 上記項目の内容について確認してください。	
入力切替確認	帳票名: 青色申告決算書(不動産所得用)1ページ [住所(上段)]の値が上書き入力されています。 上書き入力された値: 東京都墨田区〇〇1-1-1 上記項目の内容について確認してください。	

・当該機能は、Professional Edition 及びStandard Edition で利用可能です。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作（帳票の一括印刷）

■ 帳票の一括印刷では、様々な帳票が出力できます。



【個人番号の印字】
各種帳票で個人番号を印字する際には、「個人番号印字設定」が「F7/個人番号」をクリックし、「印字する」を選択します。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (帳票の一括印刷)

【所得税申告内容の確認表】

令和 4 年分 所得税申告内容の確認表

個人コード: SHOTOKU002 作成日: 令和 5 年 1 月 7 日

氏名: 所得 太郎 様 担当:

1. 申告情報	青白区分	青色	整理番号	00000009
	提出税務署	本所	利用者識別番号	1011-1111-1111-1111
			特農区分	国外転出区分

2. 本人情報	フリガナ	所得 太郎	性別	男	生年月日	昭47・8・1
	氏名	所得 太郎	障害区分		障害者区分	
	住所	〒130-0000 東京都墨田区〇〇1-1-1	世帯主	所得 太郎	世帯主との続柄	本人
	又は 店 所	(03) 1234-1111 〒272-0000 千葉県市川市〇〇1-1-1	職業	輸入雑貨卸売	屋号・雅号	所得屋
	事業所等	(047) 123-1111	屋号・雅号	所得屋		
	メールアドレス	tarou@shotoku.com				
	送付先	NTTデータ	支店	墨田	本店	支店
	郵便局名等	〒1234567	預金種類	普通		
	公金受取口座登録の同意	公金受取口座の利用				

3. 配偶者情報	配偶者氏名	続柄	生年月日	配偶者所得	障害者区分	国外居住	備考
1	所得 春子	妻	昭49・6・1	450,000円			

4. 扶養親族等情報	扶養親族氏名	続柄	生年月日	扶養区分	障害者区分	国外居住	備考
1	所得 ハナ	母	昭22・3・3	同居老親等			
2	所得 梅子	長女	平14・9・1	特定			
3	所得 二郎	次男	平21・10・20	年少	同居特別		
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

○確認事項

1. 年の途中で引越し(住所変更)をしていますか。 (はい・いいえ)
2. 連付を受ける金融機関に登録・変更がありますか。(連付がない場合でも登録することができます。) (はい・いいえ)
3. 寡婦(寡夫)に該当するか検討しましたか。(適用要件については事務所にお問い合わせください。) (はい・いいえ)
4. 配偶者の収入に変動がありますか。(収入がある場合は、その種類及び金額を備考欄に記載してください。) (はい・いいえ)
5. 各親族の収入に変動がありますか。(収入がある場合は、その種類及び金額を備考欄に記載してください。) (はい・いいえ)
6. 本年中に生まれた子供がいますか。 (はい・いいえ)
7. 本年中に学校等を卒業し、就職した親族がいますか。 (はい・いいえ)
8. (収入がある場合は、その種類及び金額を備考欄に記載してください。) (はい・いいえ)
9. 本年から納税者又は配偶者の両者のうち生計を一にした方はいますか。 (はい・いいえ)
10. 本年から配偶者や親族のうち別居、障害者又は満70歳以上となった方はいますか。 (はい・いいえ)
11. 前年の途中で死亡した配偶者や親族はいますか。 (はい・いいえ)
12. 本年の途中で死亡した配偶者や親族はいますか。 (はい・いいえ)
13. 本年から配偶者又は扶養親族のうち事業専従者とした方はいますか。 (はい・いいえ)

上記の内容に相違ありません。 署名 _____ 1/1

【保険料控除等の確認表】

令和 4 年分 保険料控除等の確認表

個人コード: SHOTOKU002 作成日: 令和 5 年 1 月 7 日

氏名: 所得 太郎 様 担当:

社会保険料	社会保険の種類	支払保険料	種類	支払掛金
	国民年金	579,330	小規模企業共済	180,000 円
	国民健康保険	801,582	企業型・個人型年金	
			心身障害者扶養共済	
	合計	1,380,912	合計	180,000 円

新生命保険料	保険会社等の名称	支払保険料	保険会社等の名称	支払保険料
	〇〇〇〇	204,000 円		
	合計	204,000 円	合計	

生命保険料	新個人年金保険料	旧個人年金保険料
	合計	合計
	円	円

介護医療保険料	合計	合計
	円	円

地震保険料等	地震保険料	旧長期損害保険料		
	保険会社等の名称	支払保険料	保険会社等の名称	支払保険料
	〇〇〇〇	25,000 円		
	合計	25,000 円	合計	

医療費控除	病院・薬局などの支払先の名称	支払った医療費の合計	公費負担医療費の合計
	千葉県市川市〇〇1-1 市川南病院 館 15 号	341,400 円	130,000 円

○確認事項

1. 社会保険料(国民健康保険料)の年間支払額を確認しましたか。 (はい・いいえ)
2. 国民年金保険料の年間支払額を確認しましたか。 (はい・いいえ)
3. (国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については、控除証明書等を添付します。) (はい・いいえ)
4. 小規模企業共済等掛金の年間支払額を確認しましたか。(支払った掛金額の証明書を添付します。) (はい・いいえ)
5. 生命保険料の年間支払額を確認しましたか。(保険料控除証明書を添付します。) (はい・いいえ)
6. 地震保険料及び旧長期損害保険料の年間支払額を確認しましたか。(保険料控除証明書を添付します。) (はい・いいえ)
7. 本年中に支払った医療費、または特定一般用医薬品等購入費を累計しましたか。 (はい・いいえ)
8. (支払った医療費等が一定額以上の場合は医療費控除を受けられます。) (はい・いいえ)
9. 支払った医療費等から控除される補填金がありますか。 (はい・いいえ)

上記の内容に相違ありません。 署名 _____ 1/1

・翌期繰越後、すぐに出力することで、顧問先に内容の変更等がないか確定申告前の事前確認資料として利用できます。

・確認事項の内容は、自由に変更することができます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (データのインポート/エクスポート)

基本情報と帳票上の入力項目を、Excel形式 及び CSV形式でインポート/エクスポートできます。

対象となる帳票・項目の詳細は「データのインポート/エクスポート」画面の「F3/項目表」でご確認ください。

1. 帳票データのエクスポート (例: 医療費に係る領収書等)



今回は「医療費に係る領収書等」を例にとります。

①「データのエクスポート」を選択

②データのエクスポート画面で「帳票データのエクスポート」を選択し、「確定」をクリック

The screenshot shows the 'Receipt Data Export' dialog box. It displays a table of medical expense receipts for the year 2024. The table is titled '令和 04 年分 医療費に係る領収書等' and includes columns for 'Name' (氏名), 'Address' (住所), and 'City' (市区). The table is divided into two sections: '1. Medical expense notification related items' and '2. Medical expense (excluding the above 1) items'. The '2' section is highlighted with a red box and contains the following data:

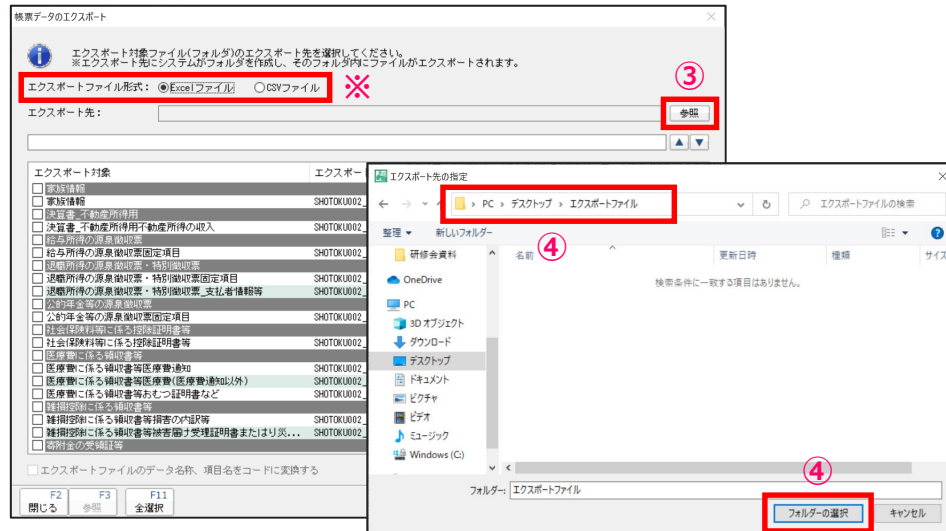
(1) Name of the person who received the medical expense	(2) Name of the medical institution, etc.	(3) Medical expense category	(4) Paid medical expense	(5) Total amount of medical expense (including the above 1)
所掲 花子	手置療育用館〇〇-1	幼児療・治療 自費療育サービス 口医療保険入 自費療育サービス 口医療保険入 自費療育サービス 口医療保険入 自費療育サービス 口医療保険入 自費療育サービス 口医療保険入 自費療育サービス	341,400	130,000

※当該機能は、Professional Edition 及び Standard Editionで利用可能です。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (データのインポート/エクスポート)

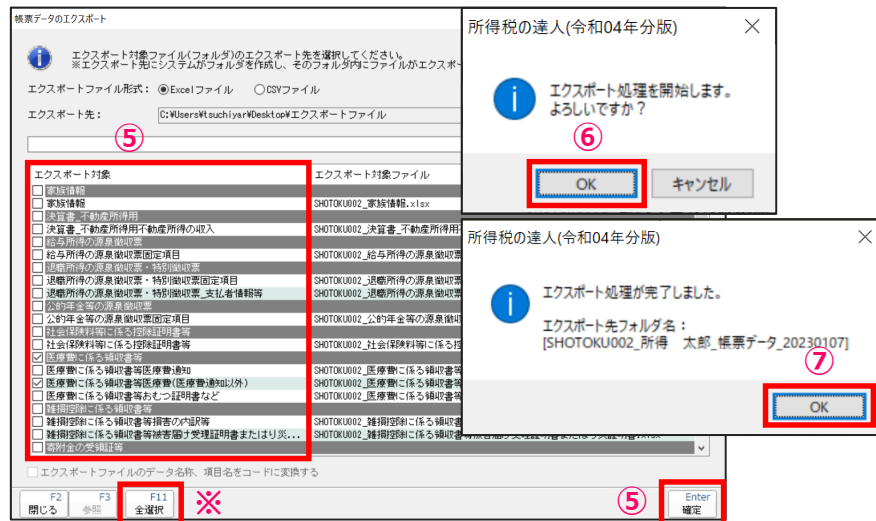
1. 帳票データのエクスポート (例: 医療費に係る領収書等)



③「参照」を選択

④データをエクスポートするフォルダを指定し、「フォルダーの選択」をクリック

※ファイル形式は「Excel」または「CSV」を選択できます。



⑤エクスポート対象 (今回は「医療費に係る領収書等医療費 (医療費通知以外) 」) にチェックを入れ、「確定」をクリック

※「F11/全選択」をクリックすると、全てのエクスポート対象帳票にチェックが入り、フォルダにまとめて出力されます。

⑥「OK」をクリック

⑦「OK」をクリック

ファイルがエクスポートされます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (データのインポート/エクスポート)

1. 帳票データのエクスポート (例: 医療費に係る領収書等)

事業者コード	事業者名	データ名称	医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称_上段	病院・薬局などの支払先の名称_下段	医療費の区分_診療_治療_該当区分	医療費の区分_介護保険サービス_該当区分	医療費の区分_医薬品購入_該当区分	医療費の区分_その他の医療費_該当区分	支払った医療費の額	(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
SHOTOKU002	所得 太郎	医療費に係る領収書等医療費(医療費通知以外)	所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1	市川歯科医院	該当				341,400	130,000

エクスポートしたファイルを開きます。

⑧ 複写元を選択

⑨ 複写先にデータを貼り付けて、金額等を修正

⑩ 上書き保存

事業者コード	事業者名	データ名称	医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称_上段	病院・薬局などの支払先の名称_下段	医療費の区分_診療_治療_該当区分	医療費の区分_介護保険サービス_該当区分	医療費の区分_医薬品購入_該当区分	医療費の区分_その他の医療費_該当区分	支払った医療費の額	(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
SHOTOKU002	所得 太郎	医療費に係る領収書等医療費(医療費通知以外)	所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1	市川歯科医院	該当				341,400	130,000
	所得 太郎		所得 太郎	千葉県市川市〇〇1-1	市川歯科医院	該当				19,300	
	所得 ハナ		所得 ハナ	千葉県市川市〇〇1-1	市川歯科医院	該当				39,870	
	所得 梅子		所得 梅子	千葉県市川市〇〇1-1	市川歯科医院	該当				4,520	
	所得 次郎		所得 次郎	千葉県市川市〇〇1-1	市川歯科医院	該当				8,790	

2. 「所得税の達人」基本操作

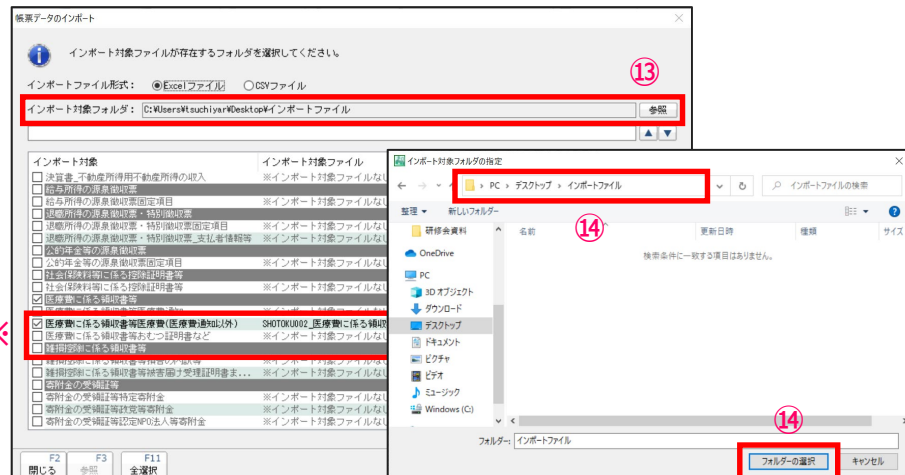
(3) その他の操作 (データのインポート/エクスポート)

2. 帳票データのインポート (例: 医療費に係る領収書等)



⑪「データのインポート」を選択

⑫データのインポート画面で「帳票データのインポート」を選択し、「確定」をクリック



⑬「参照」を選択

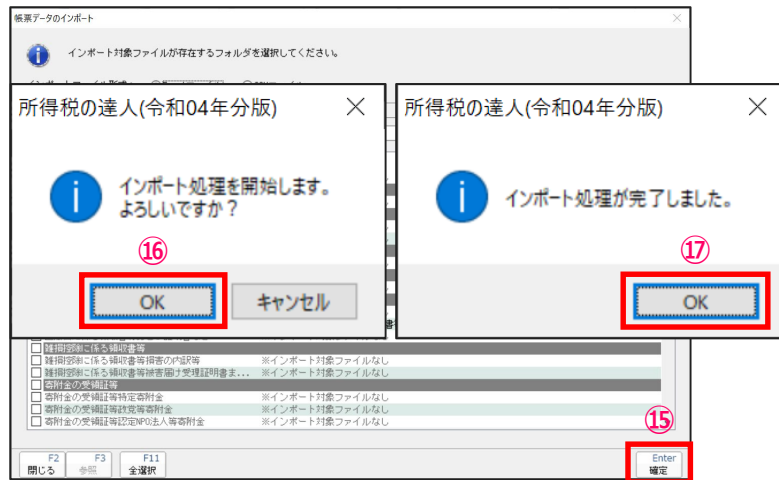
⑭データをインポートするフォルダを指定し、「フォルダーの選択」をクリック

※インポート対象にチェックが入っていることを確認

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (データのインポート/エクスポート)

2. 帳票データのインポート (例: 医療費に係る領収書等)



⑮「確定」をクリック

⑯「OK」をクリック

⑰「OK」をクリック

※インポートしたデータが取り込まれます。

1 医療費通知に関する事項			
(1) 被保険者の氏名等	(2) 医療費通知に記載された医療費の額	(3) (2)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
合計			

2 医療費 (上記1以外) の明細				
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
所得 花子	千葉県市川市〇〇-1-1 市川歯科医院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	341,400	130,000
所得 太郎	千葉県市川市〇〇-1-1 市川歯科医院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	19,300	
所得 ハナ	千葉県市川市〇〇-1-1 市川歯科医院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	39,870	
所得 梅子	千葉県市川市〇〇-1-1 市川歯科医院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	4,520	
所得 次郎	千葉県市川市〇〇-1-1 市川歯科医院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	8,790	

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (マイナポータル連携)

マイナポータルから「【入力用】寄附金の受領証」および「【入力用】特定口座年間取引報告書」へのデータ連携 (CSV形式) ができます。

事前に以下の準備が必要になります。

- ・マイナンバーカードの取得、ICカードリーダライタの用意 (マイナポータルAPに対応しているスマートフォンでも可能)
- ・マイナポータルのアカウント開設、「民間送達サービス」の設定、民間送達サービスと証券番号などを連携させる設定

※連携可能な発行主体は以下のを参照

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>

※税理士が代理人となり、本人に代わってマイナポータルのサービスを利用することもできます。(マイナンバーカードの取得が必要)

詳細は以下のURLを参照

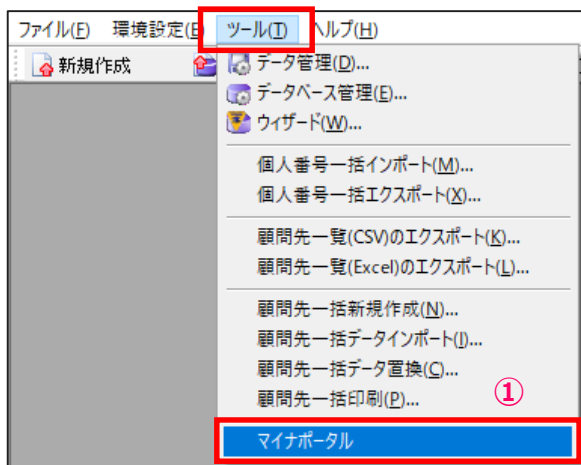
<https://img.myna.go.jp/manual/03-07/0115.html>

※当該機能は、Professional Edition 及び Standard Editionで利用可能です。

2. 「所得税の達人」基本操作

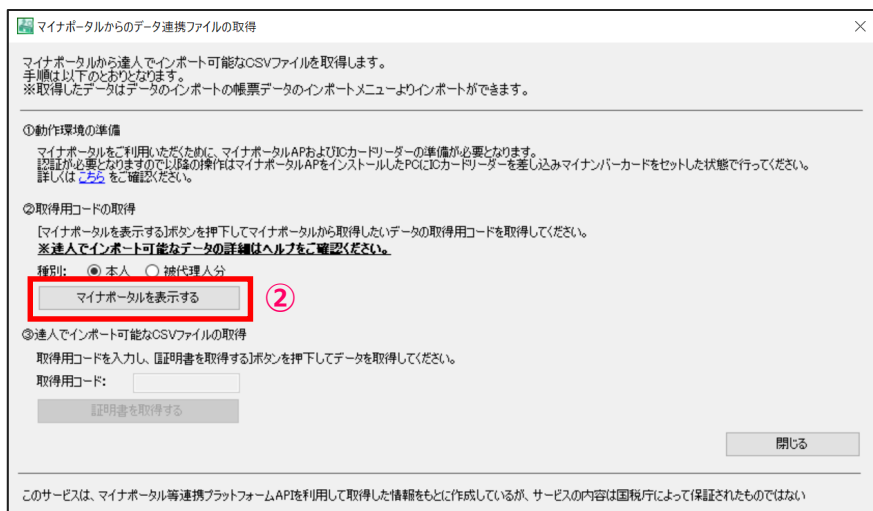
(3) その他の操作 (マイナポータル連携)

1. 取込用CSVデータの取得 (例: 寄附金データ)



所得税の達人を起動し、連携させる顧問先データを開いてください。

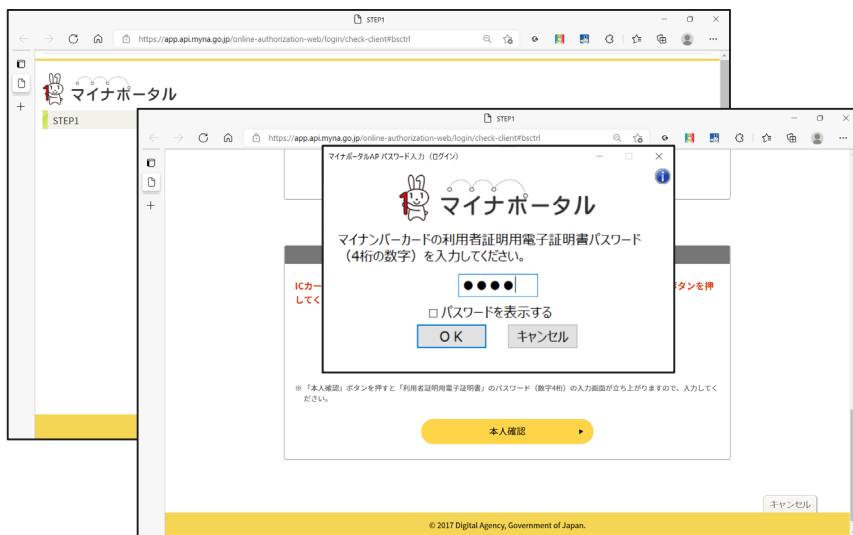
①「ツール」-「マイナポータル」の順に選択



②「マイナポータルからのデータ連携ファイルの取得」画面が表示されるので、「②取得用コードの取得」の「マイナポータルを表示する」をクリック

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (マイナポータル連携)



・マイナポータルサイトに移動しますので、説明に従ってログインまで進んでください。

③ 取得用コード生成

取得用コード: 6159

④

選択	控除証明書等	発出人	証明書等作成日	処理結果	エラー情報
<input checked="" type="checkbox"/>	医療費通知情報	保険診療審査支払機関	2017/04/03	正常	-
<input checked="" type="checkbox"/>	寄附金受領証明書	TEG820	2021/04/01	正常	-
<input checked="" type="checkbox"/>	寄附金受領証明書	TEG821	2021/04/01	正常	-
<input checked="" type="checkbox"/>	寄附金受領証明書	TEG822	2021/04/01	正常	-
<input checked="" type="checkbox"/>	寄附金控除に関する証明書	TEG830	2021/04/01	正常	-
<input checked="" type="checkbox"/>	生命保険料控除証明書	TEG800	2021/04/01	正常	-
<input checked="" type="checkbox"/>	生命保険料控除証明書	TEG800	2021/04/01	正常	-
<input checked="" type="checkbox"/>	生命保険料控除証明書	TEG800	2021/04/01	正常	-

③「マイナポータル等連携プラットフォーム」画面でデータ連携する情報にチェックを入れ、「取得用コード生成」をクリック

④取得用コードが表示されます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (マイナポータル連携)

マイナポータルからのデータ連携ファイルの取得

マイナポータルから達人でインポート可能なCSVファイルを取得します。
手順は以下のとおりとなります。
※取得したデータはデータのインポートの帳票データのインポートメニューよりインポートができます。

①動作環境の準備
マイナポータルをご利用いただくために、マイナポータルAPおよびICカードリーダーの準備が必要となります。
認証が必要となりますので以下の操作はマイナポータルAPをインストールしたPCにICカードリーダーを差し込みマイナンバーカードをセットした状態で行ってください。
詳しくは [こちら](#) をご確認ください。

②取得用コードの取得
[マイナポータルを表示する]ボタンを押下してマイナポータルから取得したいデータの取得用コードを取得してください。
※特定口座年間取引報告書以外の取得用コードを取得しても達人でインポート可能なCSVファイルは取得できません。

種別: 本人 被代理人分

マイナポータルを表示する

③達人でインポート可能なCSVファイルの取得
取得用コードを入力し、[証明書を取得する]ボタンを押下してデータを取得してください。

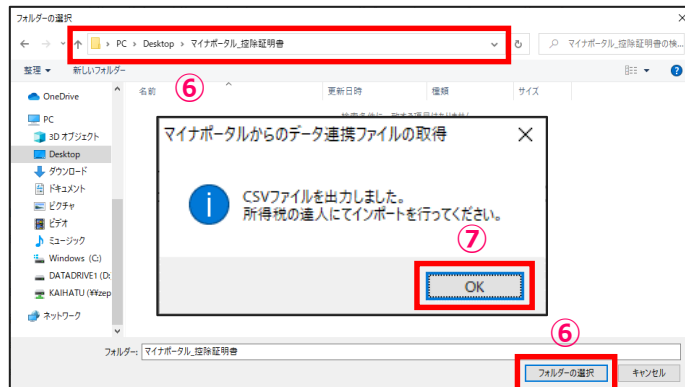
取得用コード:

証明書を取得する ⑤

閉じる

このサービスは、マイナポータル等連携プラットフォームAPIを利用して取得した情報をもとに作成しているが、サービスの内容は国税庁によって保証されたものではない

⑤「マイナポータルからのデータ連携ファイルの取得」画面に戻り、「③達人でインポート可能なCSVファイルの取得」の「取得用コード」に取得したコードを入力し、「証明書を取得する」をクリック



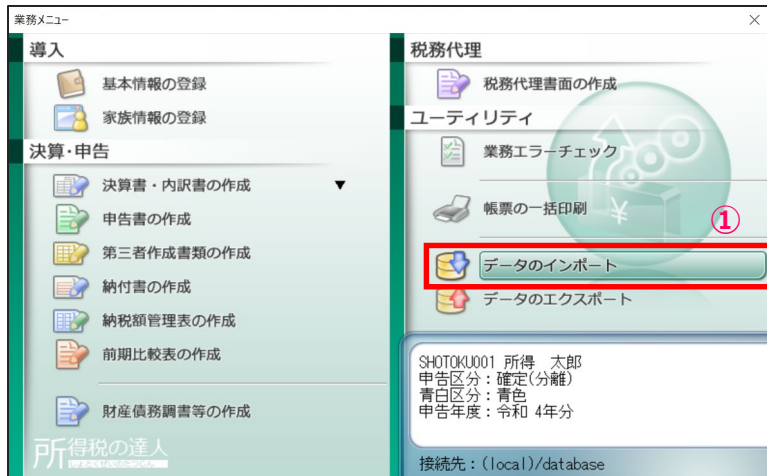
⑥ 出力されるCSVファイルの保存先を選択し、「フォルダーの選択」をクリック

⑦ 「OK」をクリック

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (マイナポータル連携)

2. CSVデータの取込 (例：寄附金データ)



①「データのインポート」をクリック

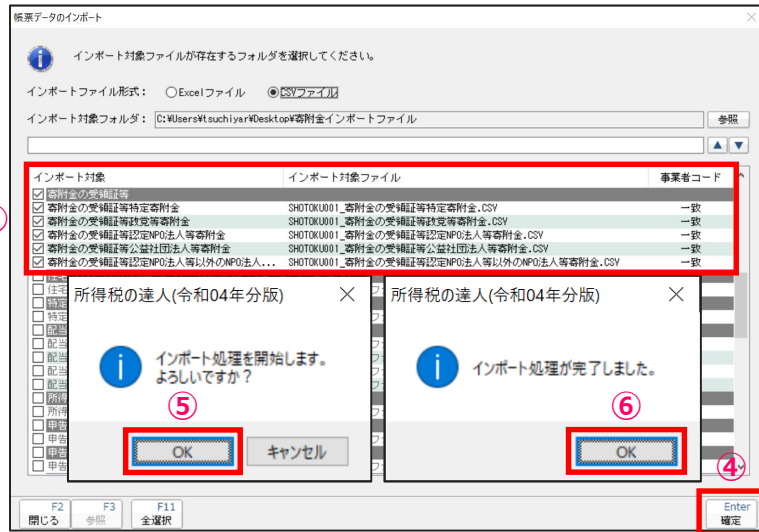


②「データのインポート」画面で「帳票データのインポート」を選択し、「確定」をクリック

③「帳票データのインポート」画面で、
インポートファイル形式は「CSVファイル」を選択
インポート対象フォルダの「参照」を選択し、CSVデータを保存したフォルダを指定

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (マイナポータル連携)



④「寄附金の受領証等」にチェックが入っていることを確認し、「確定」をクリック

⑤「OK」をクリック

⑥「OK」をクリック

令和04年分 寄附金の受領証等

氏名 所得 太郎

所得税			住民税	
特定寄附金(下記以外)	所得控除	120,000円	都道府県、市区町村への寄附	120,000円
政党等寄附金	所得控除		共同基金、日赤その他の寄附	20,000
認定NPO法人等寄附金	税額控除	5,000	都道府県条例指定寄附	5,000
公益社団法人等寄附金	税額控除	30,000	市区町村条例指定寄附	15,000

1 特定寄附金の内訳(2~5に掲げる寄附金を除く。)

寄附年月日	寄附先の所在地・名称		住民税区分	金額
令和04年03月25日	所在地 名称	〇〇県	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	80,000円
令和04年03月25日	所在地 名称	〇〇市	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	40,000
年月日	所在地 名称			

⑦「寄附金の受領証等」にデータが取り込まれます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作（国税庁指定形式XMLデータのインポート）

特定事業者が発行した「寄附金控除に関する証明書」のXMLファイル（国税庁指定形式XMLデータ）を取り込める機能を追加しました。
事前に特定事業者が発行した「寄附金控除に関する証明書」のXMLファイルの出力が必要です。

- ・「寄附金控除に関する証明書」のXMLファイルのインポート

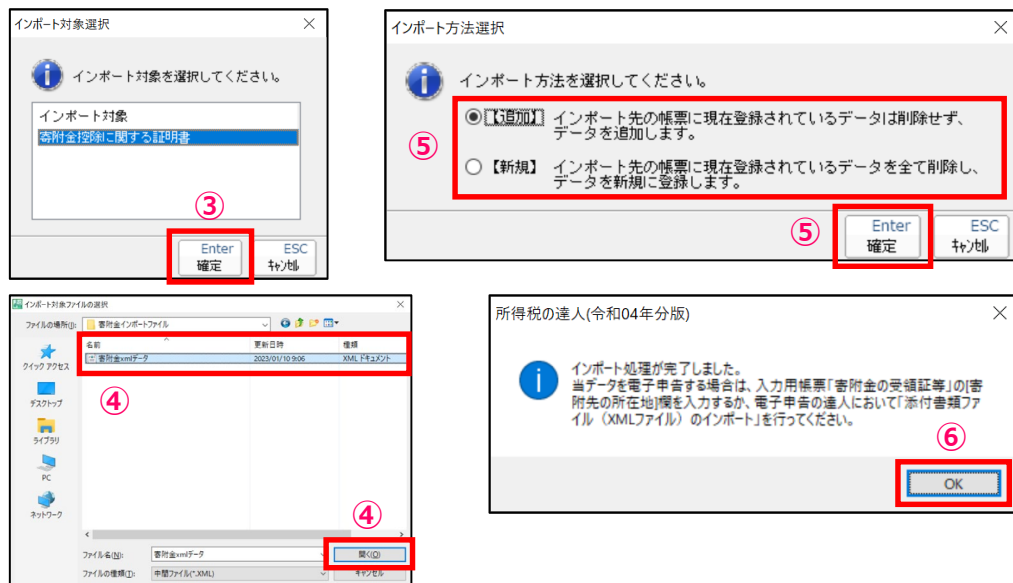


①「データのインポート」をクリック

②「データのインポート」画面で「国税庁指定形式XMLデータのインポート」を選択し、「確定」をクリック

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (国税庁指定形式XMLデータのインポート)



③「確定」をクリック

④出力したXMLファイルを選択し、「開く」をクリック

⑤「インポート方法選択」画面でインポート方法を選択し、「確定」をクリック

⑥「OK」をクリック

令和04年分 寄附金の受領証等

氏名 所得 太郎

所得税			住民税		
特定寄附金(下記以外)	所得控除	435,000 ^{H)}	都道府県、市区町村への寄附		435,000 ^{H)}
政党等寄附金	所得控除		共同基金、日赤その他の寄附		20,000
認定NPO法人等寄附金	税額控除	5,000	都道府県条例指定寄附		5,000
公益社団法人等寄附金	税額控除	30,000	市区町村条例指定寄附		15,000

1 特定寄附金の内訳(2～5に掲げる寄附金を除く。)

寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
令和04年01月01日	所在地 名称 北海道	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	1,000 ^{H)}
令和04年01月02日	所在地 名称 北海道札幌市	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	2,000
令和04年01月03日	所在地 名称 幕別町	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	3,000
令和04年01月04日	所在地 名称 清水町	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	4,000
令和04年01月05日	所在地 名称 沖縄県	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	5,000

⑦「寄附金の受領証等」にデータが取り込まれます。
※必要に応じて「所在地」を入力してください。

2. 「所得税の達人」基本操作

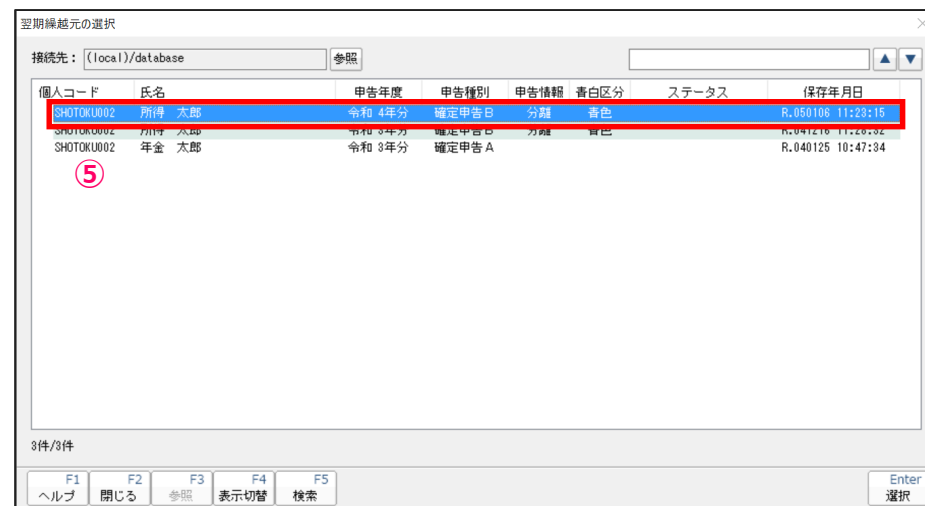
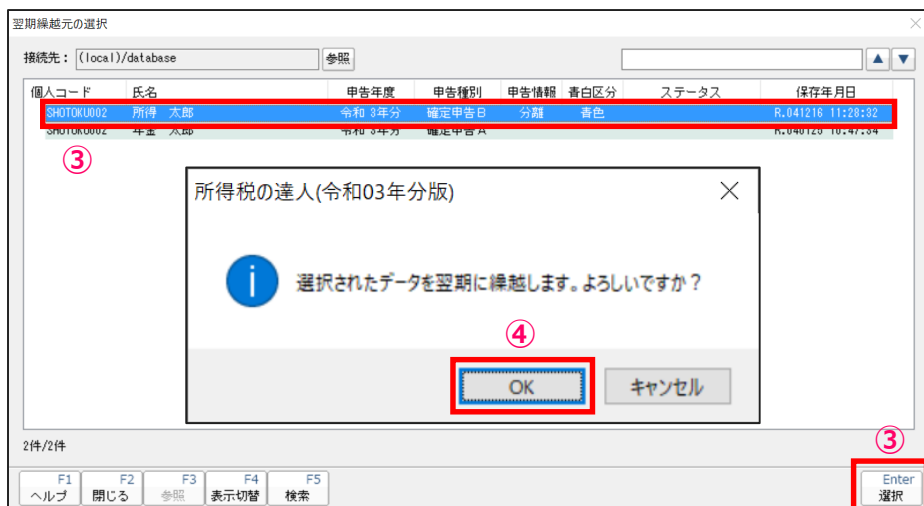
【補足】

■ 翌期繰越：次年度の申告データを作成するための処理（令和03年分版で実施）



- ① 「ファイル」を選択し、「翌期繰越」をクリック
- ② 「閉じる」をクリック
- ③ 次年度作成対象のデータを選択し、「選択」をクリック
- ④ 「OK」をクリック
- ⑤ 次年度用データが作成されます。

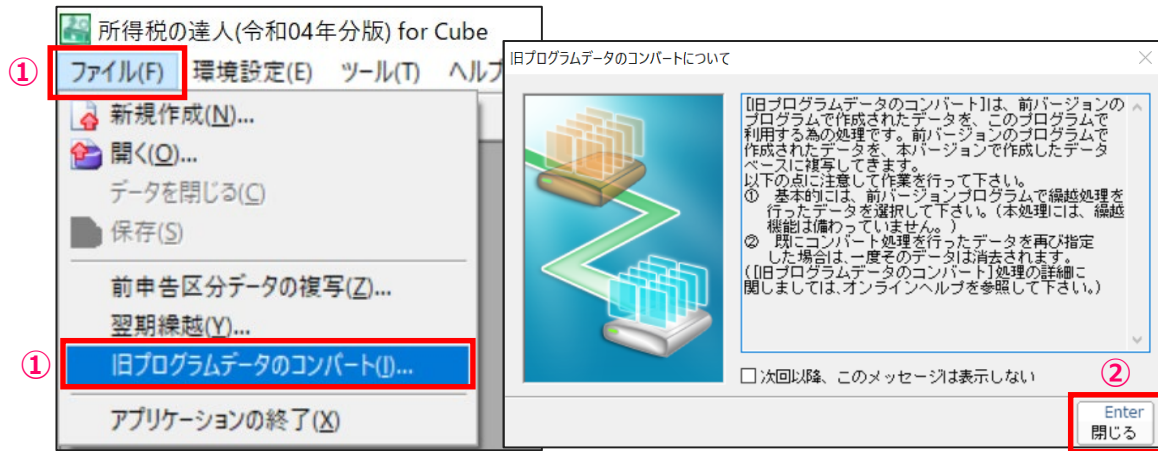
※複数件まとめて、翌期繰越することもできます。



2. 「所得税の達人」基本操作

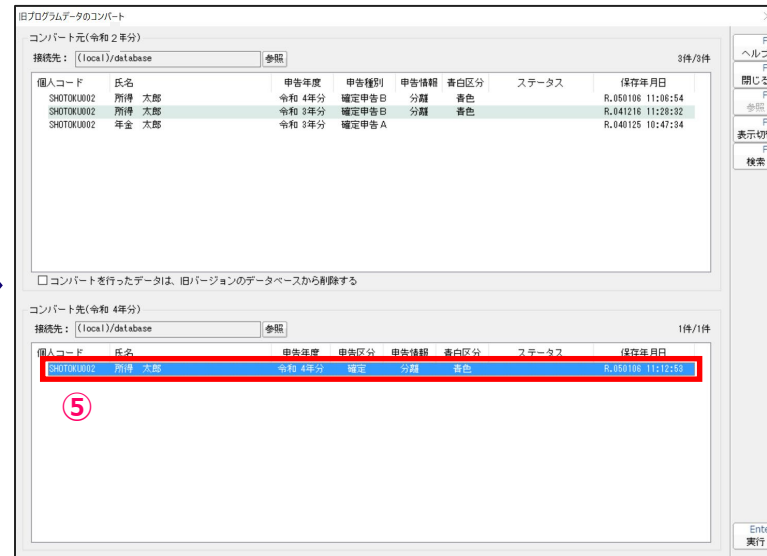
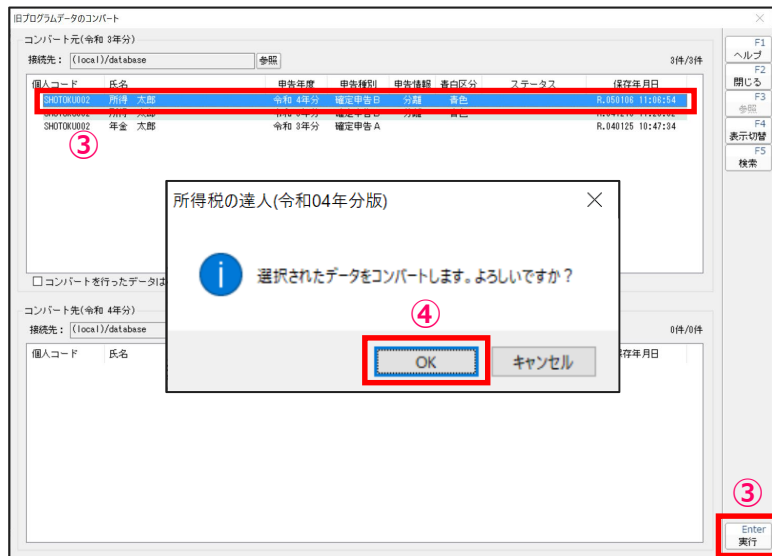
【補足】

■ 旧プログラムデータのコンバート：前バージョンで作成されたデータを新バージョンで利用するための処理（令和04年分版で実施）



- ①「ファイル」を選択し、「旧プログラムデータのコンバート」をクリック
- ②「閉じる」をクリック
- ③対象データをコンバート元（令和 3年分）から選択し、「実行」をクリック
- ④「OK」をクリック
- ⑤コンバート先（令和 4年分）にデータが作成されます。

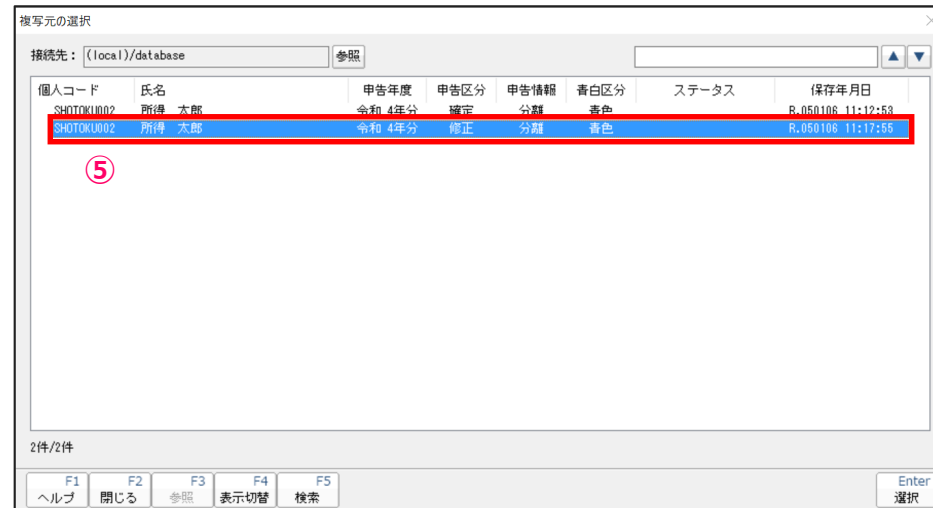
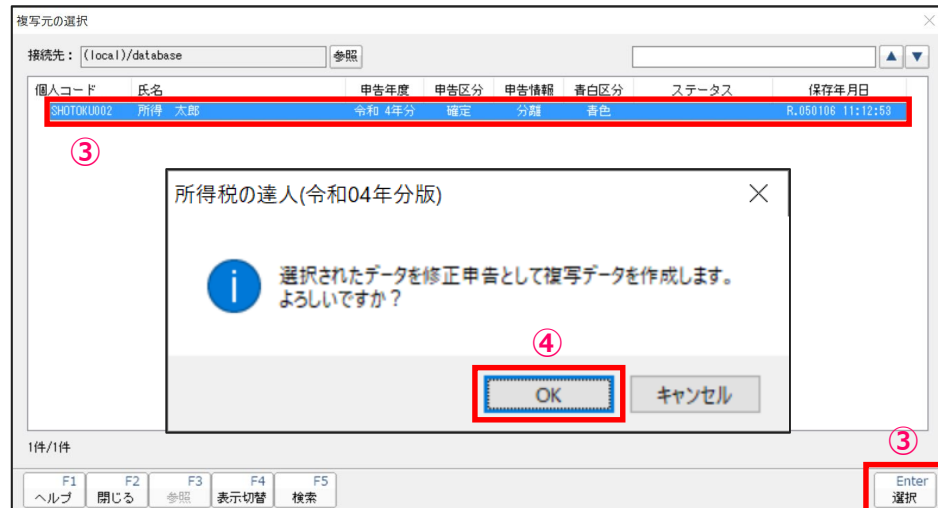
※複数件まとめて、コンバートすることもできます。



2. 「所得税の達人」基本操作

【補足】

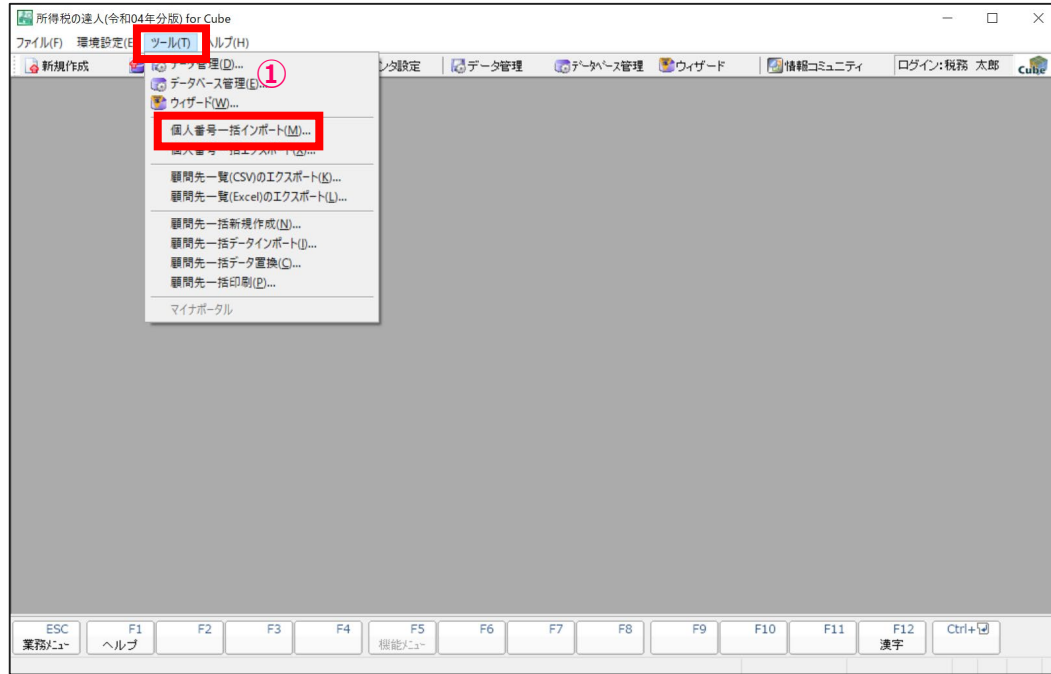
■ 前申告区分データの複写：確定から修正申告を作成するための同一事業年度のデータ複写



3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

(1) マイナンバーの取込手順（データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人）

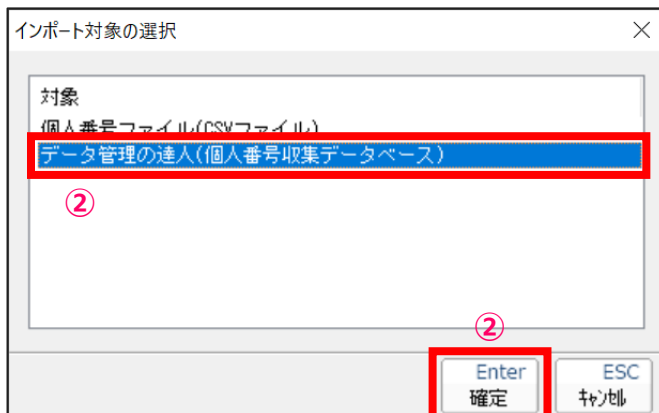


個人番号収集DBに登録されたマイナンバー情報は、「所得税の達人」側にまとめて反映ができます。

①「所得税の達人(令和04年分版)」を起動し、「ツール」-「個人番号一括インポート」の順にクリック

②「インポート対象の選択」画面で「データ管理の達人（個人番号収集データベース）」を選択し、「確定」をクリック

※「個人番号ファイル(CSVファイル)」を選択すると、パスワード付きのCSVファイルを取り込むことができます。



3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

(1) マイナンバーの取込手順 (データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人)

個人番号収集目的一覧

収集目的	収集期間	利用期間	備考(事業者コード)	備考(事業者名)	備考(年度)
<input type="checkbox"/> マイナンバー	2021/10/01 ~ 2023/05/31	2101/05/31	HOUJIN001	株式会社 連人	
<input checked="" type="checkbox"/> 所得税申告用	2021/04/02 ~ 2022/05/31	2100/05/31			令和4年度
<input type="checkbox"/> 年末調整(株式会社年調)	2022/03/01 ~ 2023/05/31	2023/05/31	NENCHOU001	株式会社 年調	

3件/3件

③

F5 検索 Enter 確定 ESC キャンセル

③「個人番号収集目的一覧」画面で該当の収集目的にチェックを入れ、「確定」をクリック

④「対象となる顧問先データの選択」画面に取込対象の一覧が表示されるので、「F11/全選択」を選択し、「確定」をクリック

※個別に選択して取り込むこともできます。

⑤「個人番号データのインポート」画面で、「確定」をクリック

⑥確認画面で、
ログを出力して完了・・・「はい」
ログを出力せずに完了・・・「いいえ」
を選んでクリック

※「F9/差分検出」は、所得税の達人の個人データとデータ管理の達人から取り込む個人データに差分が無いを確認する場合に利用します。(本人、配偶者、扶養を含む)

対象となる顧問先データの選択

接続先: (local)/database 参照

個人コード	氏名	申告年度	申告区分	申告情報	青白区分	ステータス	保存年月日
<input checked="" type="checkbox"/> SHOTOKU01	所得 太郎	令和 4年分	確定	分離	青色	R_050107 11:43:07	
<input checked="" type="checkbox"/> SHOTOKU02	年金 太郎	令和 4年分	確定	一般	白色	R_050107 11:46:41	

④

個人番号データのインポート

個人番号データをインポートします。
よろしいですか?
※インポート対象は、選択した収集目的データ内のすべての個人番号となります。
 現在登録されている個人番号をすべて削除してからインポートする
 控除計算対象外の該当者をインポート対象とする

※事前に当プログラムと選択した収集目的データ内の個人データ(家族構成を含む)の差分を検出する場合は、「F9/差分検出」ボタンをクリックしてください。

F1 ヘルプ F9 差分検出 F11 全選択 Enter 確定 ESC キャンセル

④

所得税の達人(令和03年版)

インポートが完了しました。
インポート結果のログを出力しますか?

はい(Y) いいえ(N)

⑥

F1 ヘルプ F3 参照 F4 表示切替 F5 検索 F11 全選択 Enter 確定 ESC キャンセル

3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

(1) マイナンバーの取込手順 (データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人)

基本情報の登録

接続先: (local)/database

申告情報 個人情報 還付先金融機関情報 帳票選択 税理士情報

個人番号: [Red Box] [参照]

性別: 男性

生年月日: 昭和 47 年 08 月 01 日

メールアドレス: tarou@shotoku.com

住所

郵便番号: 272 - 0000 [参照]

カガネ: 千代田市川市

住所: 千葉県市川市〇〇1-1-1

令和 5 年 1 月 1 日の住所: 同上

電話番号: 自宅 047 - 123 - 1111

・個人情報、家族情報にマイナンバーが反映されます。

※個別に個人番号を取り込む際には「参照」をクリックし、「データ管理の達人」の個人番号収集DBから選択して取り込みます。

家族情報の登録

本人氏名 個人番号	性別 生年月日	障害者区分	所得調整	配偶者区分	所得調整控除	国外居住 非居住者 年調適用	住民税 同一生計配偶者 別居	所得調整	退職所得のある親族 第二表(20)~(23)表示 退職所得を除く所得金額	控除計算
所得 太郎 個人番号 [Red Box]	男性 昭和 47 年 08 月 01 日		非該当							
配偶者氏名 個人番号	続柄 生年月日	所得調整控除 障害者区分	国外居住 非居住者 年調適用	住民税 同一生計配偶者 別居	所得調整	退職所得のある配偶者 退職所得を除く所得金額	控除計算			
所得 春子 個人番号 [Red Box]	妻 昭和 49 年 08 月 01 日 450,000 円	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	該当	非該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 対象外			
扶養親族氏名 個人番号	続柄 生年月日	所得調整控除 扶養区分 障害者区分	国外居住 非居住者 年調適用	住民税 16歳未満扶養親族 別居	所得調整	退職所得のある親族 第二表(20)~(23)表示 退職所得を除く所得金額	控除計算			
所得 ハナ 個人番号 [Red Box]	母 昭和 22 年 08 月 03 日	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	非該当	非該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 対象外			
所得 梅子 個人番号 [Red Box]	長女 平成 14 年 08 月 01 日	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	非該当	非該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 対象外			
所得 二郎 個人番号 [Red Box]	次男 平成 21 年 10 月 20 日	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	該当	非該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 対象外			

3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

(2) 配偶者・扶養者等の取込手順 (データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人)

業務メニュー

導入

基本情報の登録 ①

家族情報の登録

税務代理

税務代理書面の作成

ユーティリティ

決算・申告

家族情報の登録

本人氏名 性別 障害者区分 所得調整 退職所得のある親族による住民税の区分

配偶者氏名 配偶者所得 内訳 所得調整対象用 国外居住 住民税 退職所得のある配偶者

扶養親族氏名 扶養区分 障害者区分 所得調整対象用 国外居住 住民税 退職所得のある親族

※事前にデータ管理の達人で、取り込む家族情報を入力しておきます。

①「家族情報の登録」を選択

②配偶者の新規登録の場合、「家族情報の登録」画面で配偶者個人番号の「参照」をクリック

※扶養者の場合、扶養親族個人番号の「参照」をクリック

③「個人番号保有者一覧」画面で、収集目的の「参照」をクリック

④「個人番号収集目的一覧」画面で配偶者情報が登録されている収集目的を選択し、「確定」をクリック

個人番号保有者一覧(配偶者)

取り込み対象

○個人番号のみ ◎氏名・個人番号等のすべての個人情報

収集目的:

氏名: SHOTOKU001 所得 太郎

個人番号 氏名 性別 生年月日

個人番号収集目的一覧

収集目的	収集期間	利用期間	備考(事業者コード)	備考(事業者名)	備考(年度)
マイナンバー	2021/10/01 ~ 2023/05/31	2101/05/31	HOUJIN0001	株式会社 達人	
所得税申告用	2021/04/02 ~ 2022/05/31	2100/05/31			令和4年度
年末調整(株式会社年調)	2022/03/01 ~ 2023/05/31	2023/05/31	NENCHOU001	株式会社 年調	

検索

Enter 確定 ESC ｷﾀ/ｷﾙ

3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

(2) 配偶者・扶養者等の取込手順 (データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人)

個人番号保有者一覧(配偶者)

取り込み対象
 個人番号のみ 氏名、個人番号等のすべての個人情報

収集目的: 所得税申告用
令和4年度

氏名: SHOTOKU001 所得 太郎 2件が該当しました

個人番号	氏名	性別	生年月日
*****	山田 花子	女性	昭和51年07月07日
*****	所得 春子	女性	昭和49年08月01日

⑤

Enter 確定

⑤取り込み対象の配偶者が表示されるので、対象データを選択し、「確定」をクリック

⑥配偶者情報が取り込まれたことを確認し、「確定」をクリック

家族情報の登録

■家族情報

本人氏名	性別	障害者区分	所得調整	退職所得のある親族による住民税の区分
所得 太郎	男性		非該当	

配偶者氏名	続柄	所得調整控除	国外居住	住民税	所得調整	退職所得のある配偶者	控除計算
所得 春子	妻	非該当	非該当	同一生計配偶者別居	非該当	第二表(20)~(23)権表示 退職所得を除く所得金額	円

扶養親族氏名	続柄	所得調整控除	国外居住	住民税	所得調整	退職所得のある親族	控除計算
		非該当	非該当	16歳未満扶養親族別居	非該当	第二表(20)~(23)権表示 退職所得を除く所得金額	円

⑥

Ctrl+D 確定

4.「電子申告の達人」基本操作

4. 「電子申告の達人」基本操作

【機能追加】（Ver.1.20.0.13の内容：令和4年10月17日リリース版）

【国税】

1. 「納付情報登録依頼」への対応

以下の税目の「納付情報登録依頼」に対応

税目
法人税※
消費税
所得税

※グループ通算制度による申告を含みます。

本対応に伴い、以下のとおり対応

①ボタンの追加

- ・ツリーメニュー [1.取込] 画面において、[納付情報登録依頼作成] ボタンを追加

②画面の追加

- ・上記「①ボタンの追加」に伴い、[納付情報作成] 画面を追加

[納付情報登録依頼作成] ボタンをクリックすると [法人個人区分選択] 画面が表示されるので、任意の区分を選択し、[次へ] ボタンをクリックすると表示されます。

4. 「電子申告の達人」基本操作

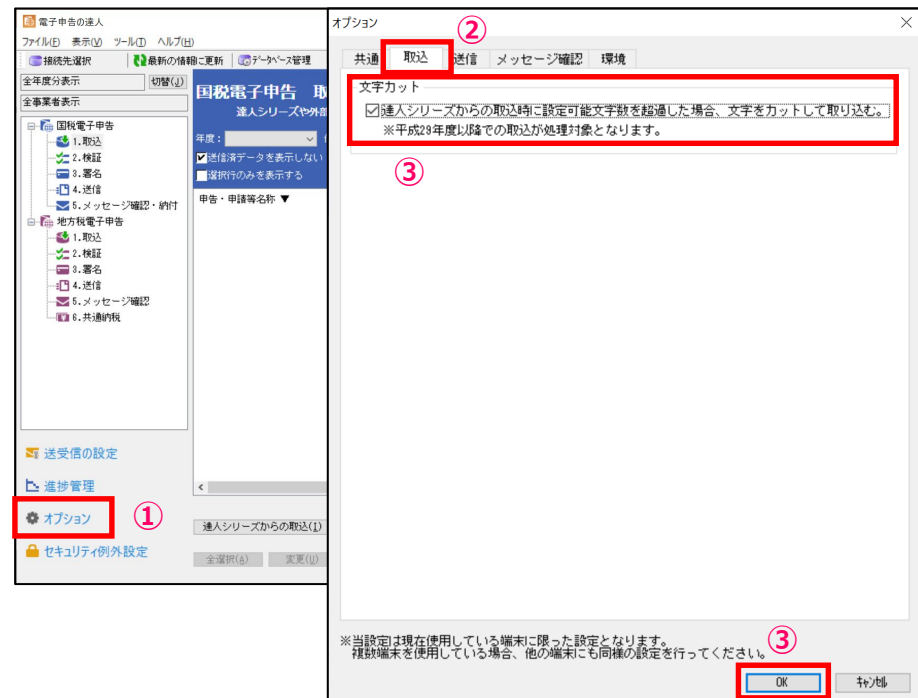
【補足】文字カット機能

〔1. 取込〕画面－〔達人シリーズからの取込〕ボタンからデータを取り込む際、取込対象のデータにe-Tax及びeLTAXで許容される文字数を超えて設定している項目が含まれていた場合、超過分の文字を自動的にカットしてデータを取り込む処理を任意で設定できる機能を追加しています。

※本機能は平成29年度分以降のデータの取込において利用できます。

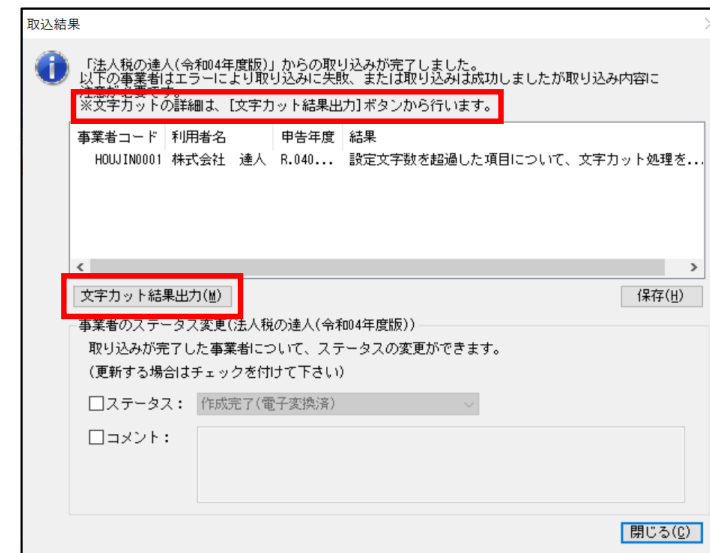
※文字カット機能は設定を行った端末のみ有効となります。複数端末で利用している場合には他の端末にも同様の設定を行ってください。

「オプション」画面



- ①「オプション」を選択
- ②「取込」タブを選択
- ③「文字カット」にチェックを入れ、「OK」をクリック

「取込結果」画面



4. 「電子申告の達人」基本操作

【参考】各種メッセージの格納場所等について

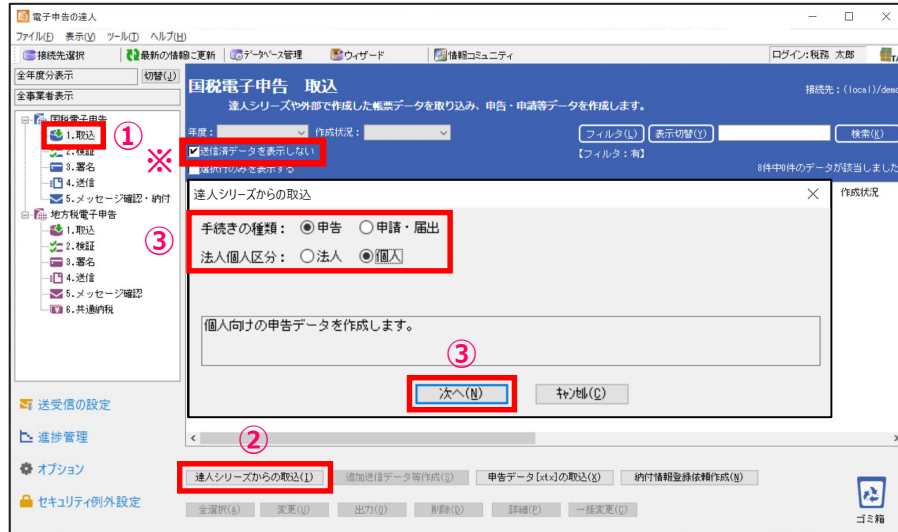
	メッセージ等	格納場所	税理士	顧問先 (法人)	認証	顧問先 (個人)	認証	
1	申告のお知らせ	メッセージボックス	△	○	—	○	○	委任関係の登録で税理士に転送可能
2	適格請求書発行事業者登録通知書	通知書等一覧	×	○	—	○	—	
3	加算税賦課決定通知	通知書等一覧	×	○	—	○	○	
4	住宅借入金等特別控除証明書	通知書等一覧	×	—	—	○	○	
5	振替納税のお知らせ	振替納税結果	×	—	—	○	○	
6	更正の請求に対する通知書	通知書等一覧	×	—	—	○	○	
7	所得税の予定納税額等の通知書	通知書等一覧	×	○	—	○	○	
8	国税還付金振込通知書	通知書等一覧	×	○	—	○	○	

※1～8については、申告者本人の電子証明書による認証が必要です。（1のみ委任関係の登録で税理士に転送して確認が可能）

※ [国税還付金振込通知書] の電子発行は令和5年6月中旬に対応開始予定です。

4. 「電子申告の達人」基本操作

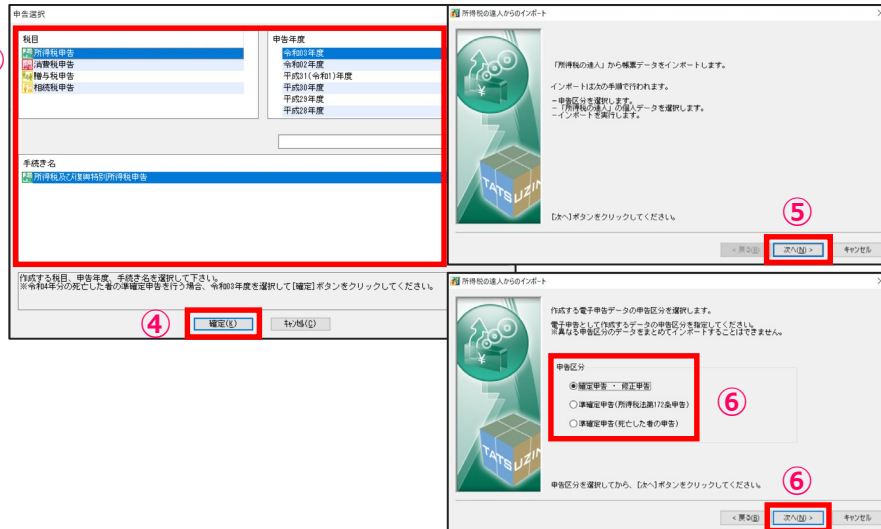
(1) 基本操作 (申告データの取込)



①「1.取込」を選択
※「送信済データを表示しない」にチェックを入れます。

②「達人シリーズからの取込」をクリック

③「達人シリーズからの取込」画面で「手続きの種類」、「法人個人区分」をそれぞれ選択し、「次へ」をクリック



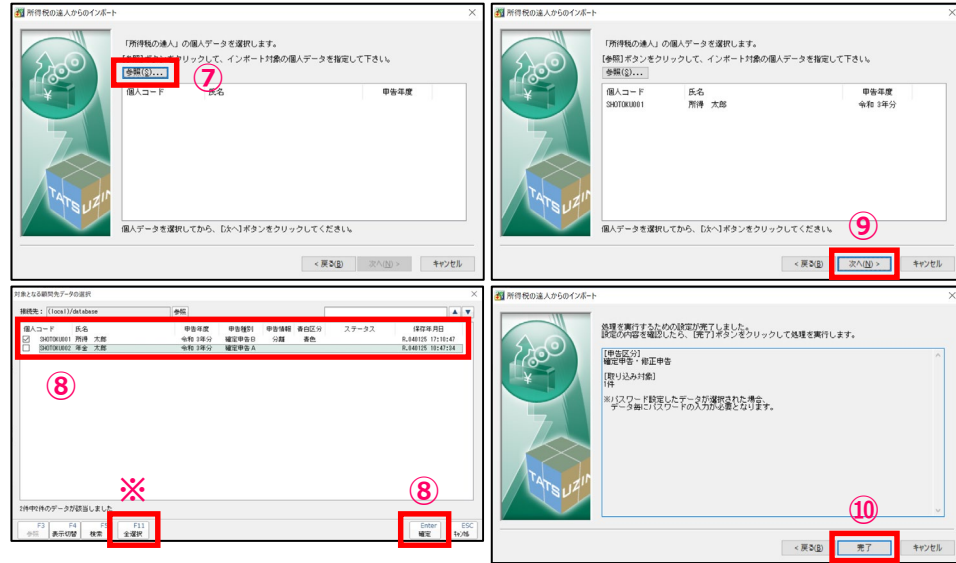
④「申告選択」画面で「税目」、「申告年度」、「手続き名」をそれぞれ選択し、「確定」をクリック

⑤「次へ」をクリック

⑥申告区分が「確定申告・修正申告」にチェックされていることを確認し、「次へ」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (申告データの取込)

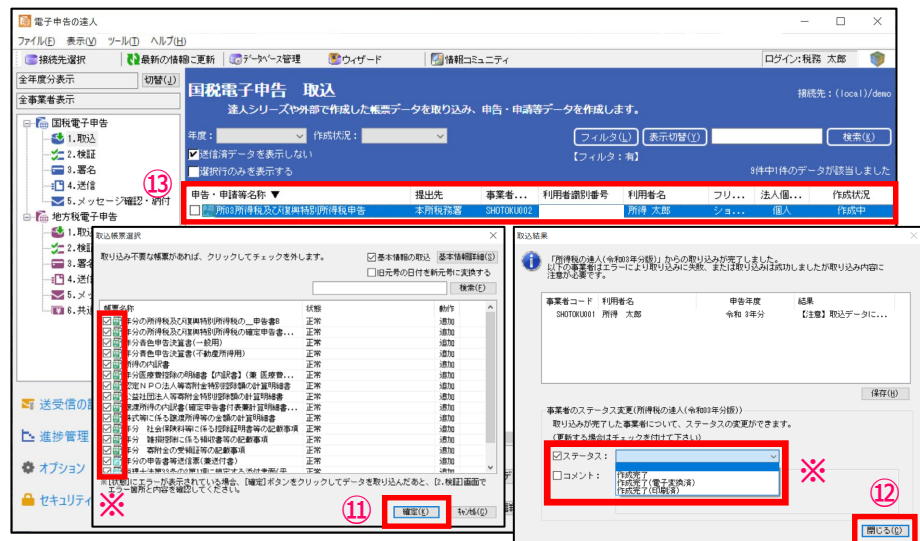


⑦「参照」をクリック

⑧取り込むデータにチェックを入れ、「確定」をクリック
※「F11/全選択」で、データを一括で取り込むこともできます。

⑨「次へ」をクリック

⑩「完了」をクリック



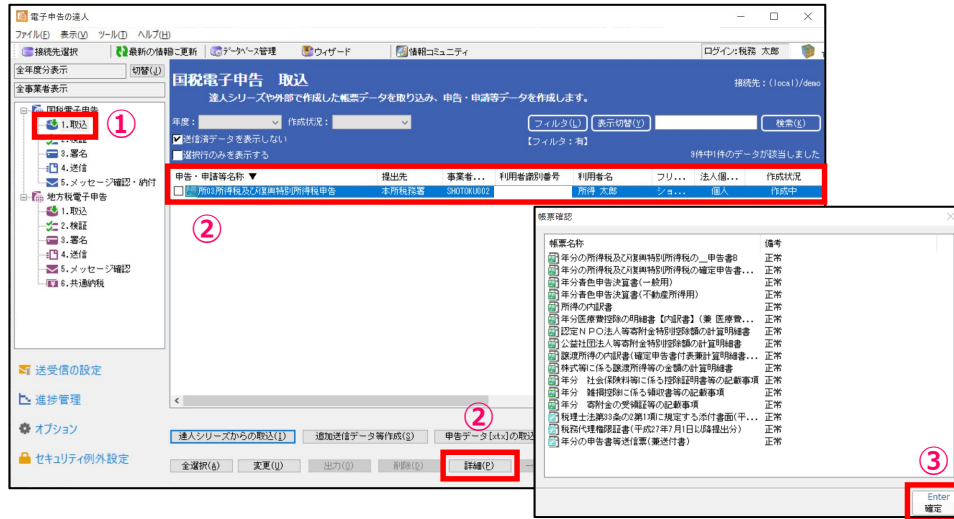
⑪「取込帳票選択」画面で、「確定」をクリック
※取込不要な帳票がある場合には、該当帳票のチェックを外します。

⑫「閉じる」をクリック
※ステータスの変更やコメントを入力したい場合には、それぞれにチェックを入れ、選択・入力をしてください。

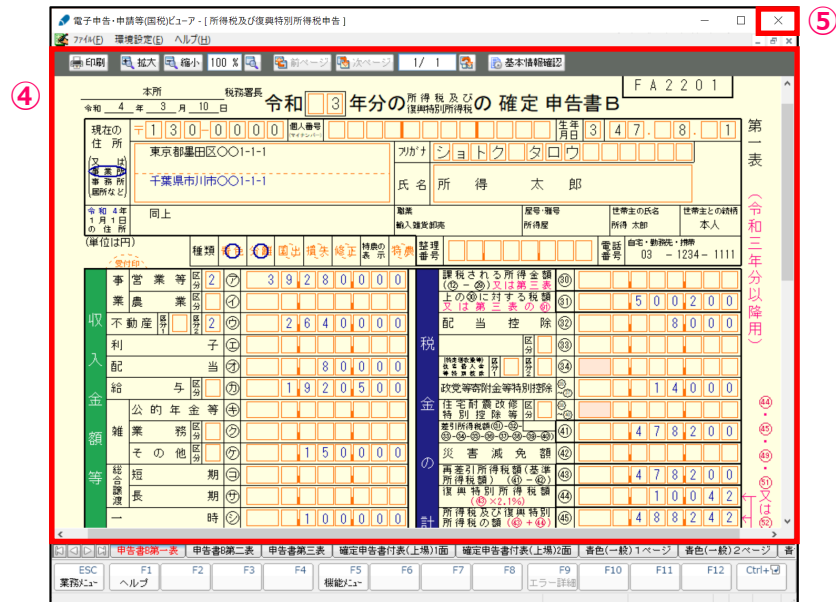
⑬申告・申請等表示画面に申告書が取り込まれます。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (申告データの参照)



- ①「1.取込」を選択
- ②参照する申告データを選択し、「詳細」をクリック
- ③「帳票確認」画面で、「確定」をクリック

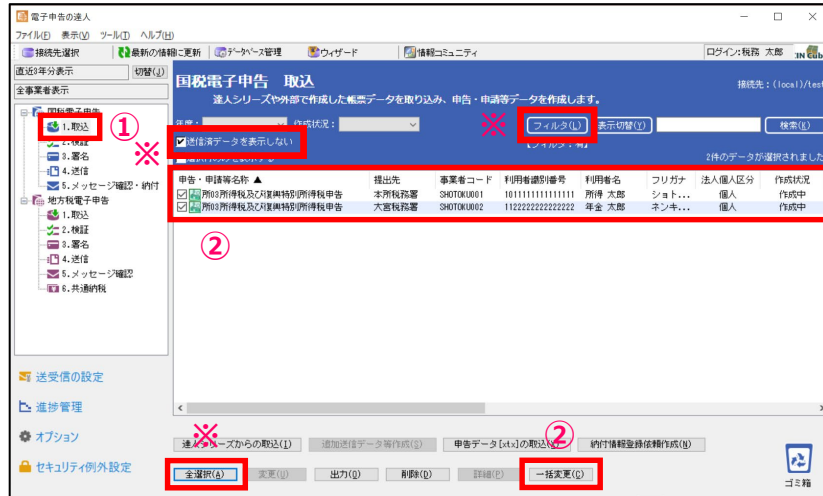


- ④プレビュー画面が表示されます。
- ⑤確認終了後、「×」をクリック

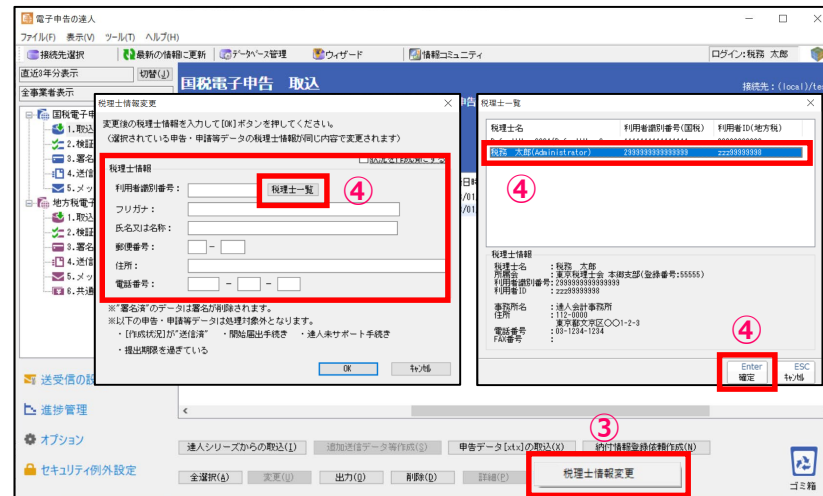
4. 「電子申告の達人」基本操作

【参考】税理士情報一括変更機能

■「電子申告の達人」に取り込んだ複数の電子申告等データの「代理人（税理士等）情報」を纏めて変更したい場合に利用します。



- ①「1.取込」を選択
※「送信済データを表示しない」や「フィルタ」を利用して対象のデータを表示します。
- ②税理士情報を変更するデータにチェックを入れ、「一括変更」をクリック
※「全選択」をクリックすれば、全てのデータにチェックが入ります。



- ③「税理士情報変更」をクリック
- ④「税理士情報変更」画面で、税理士情報を手入力または「税理士一覧」から登録済みの税理士情報を選択し「確定」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

【参考】税理士情報一括変更機能

税理士情報変更

変更後の税理士情報を入力して[OK]ボタンを押してください。
(選択されている申告・申請等データの税理士情報が同じ内容で変更されます)

税理士情報

利用者識別番号: 2888888888888888 [税理士情報]

フリガナ: ゼイリシ ゼイム タロウ

氏名又は名称: 税理士 税務 太郎

郵便番号: 112 - 0000

住所: 東京都文京区〇〇1-2-3

電話番号: 03 - 1234 - 1234

※「署名済」のデータは署名が削除されます。
※以下の申告・申請等データは処理対象外となります。
・「作成状況」が「送信済」・開始届出手続き・達人未付済手続き
・提出期限を過ぎている

OK キャンセル

電子申告の達人

税理士情報の変更が完了しました。

OK

⑤税理士情報を確認し、「OK」をクリック

⑥「OK」をクリック

電子申告の達人

国税電子申告 取込

達人シリーズや外部で作成した帳票データを取り込み、申告・申請等データを作成します。

年度: 2023/01/10 11:18:24 作成状況: 作成中

送信済データを表示しない
選択済のみを表示する

フリガナ	法人個人区分	作成状況	送信日時	更新日時	利用者識別番号(代理人)	代理人氏名	事前検証結果	申告書追加
シヨト...	個人	作成中	2023/01/10 11:18:24	2023/01/10 11:18:24	2888888888888888	税理士 税...		
インキ...	個人	作成中	2023/01/10 11:18:24	2023/01/10 11:18:24	2888888888888888	税理士 税...		

⑦

⑦変更情報が反映されます。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作（エラー内容の修正）

達人から取込むデータにエラーがある場合には、取込終了時に申告データにエラーがある旨のダイアログが表示されます。

修正は、以下の①又は②の方法で行います。

①エラー内容を確認後、各達人でデータを修正し、再度、電子申告の達人に取込

②電子申告の達人上で、基本情報及び帳票上の文字項目を直接修正

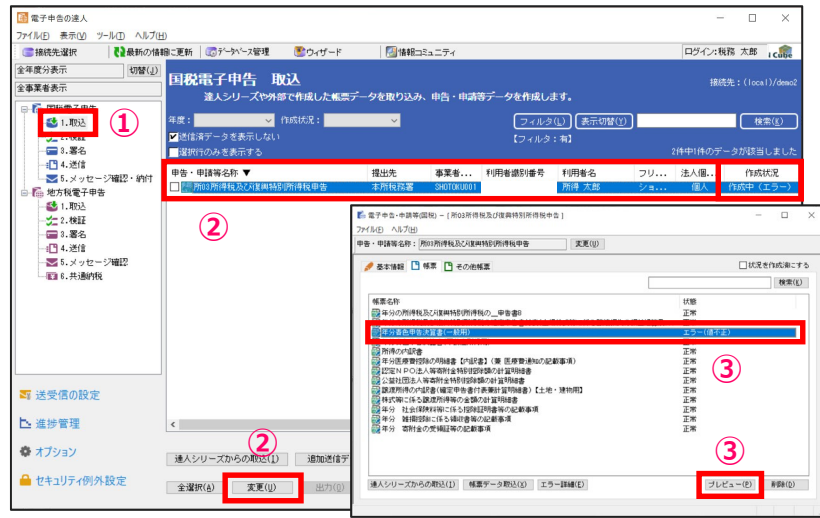
※②の場合、修正は変換された電子申告データに対してのみであり、「所得税の達人」のデータには反映しません。

金額、日付は修正できません。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (エラー内容の修正)

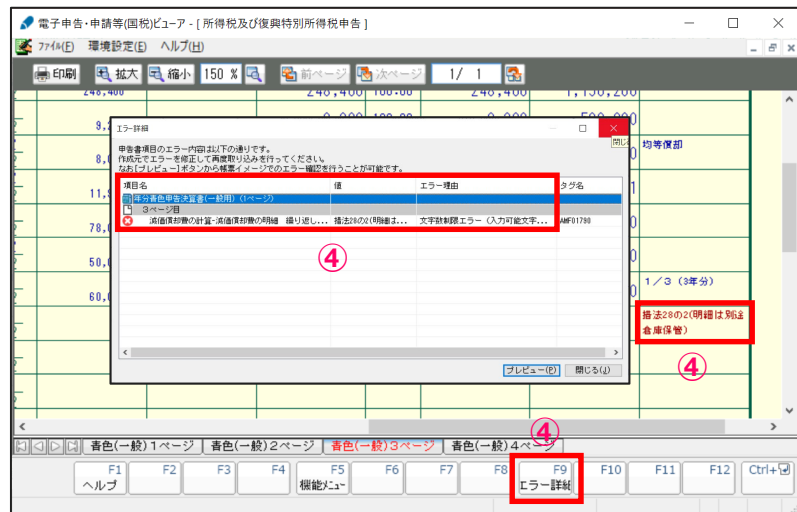
・所得税の達人で修正する場合 (エラー内容の確認)



①「1.取込」を選択

②赤字で作成状況が「作成中 (エラー) 」となっている申告データを選択し、「変更」をクリック

③修正する帳票 (赤字で状態が「エラー (値不正) 」) を選択し、「プレビュー」をクリック



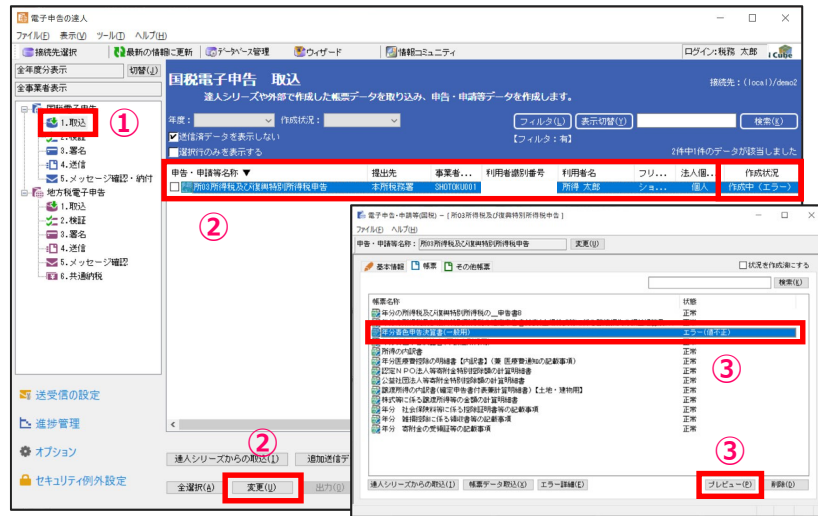
④エラー箇所 (赤字で表示) を確認し、「エラー詳細」をクリックして内容を確認

※修正は所得税の達人で行い、再度、電子申告の達人で取り込みをしてください。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (エラー内容の修正)

・電子申告の達人で修正する場合



①「1.取込」を選択

②赤字で作成状況が「作成中（エラー）」となっている申告データを選択し、「変更」をクリック

③修正する帳票（赤字で状態が「エラー（値不正）」）を選択し、「プレビュー」をクリック

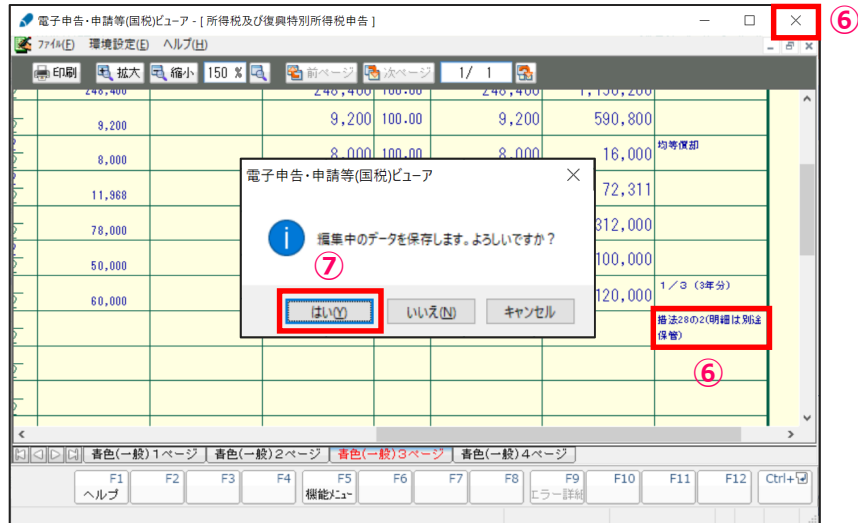


④エラー箇所（赤字で表示）をダブルクリック

⑤「データ変更」画面で修正（今回は入力可能文字数まで文字を削除）を行い、「閉じる」をクリック

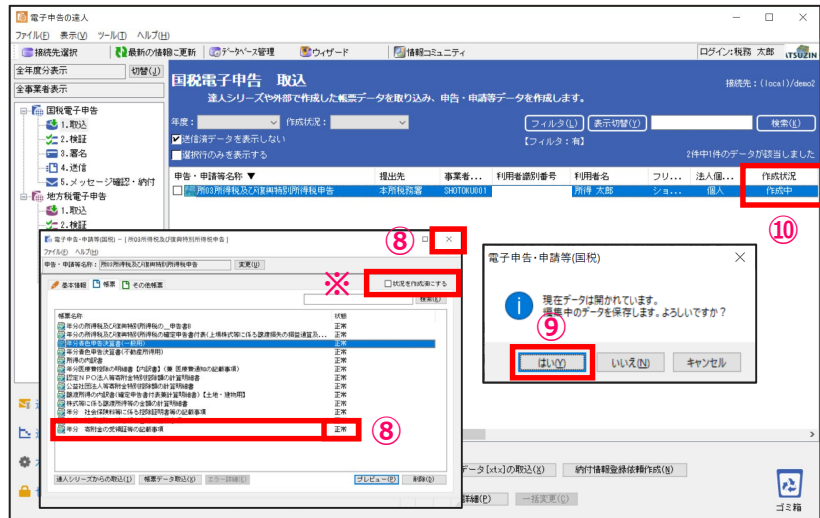
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (エラー内容の修正)



⑥修正した箇所が青字になっていることを確認し、「×」をクリック

⑦「はい」をクリック



⑧修正した帳票の状態が「正常」になっていることを確認し、「×」をクリック

⑨「はい」をクリック

⑩作成状況が「作成中」になっていることを確認

※データ変換後に即送信せず一定数のデータをためておく場合など、作成中のデータと作成済みのデータを明確にしたい場合には、画面右上の「状況を作成済にする」にチェックを入れることで、作成状況の表示を「作成済」にすることができます。

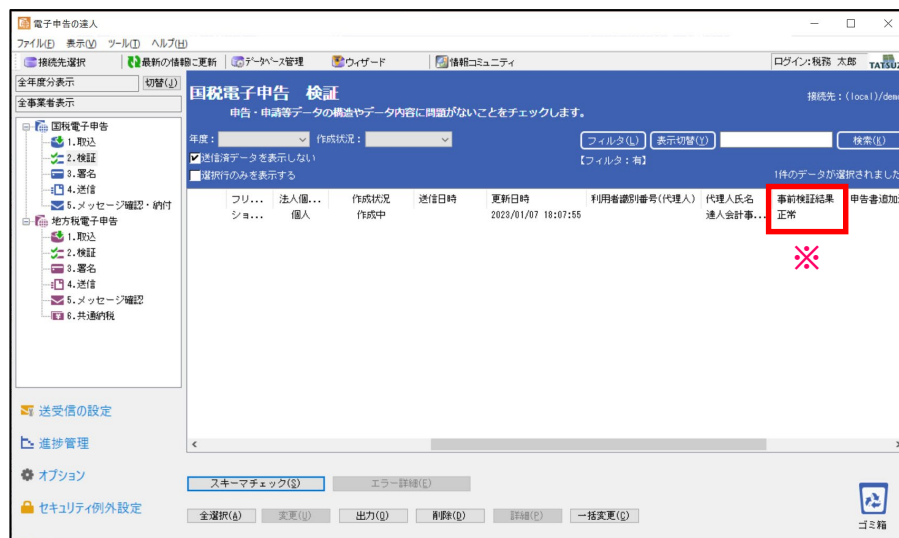
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (検証)



※検証（スキーマチェック）は電子申告データのファイル構造に問題がないかをチェックする機能であり、本来は送信時に自動で実施されますが、件数が多い時には非常に時間がかかります。この操作を事前に行うことで送信時には省略され、送信時間が短縮されます。

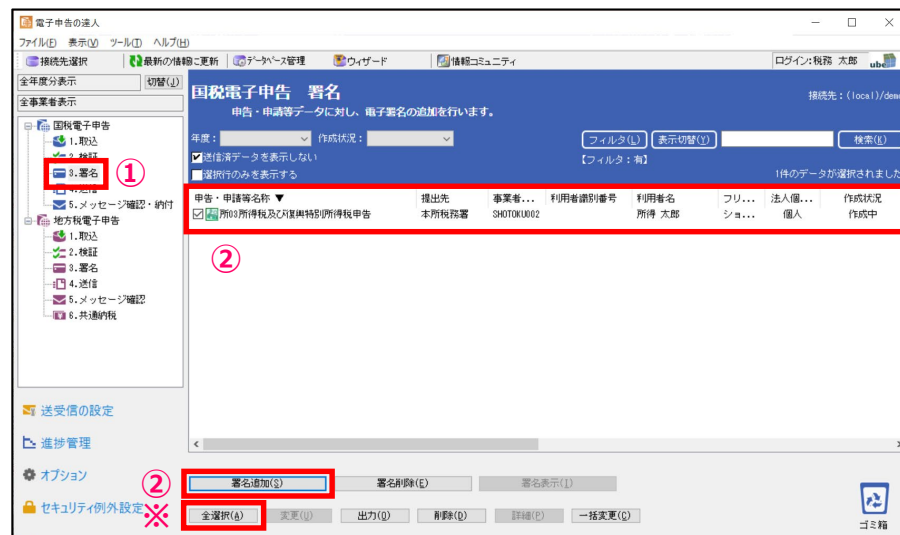
- ①「2.検証」を選択
- ②検証する申告・申請データにチェックを入れ、「スキーマチェック」をクリック
※「全選択」をクリックすれば、全てのデータにチェックが入ります。
- ③「OK」をクリック



※事前検証結果の欄が「正常」になっていることを確認

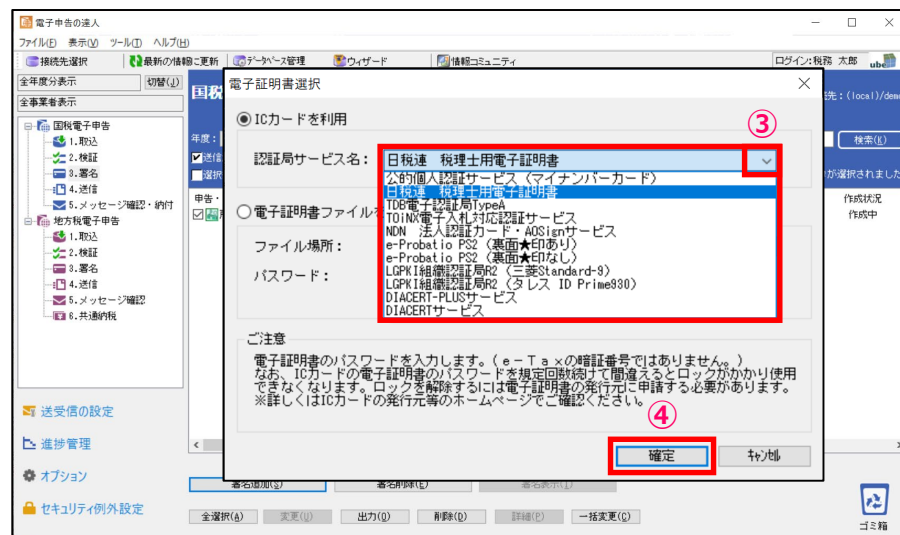
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (署名)



①「3.署名」を選択

②署名する申告・申請データにチェックを入れ、「署名追加」をクリック
※「全選択」をクリックすれば、全てのデータにチェックが入ります。

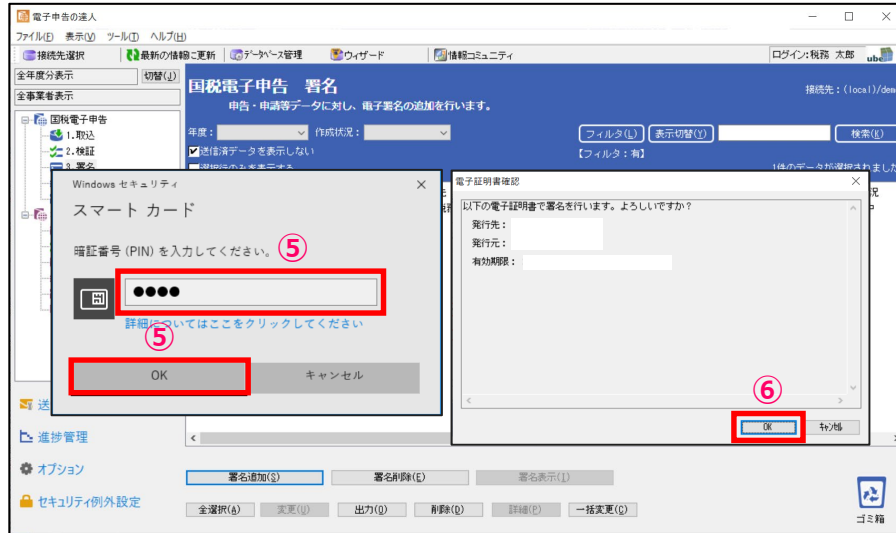


③「電子証明書選択」画面で「▼」をクリックし、該当の認証局サービス名 (今回は「日税連 税理士用電子証明書」) を選択

④「確定」をクリック

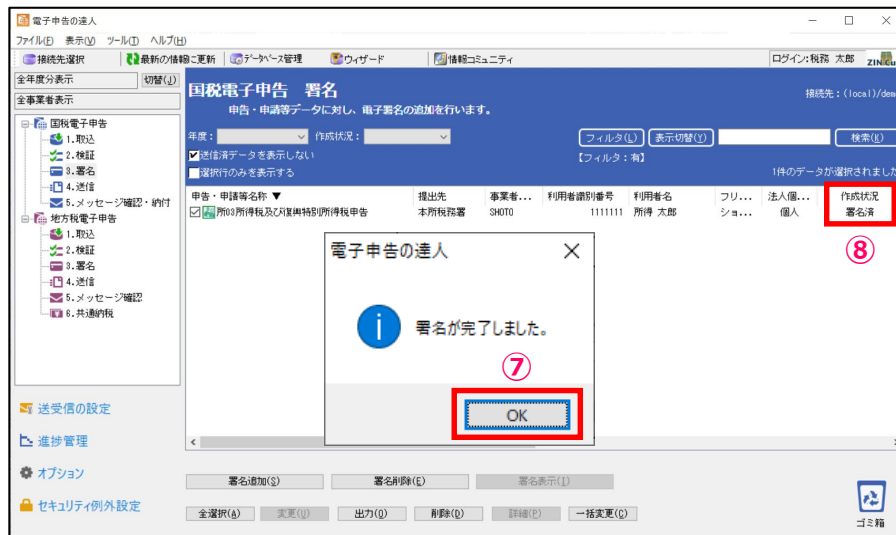
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (署名)



⑤暗証番号 (PINコード) を入力し、「OK」をクリック

⑥「OK」をクリック



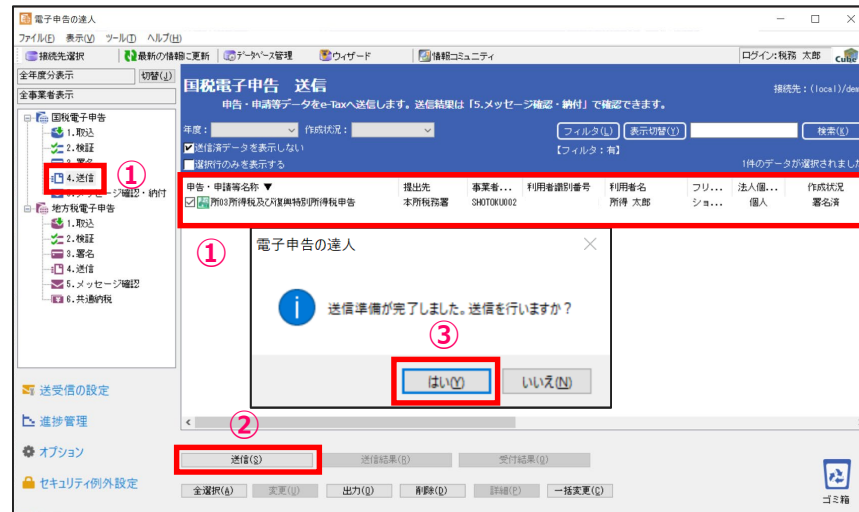
⑦「OK」をクリック

⑧作成状況が「署名済」になっていることを確認

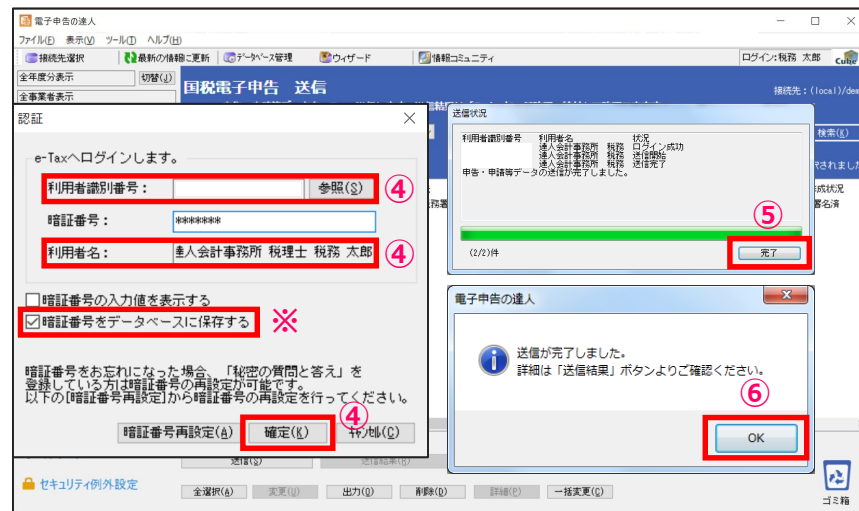
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (送信)

署名済の電子申告データをe-Taxに送信します。



- ①「4.送信」を選択し、送信対象の申告データにチェックが入っていることを確認
- ②「送信」をクリック
- ③「はい」をクリック



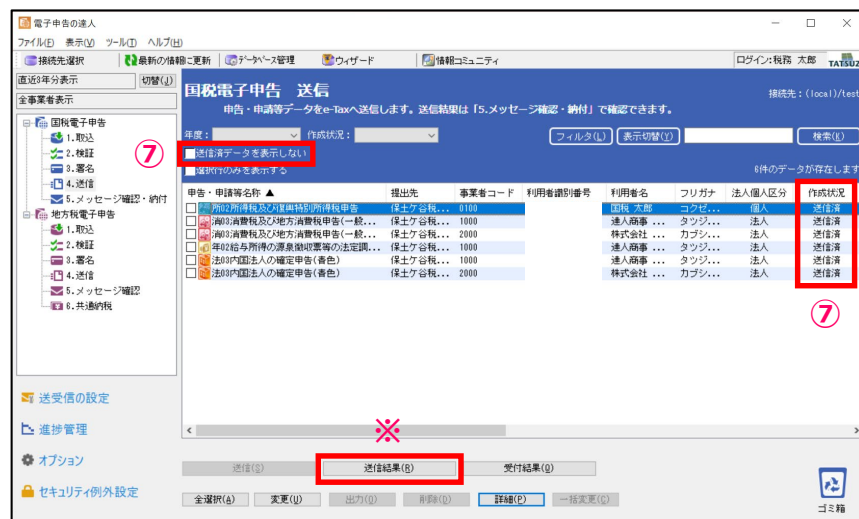
- ④「認証」画面で、「利用者識別番号」と「利用者名」が代理送信する税理士のものであることを確認後、暗証番号を入力して、「確定」をクリック
※「暗証番号をデータベースに保存する」にチェックを入れることで、次回の送信から暗証番号の入力が不要になります。

※メッセージボックスに共通フォルダ以外のフォルダを作成している場合、「受信通知格納フォルダ選択」画面が表示されます。

- ⑤「完了」をクリック
- ⑥「OK」をクリック

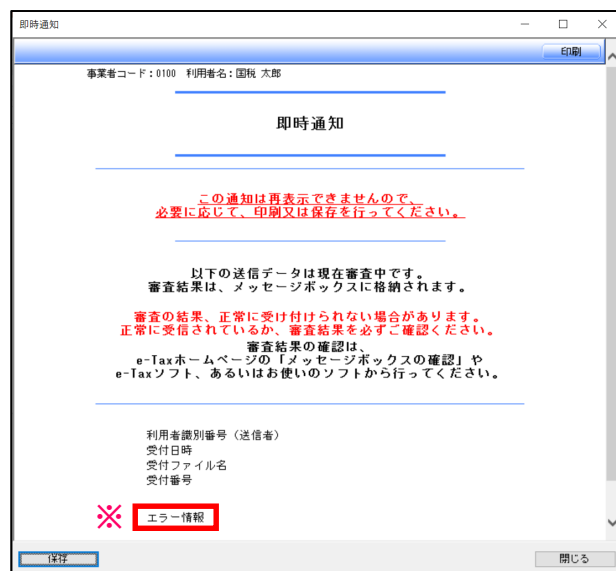
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (送信)



⑦「送信済データを表示しない」のチェックを外し、送信したデータにエラーがない場合には、作成状況が「送信済」となり、エラーがあった場合には「送信済（エラー）」と表示されます。

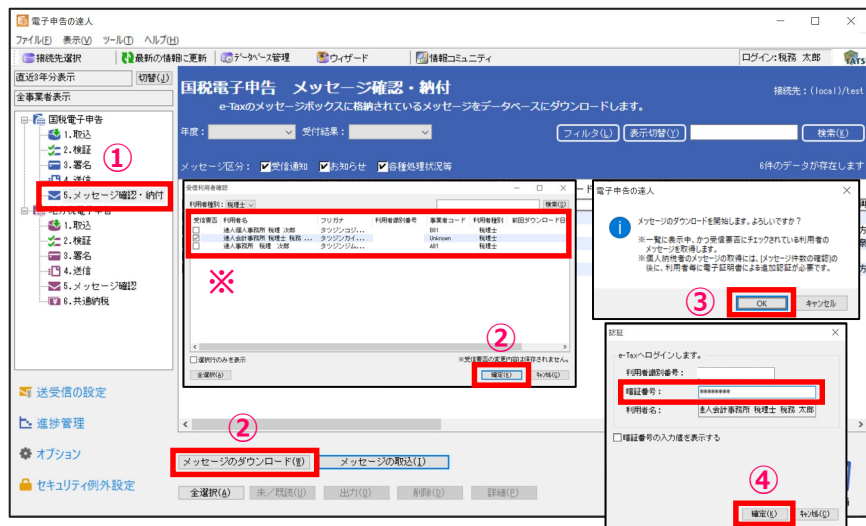
※作成状況が「送信済（エラー）」の場合には、「送信結果」をクリックし、「即時通知」のエラー情報にて、エラー内容を確認します。



4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (メッセージ確認)

・メッセージのダウンロード



※ 申告データを送信後、メッセージボックスに格納された受付結果 (受信通知) は自動的に「電子申告の達人」にダウンロードされます。
※ パスワード付きのフォルダを作成している場合は、パスワード入力後にダウンロードします。

① 「5.メッセージ確認・納付」を選択し、「受付結果 (メール詳細)」を確認

※ 受付サーバの混雑などにより、自動的にダウンロードできなかった場合には、以下の操作を行ってください。

② 「メッセージのダウンロード」をクリックすると、「受信利用者確認」画面が表示されるので、「確定」をクリック

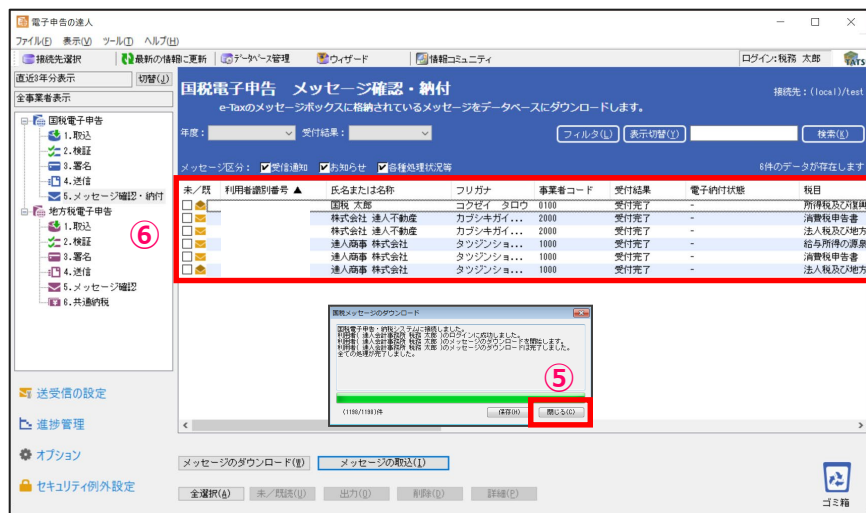
※ 必要に応じて、ダウンロードしたい利用者を選択することもできます。

③ 「OK」をクリック

④ 暗証番号を入力し、「確定」をクリック

⑤ メッセージのダウンロードが完了したら、「閉じる」をクリック

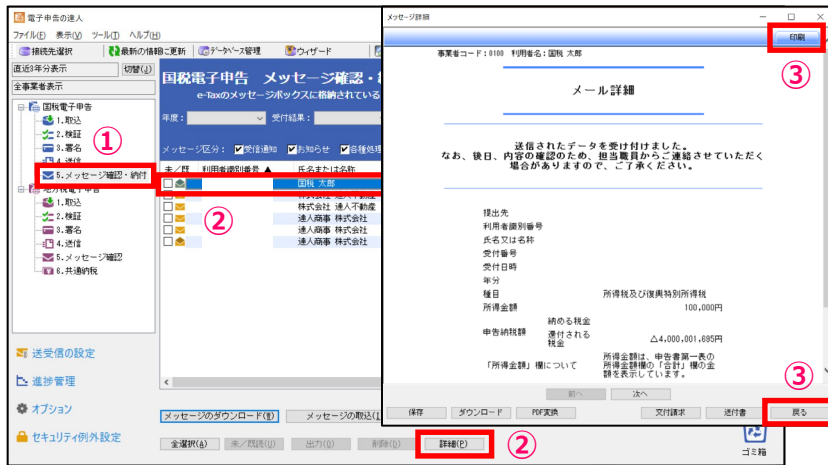
⑥ 受付結果がダウンロードされます。



4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (メッセージ確認)

・受付結果 (メール詳細) の表示、印刷



①「5.メッセージ確認・納付」を選択

②メール詳細を表示するデータを選択し、「詳細」をクリック

③メール詳細が表示されます。
メール詳細を印刷する場合には、右上の「印刷」をクリック
確認終了後、「戻る」をクリック

※受付結果 (メール詳細) は、「4.送信」の画面でも表示することができます。

・受付結果 (メール詳細) の一括印刷



①「5.メッセージ確認・納付」を選択

②対象のデータにチェックを入れ、「出力」をクリック

③出力対象のメッセージ詳細と必要なものを選択
出力方法は「印刷」を選択し、「OK」をクリック

④「印刷実行」をクリック

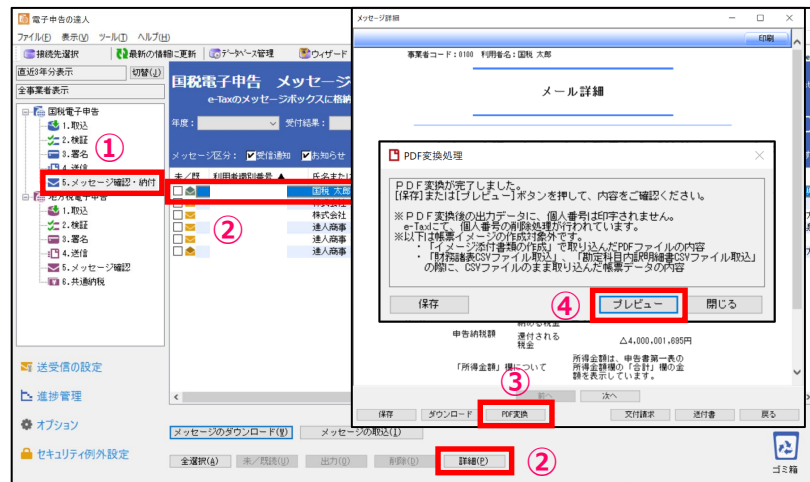
⑤「印刷」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (メッセージ確認)

受付結果に添付された実際の送信データを申告書の形式でPDFに出力することができます。
また、「受付日時」や「受付番号」が付与されているので、顧問先に提出する申告書 (控) として利用することもできます。

・申告データのプレビュー (PDF形式)



- ① 「5.メッセージ確認・納付」を選択
- ② PDF変換するデータを選択し、「詳細」をクリック
- ③ 「メッセージ詳細」画面で、「PDF変換」をクリック
- ④ 「プレビュー」をクリック

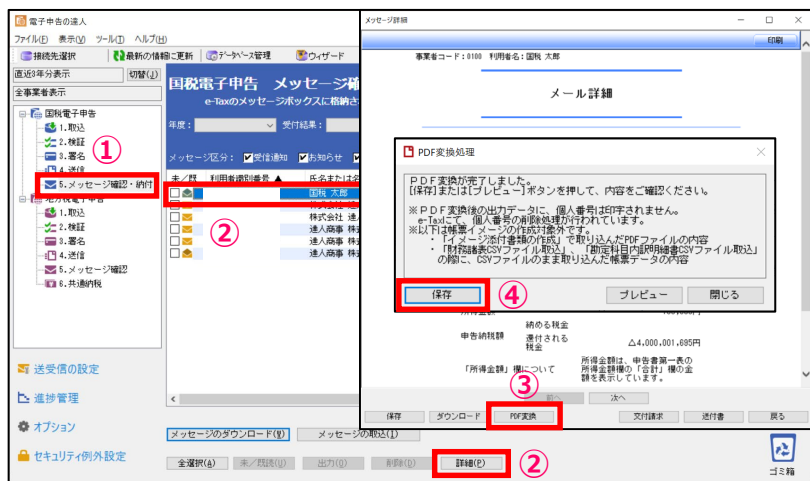


- ⑤ 申告データが表示されます。
※全ての帳票に、「電子申告完了済」「受付日時」「受付番号」が付与されます。

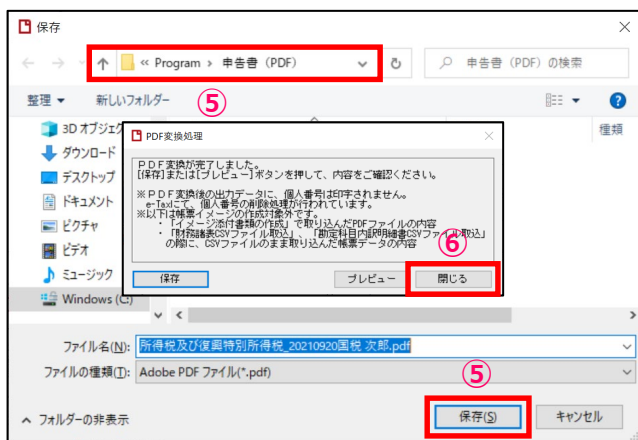
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (メッセージ確認)

・申告データの保存 (PDF形式)



- ① 「5.メッセージ確認・納付」を選択
- ② PDF形式で保存するデータを選択し、「詳細」をクリック
- ③ 「メッセージ詳細」画面で、「PDF変換」をクリック
- ④ 「保存」をクリック



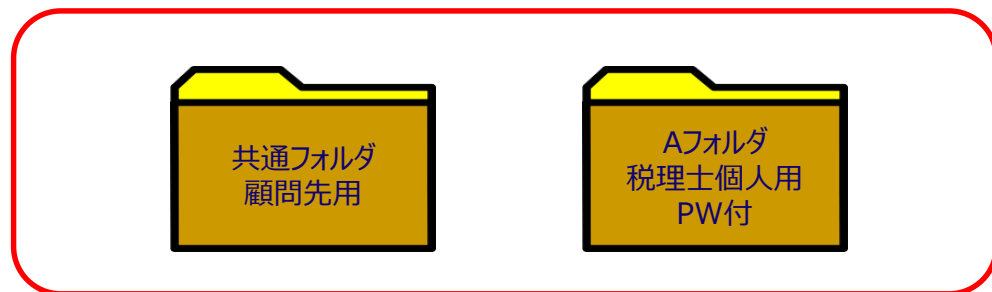
- ⑤ 保存先を指定して、「保存」をクリック
 - ⑥ 「閉じる」をクリック
- ※印刷をする場合には、保存したPDFを開いて印刷してください。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(2) e-Taxのメッセージボックス閲覧制限機能について

e-Taxのメッセージボックスにパスワード付フォルダを作成し、送信時に「受信通知」を格納するフォルダを指定することで、送信結果とその内容の確認ができる人を特定の人だけに限定することができます。

・メッセージボックス：運用例



- ・税理士個人用にパスワード付のフォルダを作成
- ・税理士個人の申告を電子申告で送信する際、「受信通知」の格納先を「税理士個人用フォルダ」に指定することで、パスワードを知っている税理士以外は閲覧不可
- ・顧問先の「受信通知」は、「共通フォルダ」に格納

4. 「電子申告の達人」基本操作

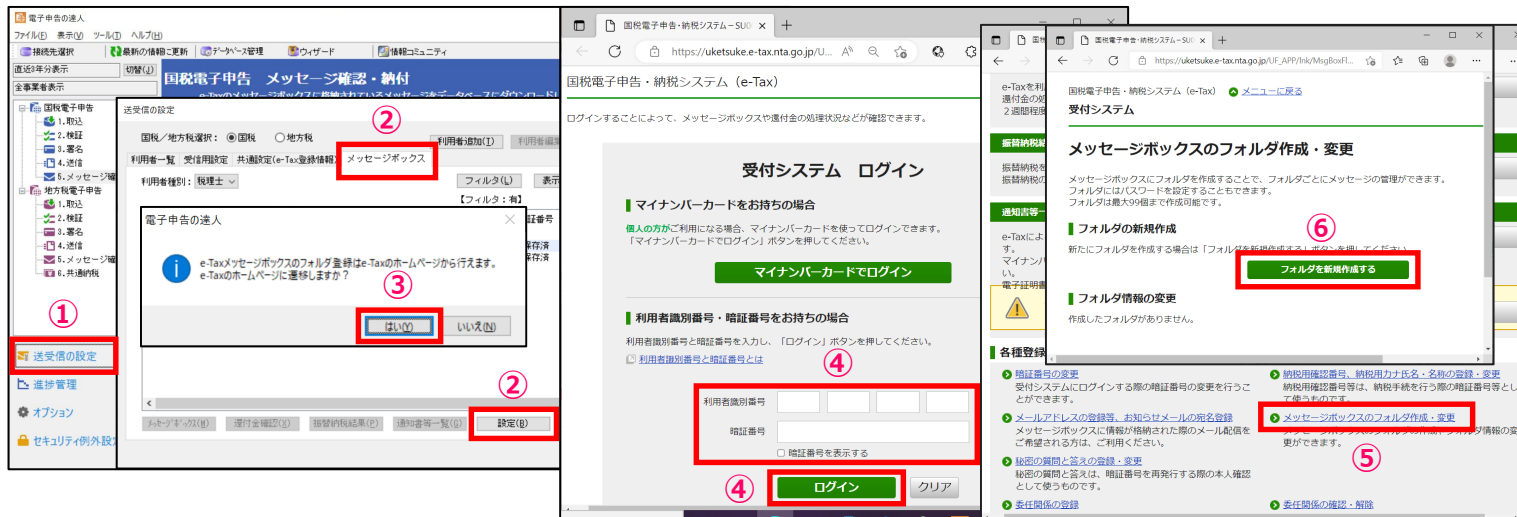
(2) e-Taxのメッセージボックス閲覧制限機能について

電子申告の達人では、以下の機能を用意しています。

- ①メッセージ格納先フォルダ指定機能（e-Taxのフォルダ作成状況を判定して自動表示）
- ②「受信通知格納フォルダ選択」画面の非表示設定機能
- ③ダウンロード対象のフォルダ指定機能

※フォルダの作成は、e-Taxで行ってください。

【参考】電子申告の達人でのフォルダ作成方法



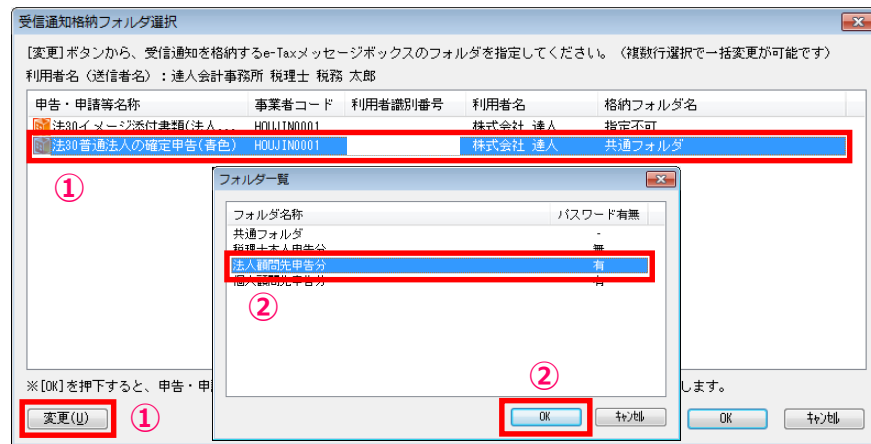
- ①「送受信の設定」を選択
- ②「メッセージボックス」タブを選択し、「設定」をクリック
- ③「はい」をクリック
- ④「利用者識別番号」「暗証番号」を入力し、「ログイン」をクリック
- ⑤「メッセージボックスのフォルダ作成・変更」をクリック
- ⑥「フォルダを新規作成する」をクリックし、作成

4. 「電子申告の達人」基本操作

(2) e-Taxのメッセージボックス閲覧制限機能について

①メッセージ格納先フォルダ指定機能（e-Taxのフォルダ作成状況を判定して自動表示）

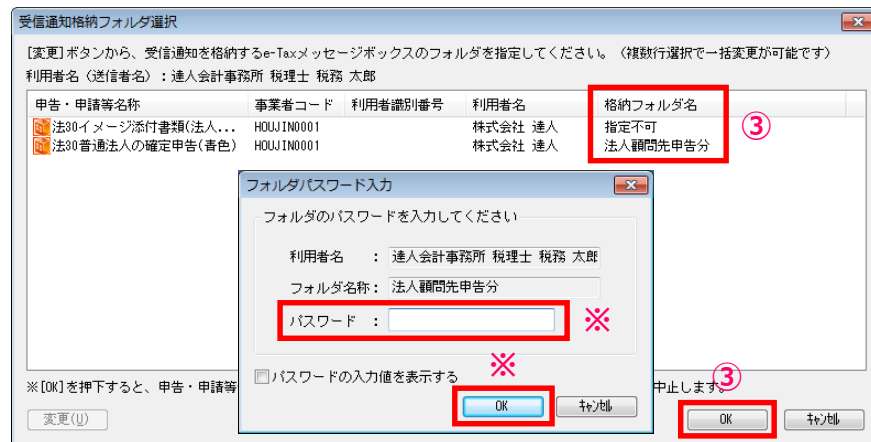
電子申告等データを送信する際、送信後に届く「受信通知」を格納するフォルダの指定ができます。



・「4.送信」を選択後、「送信」をクリック

①「受信通知格納フォルダ選択」画面で「受信通知」の格納先を変更するデータを選択し、「変更」をクリック

②「フォルダ一覧」画面で格納するフォルダを選択し、「OK」をクリック



③格納フォルダ名が指定したフォルダ名に変更されていることを確認後、「OK」をクリック

※フォルダにパスワードを設定している場合には、「フォルダパスワード入力」画面が表示されるので、パスワードを入力して、「OK」をクリックします。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(2) e-Taxのメッセージボックス閲覧制限機能について

②「受信通知格納フォルダ選択」画面の非表示設定機能

メッセージ格納先フォルダを指定する必要がない場合に「受信通知格納フォルダ選択」画面が表示されることを避けるため、「受信通知格納フォルダ選択」画面の非表示設定機能を追加

オプション

共通 取込 **送信** メッセージ確認 環境

署名追加、送信処理方法

署名追加、送信処理を別々に行う

署名追加、送信処理を続けて行う
※処理を続けて行う場合、「4. 送信」に[署名追加・送信]ボタンが表示されます。

処理実行中に警告メッセージを表示し、処理を一時停止する

ログイン時、暗証番号の有効期限が切れている場合

送信済のデータが存在する場合

送信スキップ対象のデータが存在する場合

ログインする利用者識別番号または利用者IDが、基本情報に設定した同項目(納税者・税理士)と一致しないデータが存在する場合

納税者情報がe-Taxで保有する情報と異なる場合

同時送信方式のデータが対応していない場合

メッセージボックスのフォルダパスワードを求められた場合

選択状態の自動解除実施

送信完了後に選択状態を自動でOFFにする(送信エラーは除く)

送信時の受付結果取得

送信と同時に受信通知メッセージを自動で取得する
※自動取得するのは、送信データに紐づく受信通知メッセージのみです。
※取得内容は[送受信の設定]-[受信用設定]に従います。

送信時の受信通知格納フォルダ指定要否

申告データ送信時、受信通知を格納するフォルダを指定しない
※e-Taxのメッセージボックスに複数フォルダが作成されている場合に有効となります。
※フォルダ指定を行わない場合、すべて「共通フォルダ」を指定します。

※当設定は現在使用している端末に限った設定となります。
複数端末を使用している場合、他の端末にも同様の設定を行ってください。

OK キャンセル

・「電子申告の達人」画面左下の「オプション」を選択し、「送信」タブをクリック

「送信時の受信通知格納フォルダ指定要否」の「申告データ送信時、受信通知を格納するフォルダを指定しない」にチェックを入れることで、送信時に「受信通知格納フォルダ選択」画面が表示されないよう設定できます。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(2) e-Taxのメッセージボックス閲覧制限機能について

③ ダウンロード対象のフォルダ指定機能

e-Taxメッセージボックスに複数のフォルダを作成している場合、全てのフォルダのメッセージをダウンロードすることでダウンロードに時間がかかることを避けるため、メッセージダウンロード対象のフォルダ指定機能を追加

オプション

共通 取込 送信 **メッセージ確認** 環境

即時通知、メッセージ詳細の欄外の表示方法

即時通知に以下情報を表示する

事業者コード 利用者名

メッセージ詳細に以下情報を表示する

事業者コード 利用者名

保存済の暗証番号でのログイン失敗時、および有効期限切れ時の処理方法

警告メッセージを出力
※ログイン失敗時：該当利用者を除いて処理続行、処理停止を選択
※有効期限切れ時：該当利用者は、有効期限の延長要否を選択する

自動的に該当利用者を除いて処理続行

メッセージダウンロード対象のフォルダ指定

ダウンロード対象を、メッセージボックス内の「全てのフォルダ」としない
※メッセージボックスに複数フォルダが作成されている場合に有効となります。
※「全てのフォルダ」を対象としない場合、「共通フォルダ」のみを対象とします。

国税分

地方税分

印刷設定

メッセージ詳細を印刷する場合の設定が行えます。
※余白、ヘッダーとフッターの変更ができます。
※用紙サイズ、用紙の向きは変更できません。

設定

※当設定は現在使用している端末に限った設定となります。
複数端末を使用している場合、他の端末にも同様の設定を行ってください。

OK キャンセル

・「電子申告の達人」画面左下の「オプション」を選択し、「メッセージ確認」タブをクリック

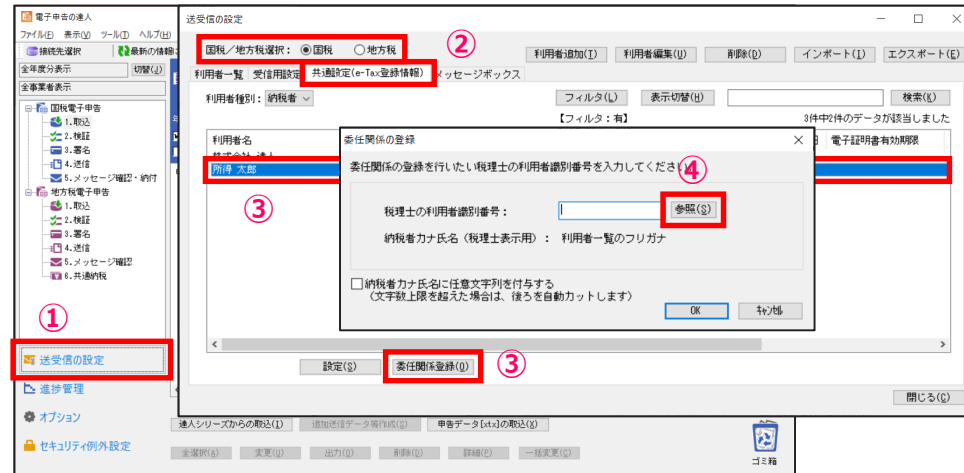
「メッセージダウンロード対象のフォルダ指定」の「国税分」にチェックを入れることで、複数のフォルダを作成している場合でも、メッセージ確認時に「共通フォルダ」に格納されているメッセージのみをダウンロードします。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(3) 委任関係の登録機能について

委任関係の登録について、これまでe-Taxホームページで行っていた操作を「電子申告の達人」で行えるよう機能追加しています。

① 委任関係の登録（納税者）



①「送受信の設定」をクリック

②「送受信の設定」画面で「国税/地方税選択」を選択（今回は国税）し、「共通設定（e-Tax登録情報）」タブをクリック

③委任関係の登録依頼を行う利用者名を選択し、「委任関係登録」をクリック

④「委任関係の登録」画面で、「参照」を選択



⑤「利用者一覧画面」で委任関係の承認依頼を行う利用者名を選択し、「確定」をクリック

⑥「OK」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

(3) 委任関係の登録機能について

電子申告の達人

指定した税理士の利用者識別番号に対して、委任関係の登録依頼を行います。よろしいですか？

OK キャンセル

委任関係の登録依頼完了

委任関係の登録依頼が完了しました。
結果欄が「失敗」の場合は、内容を確認の上、必要に応じて再登録依頼を実施してください。

処理件数： 1件 (成功： 1件、失敗： 0件、中止： 0件)

利用者識別番号(税理士)	税理士力才氏名(納税者表示用)	納税者力才氏名(税理士表示用)	結果	詳細情報
シケンゼイリシカイ	コクゼイ 67		成功	

保存(S) 閉じる(C)

認証

e-Taxへログインします。

利用者識別番号：

暗証番号：

利用者名： 所得 太郎

暗証番号の入力値を表示する
 暗証番号をデータベースに保存する

確定(D) キャンセル(C)

⑦「OK」をクリック

⑧暗証番号を入力し、「確定」をクリック

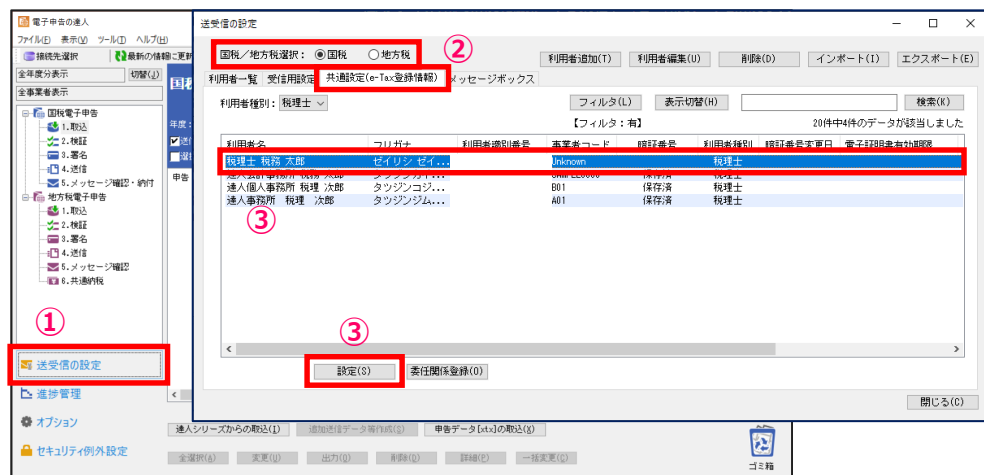
⑨「委任関係の登録依頼完了」画面が表示されます。
※結果が「成功」になっていることを確認して下さい。

⑩「閉じる」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

(3) 委任関係の登録機能について

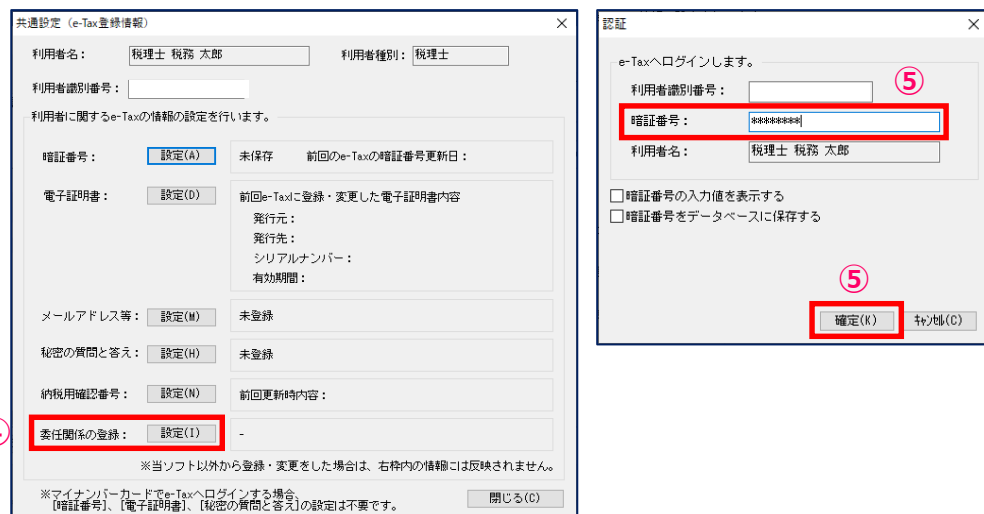
② 委任関係の承認



① 「送受信の設定」をクリック

② 「送受信の設定」画面で「国税/地方税選択」を選択（今回は国税）し、「共通設定（e-Tax登録情報）」タブをクリック

③ 委任関係の承認を行う利用者名を選択し、「設定」をクリック



④ 委任関係の登録の「設定」をクリック

⑤ 暗証番号を入力し、「確定」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

(3) 委任関係の登録機能について

⑥

⑦

⑥未承認一覧が表示されるので、承認を行う納税者にチェックを入れ、「承認」をクリック
※纏めて複数の納税者の承認を行うこともできます。

⑦「閉じる」をクリック

別の画面を表示するには該当の画面種別をプルダウンで選択し、「切替」ボタンをクリックして画面を繰り返えます。

※初期値で表示される画面は「未承認一覧」です。

- ・承認済み一覧
- ・否認・解約済み一覧
- ・全納税者一覧

© 2022 NTT DATA Corporation

NTT DATA

134

5. 「電子申告の達人」基本操作（電子納税）

5. 「電子申告の達人」基本操作（電子納税）

（1）国税の電子納税

「電子申告の達人」では、2022年12月31日現在、以下の税目（納付）に対応しています。

法人税、消費税、所得税については、「申告なしの予定申告納付、見込納付」にも対応しています。

対応税目	納付方式
法人税、地方法人税、消費税及地方消費税、復興特別法人税 申告所得税、相続税、贈与税、源泉所得税及復興特別所得税 申告所得税及復興特別所得税	ダイレクト納付※1
	インターネットバンキング※2 (登録方式)

※1. 届け出をした金融機関口座を指定して、直接納付する方式

※2. インターネットバンキング経由の納税方式

※ダイレクト納付対応金融機関については、以下のURLにてご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/kinyu.htm>

※インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関については、以下のURLにてご確認ください。

<https://www.pay-easy.jp/where/index.html>

5. 「電子申告の達人」基本操作（電子納税）

（1）国税の電子納税

「国税の電子納税（ダイレクト納付）」利用の手順

①「利用者識別番号」の取得

e-Taxホームページから「e-Taxの開始届出書」を提出し、利用者識別番号を取得します。

 ②税務署へ「ダイレクト納付届出書」を書面（銀行印押印）で提出

※詳細は右記URL <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm>

※メッセージボックスに登録完了のメッセージが格納されるとダイレクト納付が利用可能になります。（書面提出から1か月程度）

※個人納税者のみオンラインによる提出も可能（金融機関サイトでの認証作業が必要）

③申告書等を電子送信

④納付

電子送信後、「5. メッセージ確認・納付」にダウンロードされた「納付区分番号通知」から納付が可能です。

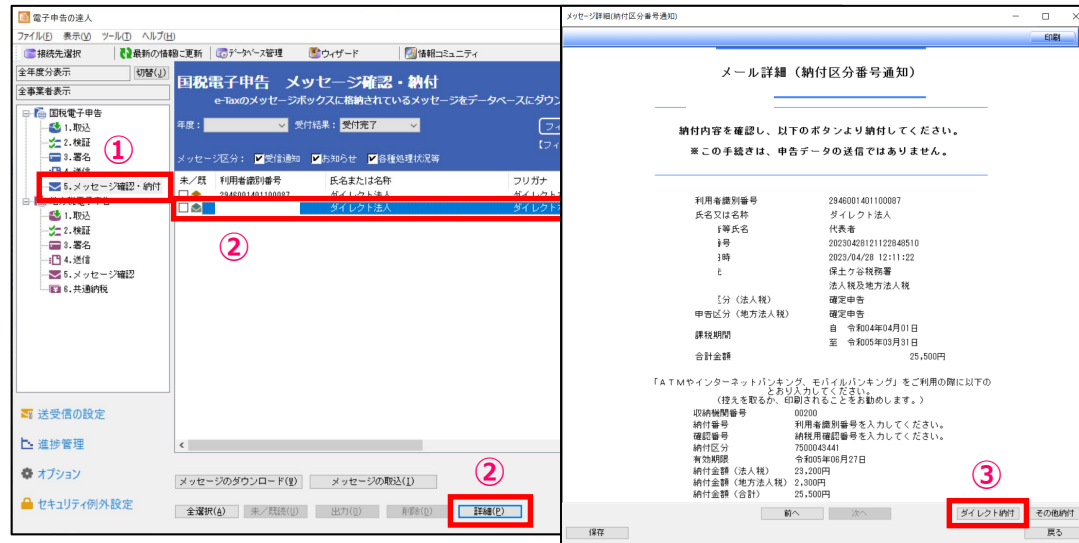
税理士による代理送信で顧問先が納付する場合には、e-Taxホームページからログインし、メッセージボックスに格納されている

「納付区分番号通知」から納付が可能です。

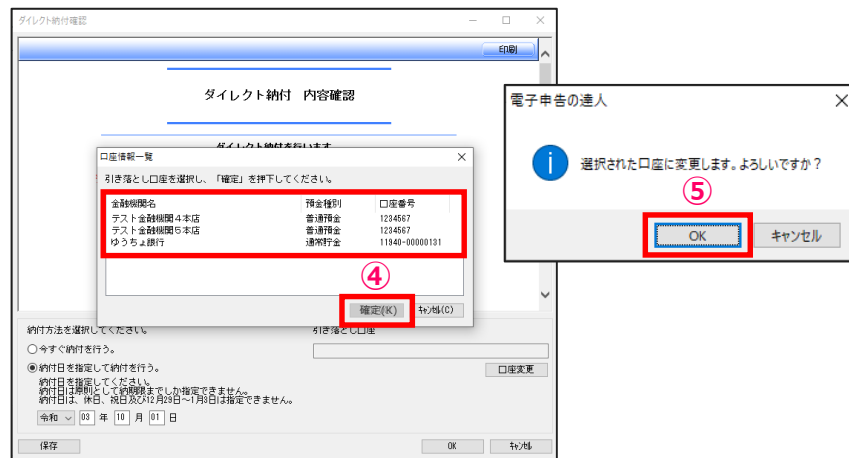
5. 「電子申告の達人」基本操作（電子納税）

(1) 国税の電子納税

・ダイレクト納付の流れ



- ① 「5.メッセージ確認・納付」を選択
- ② 納付を行う「納付区分番号通知」メッセージを選択し、「詳細」をクリック
- ③ 「ダイレクト納付」をクリック

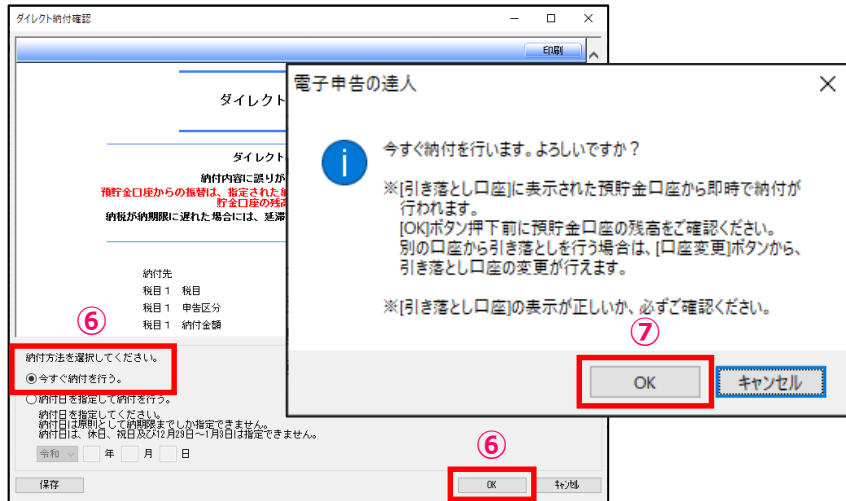


- ④ 「口座情報一覧」から引き落とし先の口座を選択し、「確定」をクリック
- ⑤ 「OK」をクリック

5. 「電子申告の達人」基本操作（電子納税）

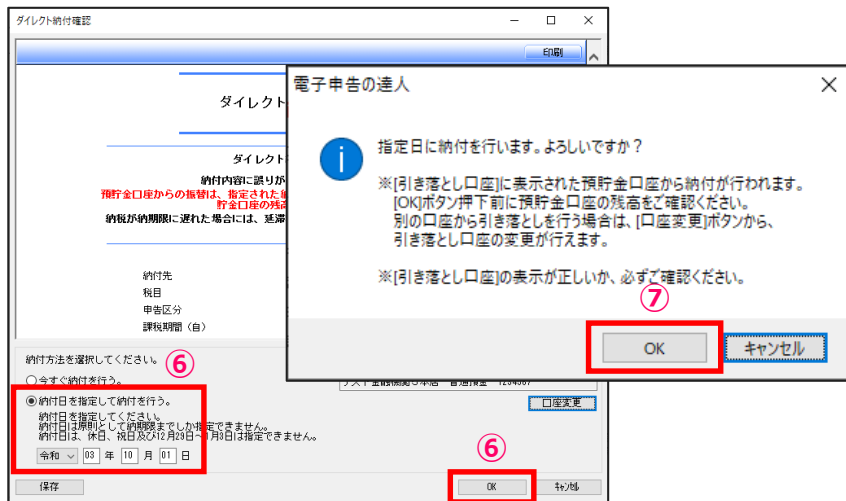
(1) 国税の電子納税

・ダイレクト納付の流れ



【今すぐ納付を行う場合】

- ⑥「今すぐ納付を行う。」を選択し、「OK」をクリック
- ⑦「OK」をクリック



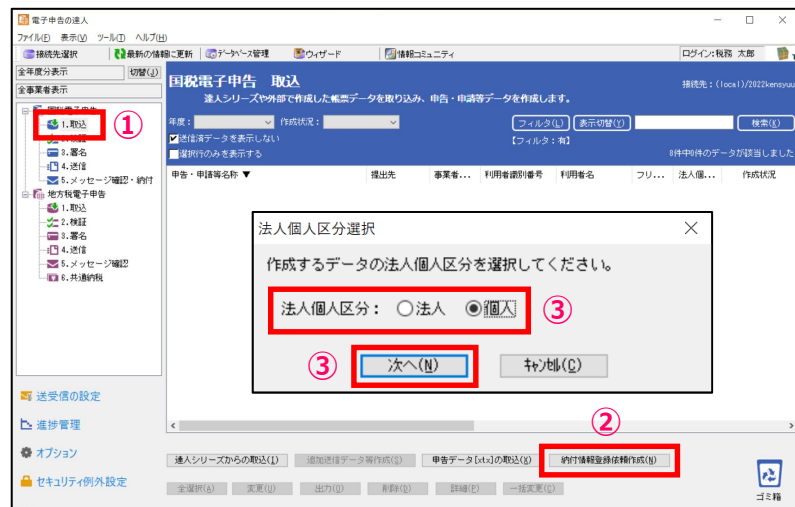
【期日指定して納付を行う場合】

- ⑥「納付日を指定して納付を行う。」を選択し、納付日を入力後、「OK」をクリック
- ⑦「OK」をクリック

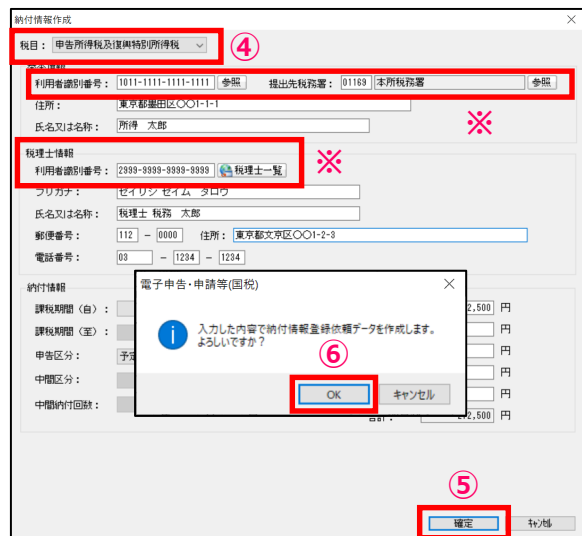
5. 「電子申告の達人」基本操作（電子納税）

（1）国税の電子納税（納付情報登録依頼）

申告のない予定申告納付などを行うための納付情報登録依頼が作成できます。



- ①「1.取込」を選択
- ②「納付情報登録依頼」をクリック
- ③「法人個人区分」を選択し、「次へ」をクリック

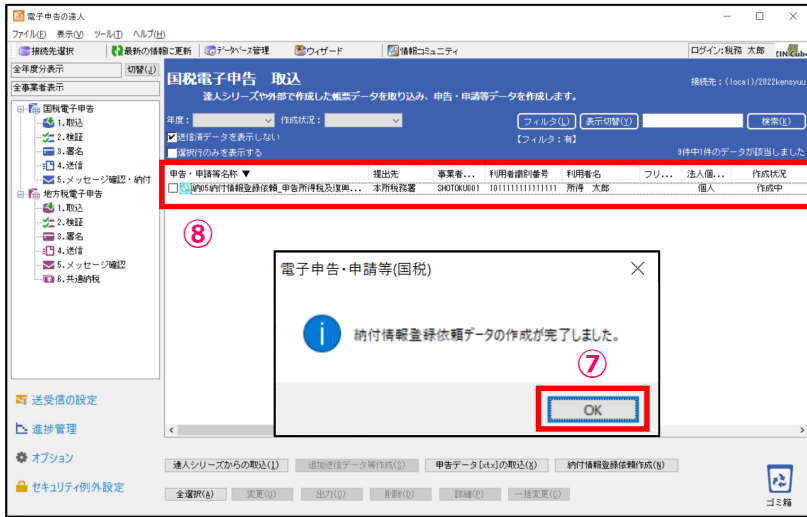


- ④「税目」を選択し、必要情報を入力
※利用者識別番号、提出先税務署は「参照」ボタンから選択できます。
※税理士情報は、「税理士一覧」ボタンから選択できます。
- ⑤「確定」をクリック
- ⑥「OK」をクリック

5. 「電子申告の達人」基本操作（電子納税）

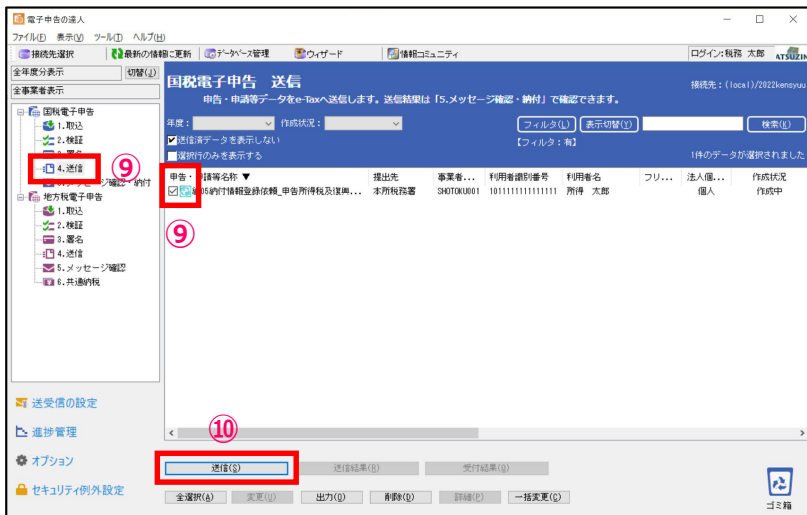
(1) 国税の電子納税（納付情報登録依頼）

・納付情報登録依頼の作成



⑦「OK」をクリック

⑧「納付情報登録依頼」が作成されます。



⑨「5.送信」を選択し、作成した「納付情報登録依頼」データにチェック

⑩「送信」をクリック

※ダウンロードされたメール詳細から納付を行ってください。

6. 新サービス 達人Cube「データ収集・配信」のご紹介

6. 新サービス 達人Cube「データ収集・配信」のご紹介

1. 達人Cube「データ収集・配信」とは

達人Cube「データ収集・配信」は、税理士事務所における「顧問先事業者からの資料収集」「収集状況の管理」を効率的かつセキュアに行うことができるサービスです。

税理士事務所、顧問先事業者ともにインターネットに接続できる環境があれば、ブラウザからいつでも利用できます。



2. サービス概要

達人Cube「データ収集・配信」の主な機能

- 資料収集依頼
 - ✓ 書類の詳細まで記載した収集依頼を作成可能
 - ✓ 収集する書類のサンプルや作成を依頼する資料のフォーマットを添付可能
- 収集状況管理
 - ✓ 各顧問先からの収集状況を一覧で確認可能
 - ✓ 紙で受け取った資料も事務所でデータ化し登録、管理が可能
- 保管機能
 - ✓ 申告年度、申告種類単位で収集資料を保存可能

名称	達人Cube「データ収集・配信」
月額利用料（税抜き）	5,000円（25GBあたり） ※最低契約容量は25GBです。25GBを超える容量のご契約については、25GBごとに5,000円／月が加算されます。なお、容量に上限はありません。

7. 一括処理 「所得税の達人」カスタマイズオプション

7. 一括処理（「所得税の達人」カスタマイズオプション）

■ 一括処理（「所得税の達人」カスタマイズオプション）のご紹介

「所得税の達人」カスタマイズオプションは、所得税の達人のオプション機能として、複数の顧問先データを横断的に処理（新規作成、取込み、出力など）することができます。

特に大量の所得税申告の業務を行う場合などの業務効率化機能としてご利用いただけます。

【主な機能】

- ① 顧問先データの一括新規作成
- ② 申告書の作成に必要な各種データの一括取込
- ③ 複数の申告データで作成した帳票の一括印刷
- ④ 税額等の申告情報の一括出力
- ⑤ 特定項目の一括置換
- ⑥ 顧問先一覧の出力

【年間利用料】

100,000円（税抜き）

※処理件数1,000件まで。それ以上の件数のご利用を希望される場合はお問い合わせ下さい。

8. その他

■テレワーク商材のご紹介

(1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

- ✓ 達人シリーズをクラウド化
- ✓ 達人シリーズのアップデートや端末の入れ替えにかかる手間を大幅に軽減
- ✓ ローカルPCにインストールした場合と変わらない操作感

(2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

- ✓ デスクトップ環境をまるごとクラウド化
- ✓ 主要連動会計ソフト動作検証済み、お手持ちのインストーラ等からインストール可能
- ✓ クラウド上で会計・税務データを管理・運用できるため安心

(3) 遠隔制御ソフト「RemoteView」

- ✓ 安価なコスト・簡単なセットアップでお手軽に利用可能
- ✓ 高度なセキュリティ機能と利用履歴の確認、ファイル移動の制限など大切な情報を安全な状態で管理可能

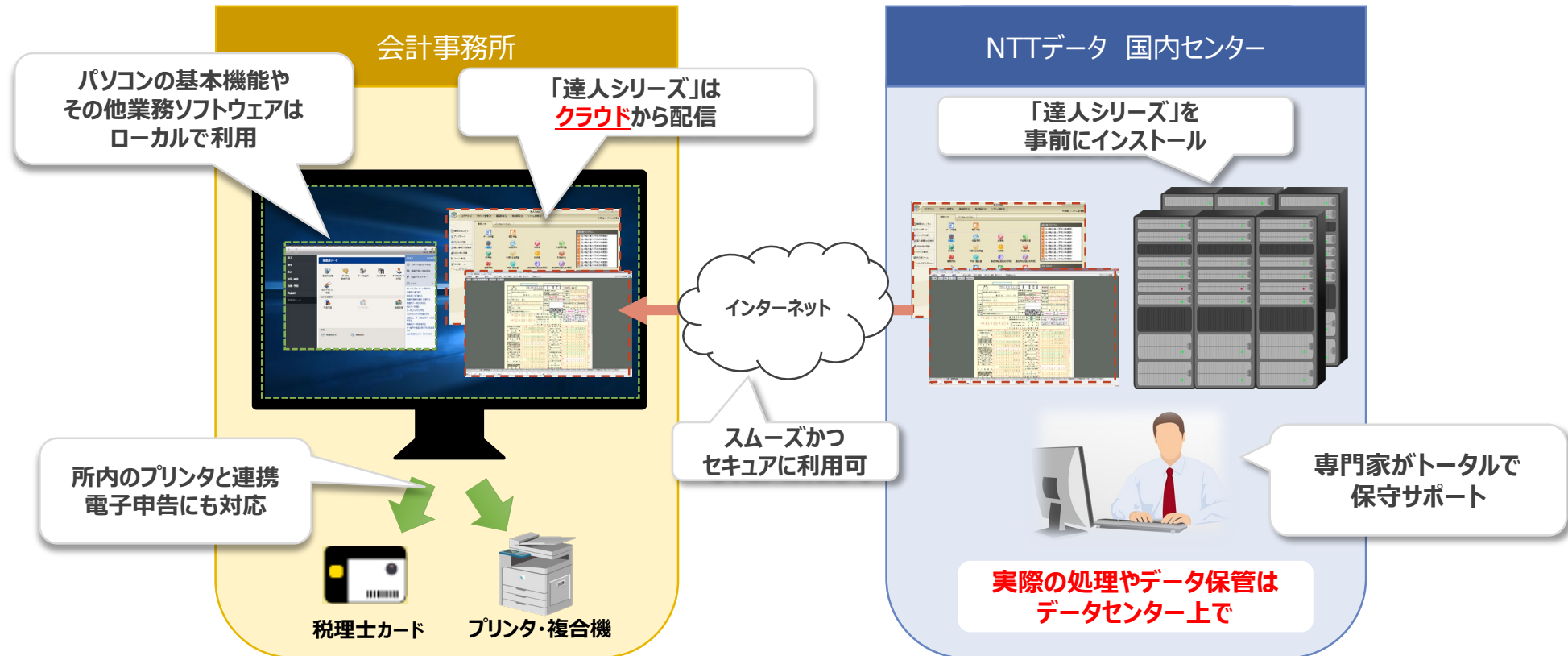
(4) 達人Cube「クラウドストレージ」

- ✓ インターネット経由で業務データをお手軽に保管
- ✓ 高度なセキュリティ機能により、大切な情報資産をセキュアに保全
- ✓ 万が一の災害時も、保管されたデータから即座に復旧できるため安心

(1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」とは、NTTデータのデータセンターで運用される仮想サーバーにインストールされた達人シリーズを、インターネットを介して事務所内のクライアント端末で利用できるサービスです。

達人シリーズのアップデートや端末の入れ替えにかかる手間を大幅に軽減するだけでなく、業務データをセキュアに保全できます。



(1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

【導入メリット】

① 達人シリーズをまるごとクラウド化でき、管理の手間から開放されます。

- ✓ 達人シリーズのアップデート作業は、クラウド上のサーバー1台だけでOK
- ✓ 事務所内のコンピュータにアプリやデータが残らないため、パソコンの入れ替えもラクラク
- ✓ ご契約中の達人シリーズを事前にインストール

② 万全のセキュリティでお客様の情報資産をお守りします。

- ✓ NTTデータの国内最大級のデータセンターで、専門エンジニアが24時間365日システム監視
- ✓ VMとローカルコンピュータの間の通信経路は暗号化
- ✓ ID & PW認証とクライアント証明書でアクセス制御

③ クラウド環境での業務を、お手軽にはじめられます。

- ✓ 達人Cubeだから最短三ヶ月からご利用可能
- ✓ 事務所規模に合わせた4プランをご用意
- ✓ Webブラウザからサクサク起動、セットアップも簡単

8. その他

(1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

①VM本体

【価格は全て月額、消費税別】

グレード	CPU数	メモリ	システム領域 (Cドライブ) 容量	標準販売価格	推奨利用人数
プラン1	4vCPU	8GB	100GB	16,000円	10名
プラン2	8vCPU	16GB	200GB	20,000円	25名
プラン3	12vCPU	24GB	300GB	24,000円	40名
プラン4	16vCPU	32GB	400GB	30,000円	60名

※OSとインストール済みアプリが30GB程度を専有します。

②クライアントアクセスライセンス

ライセンス数	標準販売価格
5CAL	13,500円
8CAL	21,600円
10CAL	27,000円

※**利用する人数分**のライセンス契約が必須です。

※10ライセンス以上は、5ライセンス追加ごとに13,500円/月が加算されます。

③共有ファイル領域 (Sドライブ)

契約単位	標準販売価格
50GB	3,600円

※最低契約容量は50GB、上限は2TBです。

※容量を削減する場合、8,500円の作業手数料が必要です。

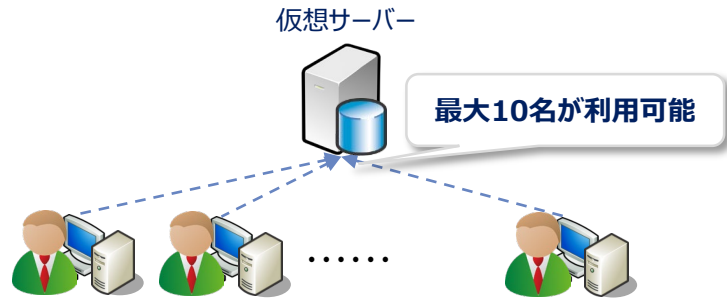
④業務ソフト(オプション)

名称	標準販売価格
MS Office Standard 2019	1,200円

(1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

■ 利用人数：10名

10名規模向けの仮想サーバー1台で運用



<構成>

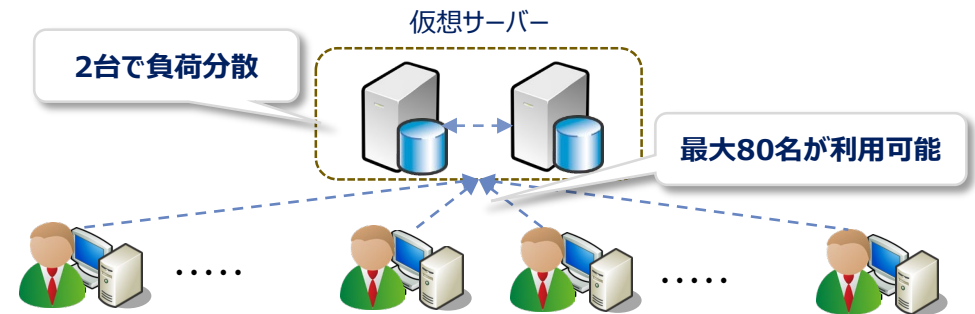
メニュー名	数量	金額
サーバ本体(プラン1)	1	16,000円
クライアントアクセスライセンス	10	27,000円
共有ファイル領域(Sドライブ)	50GB	3,600円

合計コスト(月額) **46,600円**

合計コスト(年額) **559,200円**

■ 利用人数：80名

40名規模向けの仮想サーバー2台で運用



<構成>

メニュー名	数量	金額
サーバ本体(プラン3)	2	48,000円
クライアントアクセスライセンス	80	216,000円
共有ファイル領域(Sドライブ)	200GB	14,400円

合計コスト(月額) **278,400円**

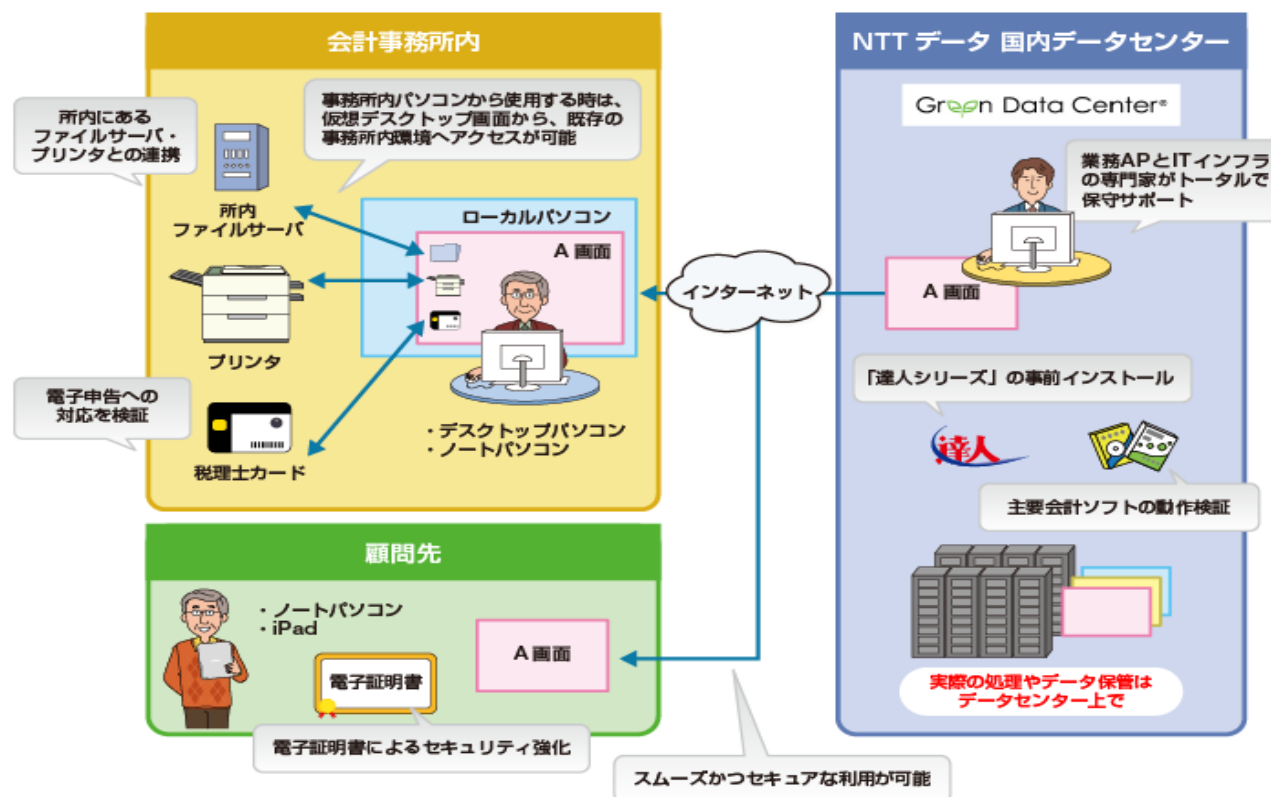
合計コスト(年額) **3,340,800円**

(2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

達人Cube「クラウドデスクトップ」は、税理士事務所の業務をセキュアかつ便利に推進するために開発されたデスクトップサービスです。

NTTデータのデータセンターで運用される仮想コンピュータ（VM：Virtual Machine）に対し、事務所内はもちろん、外出先からもアクセス可能で、いつものデスクトップ環境で業務を行う事が出来ます。

達人シリーズだけでなく主要会計ソフトや電子証明書についても動作確認済みのため、**税理士事務所の業務環境をまるごとクラウド化**できます。



(2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

【導入メリット】

①業務をまるごとクラウド化でき、システム管理の手間から開放されます。

- ✓ 達人シリーズや第四世代電子証明書を事前にインストール
- ✓ 主要連動会計ソフト動作検証済み、お手持ちのインストーラ等からインストール可能
- ✓ 全ての処理はクラウド側で実行されるため、事務所内PCは低スペックでOK

②万全のセキュリティでお客様の情報資産をお守りします。

- ✓ NTTデータの国内最大級のデータセンターで、専門エンジニアが24時間365日システム監視
- ✓ VMとローカルコンピュータの間の通信経路は暗号化
- ✓ ID&PW認証とクライアント証明書でアクセス制御

③総クラウド環境での業務を、お手軽にはじめられます。

- ✓ 達人Cubeだから最短三ヶ月からご利用可能
- ✓ 用途に合わせた2グレード（SSD採用により、サクサク作業）
- ✓ ローカルPCからのデータ移行も、エクスプローラーでラクラク

8. その他

(2) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

① VM本体

【価格は全て月額、消費税別】

グレード	CPU数	メモリ	システム領域 (Cドライブ) 容量	標準販売価格
スタンダード	4vCPU	8GB	100GB	12,500円
プロフェッショナル	8vCPU	16GB	200GB	15,000円

※OSとインストール済みアプリが30GB程度を専有します。

② VM単位オプション

名称	契約単位	標準販売価格
個人ファイル領域(Hドライブ)	20GB ※上限2TB	1,400円
MS Office Standard 2019	—	1,200円

③ 事務所単位オプション

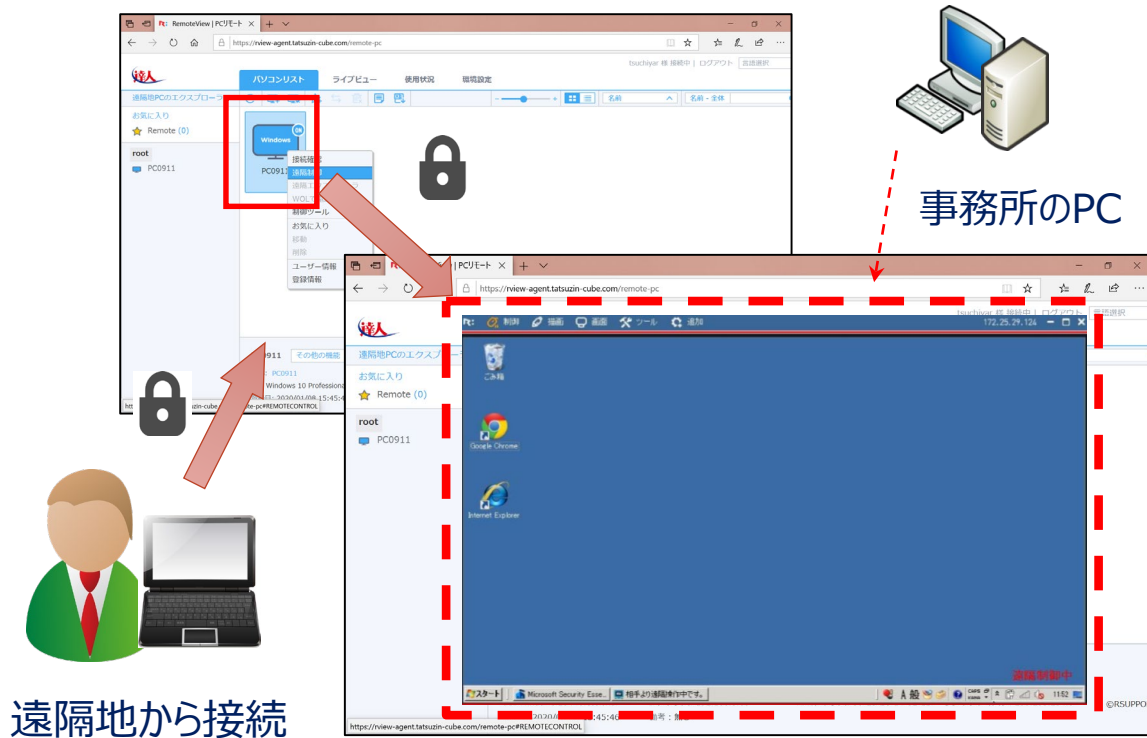
名称	契約単位	標準販売価格
共有ファイル領域(Sドライブ)	50GB ※上限2TB	3,600円
共有ファイル領域 アクセスライセンス	VM数 ※共有ファイル領域をご契約頂く場合、全VM台数分必要	300円

※Hドライブ、Sドライブの容量を削減する場合、8,500円の作業手数料が必要です。

(3) 遠隔制御ソフト「RemoteView」

「RemoteView」は、自宅や移動先からオフィスのPCに接続できるサービスであり、テレワークにもご活用いただけます。
暗号化によってセキュアに接続できるだけでなく、利用履歴も管理できるため、管理者の方も安心して導入いただけます。

【接続画面イメージ】



【RemoteViewの特徴】

① 快適な操作性

あたかもオフィスにいるかのように、PCを操作できます。

② 万全の安全性

暗号化通信だけでなく、利用履歴の確認、ファイル移動の制限など大切な情報を安全な状態で管理することができます。

③ 簡単なセットアップ

インターネット環境があれば、ブラウザから簡単に接続できます。

④ 安価なコスト

1ライセンスあたり11,800円/年でご利用いただけます。

(4) 達人Cube「クラウドストレージ」

達人Cube「クラウドストレージ」は、ログインIDやパスワードによる認証に加えて、インターネット回線による認証や端末認証など、より高度なセキュリティを実現したストレージサービスです。

【特徴】

- ・NTTグループが運営する国内最大級のデータセンター（お客様の保管領域）に、インターネット経由でお手軽に保管
- ・万が一一大規模な災害が起きた場合でも大切な情報資産をデータセンターに保管したデータを使って復旧。スムーズに業務を再開。
- ・達人シリーズのデータだけでなく、ExcelやWordなどの業務データにも対応

【利用料】

- ・10GB：500円/月～（消費税別）※最大5TBまで

◆「クラウドストレージ」はここが違います！

POINT 1：信頼のデータセンターによる安心バックアップ

データセンターへのアップロード・ダウンロードを行う際は、TSL通信により暗号化されています。アップロード時には、ウイルスチェックを行うので、常にセキュアな環境でご利用いただけます。

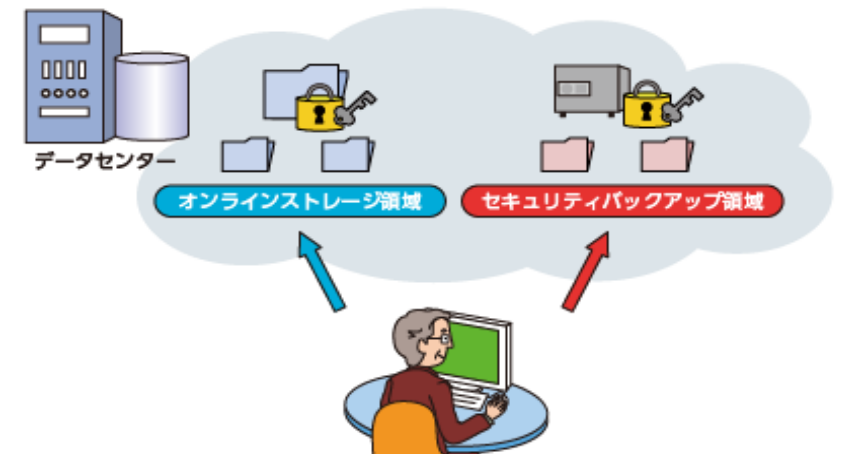
POINT 2：容量プランの充実ラインナップ

お手頃な10GBから大容量の5TBまで、充実のラインナップを安価でご提供します。

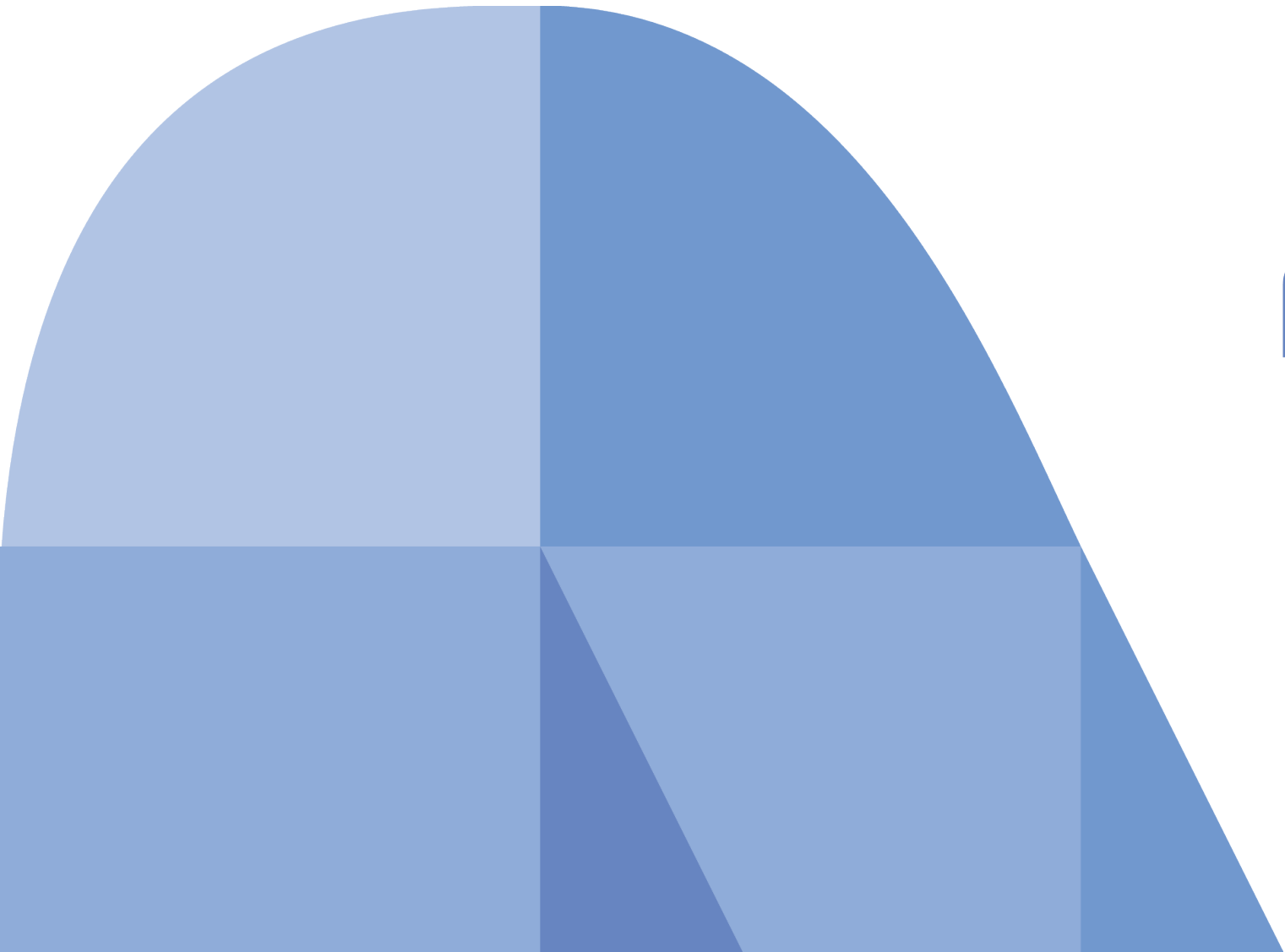
POINT 3：簡単操作で安心アップロード・ダウンロード

POINT 4：端末認証と回線認証による高セキュリティを実現

【システムイメージ図】



簡単操作でファイルやフォルダをアップロード・ダウンロードできます。



NTT DATA
Trusted Global Innovator